

いじめ総合対策 【第3次】

下巻〔実践プログラム編〕

令和7年6月
東京都教育委員会

[実践プログラム編]の構成について

下巻「実践プログラム編」は、上巻「学校の取組編」の内容を踏まえて、各学校において、「いじめに関する授業」や教職員研修を実施するためのプログラム、保護者・地域プログラムとして編集しており、上巻の内容に合わせて策定したものとなっています。

第3部「いじめ防止のための『学習プログラム』」では、「いじめに関する授業」で活用できるように、指導事例を示しています。学習指導要領の内容を踏まえた上で、「第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申」に示された、「児童・生徒一人一人が、互いを多様な存在として認め、『自己指導能力』を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分で考え行動に移すことができる」ようにするための取組が一層推進されることを目指して改訂しました。

各学校において、これらの指導事例を参考にして、子供たちの実態に即した授業計画を立てていただきたいと思います。

第4部「いじめ問題解決のための『教員研修プログラム』」には、全ての学校で必ず実施することが義務付けられている校内研修の取組事例を示しています。いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義や組織的対応の在り方などについて、分かりやすく理解できるよう構成しています。特に、「いじめの認知の判断までのプロセスも含めた、具体的な取組の充実」、「『学校いじめ問題対策委員会』における多角的な検証によるいじめの認知の徹底」、「学校における取組や教職員の意識について見直す機会の設定」、「教職員一人一人が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの活用」の4点を重視しています。

一人一人の教職員が、上巻「学校の取組編」に定められている取組を確実に実施することができるよう、このプログラムを十分に活用していただきたいと思います。

第5部「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」及び第6部「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」は、学校と保護者・地域が一体となって、いじめの防止に取り組んでいけるよう、保護者や地域の方々がいじめ問題について考えられるようにするために開発したプログラムです。保護者会や入学説明会、道徳授業地区公開講座等において御活用ください。

本書の上巻と下巻を関連させながら活用することにより、全ての教職員が、自信をもっていじめ問題^{いじめ}に対峙できるようになることを願っています。

東京都教育委員会では、令和6年度教育研究開発委員会で、「いじめ理解啓発委員会」を発足し、「自己指導能力を育成する発達指示的生徒指導～いじめの未然防止に向けて」という研究主題のもと、生徒指導提要（文部科学省令和4年12月）の基本的な方向性に即して、都内公立学校における、いじめの未然防止に向けた実践プログラムの研究・開発を行い、その効果を検証した。本巻では、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けるために必要な「生徒指導の実践上の視点」を各事例の中で示した。

「児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けるための視点」

（令和6年度 東京都研究開発委員会「いじめの理解啓発委員会」）

以下、（ ）内のページは、生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）を指す。

生徒指導の定義： 生徒指導とは、児童・生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的： 生徒指導は、児童・生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

（P13 第1章生徒指導の基礎）

生徒指導の目的を達成するためには、児童・生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要となります。

自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となります。
（P14 1.1.2 生徒指導の実践上の視点（2）共感的な人間関係の育成）

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。
（P15 1.1.2 生徒指導の実践上の視点（3）自己決定の場の提供）



学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要です。
（P14 1.1.2 生徒指導の実践上の視点（1）自己存在感の感受）

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。
（P15 1.1.2 生徒指導の実践上の視点（4）安全・安心な風土の醸成）

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

（P20 1.2.2 発達支持的生徒指導）

全ての児童・生徒を対象とした常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導として、**教育活動のあらゆる場面で、これらの視点を取り入れながら**児童・生徒の成長・発達を支えていくことが求められる。

下 巻 [実践プログラム編]

第 3 部

いじめ防止のための「学習プログラム」

第1章	「学習プログラム」の概要	8
第2章	「学習プログラム」の内容一覧	10
第3章	学習プログラム	
1	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成	
	• 児童会・生徒会等	12
	• 小学校低学年	14
	• 小学校中学年	18
	• 小学校高学年	22
	• 中学校	26
	• 高等学校	30
	• 特別支援学校	32
2	互いの個性の理解	
	• 小学校低学年	34
	• 小学校中学年	36
	• 小学校高学年	38
	• 中学校	40
	• 高等学校	42
	• 特別支援学校	44
3	望ましい人間関係の構築	
	• 小学校低学年	46
	• 小学校中学年	48
	• 小学校高学年	50
	• 中学校	52
	• 高等学校	54
	• 特別支援学校	56

下 巻 [実践プログラム編]

4 規範意識の醸成

• 小学校低学年	58
• 小学校中学年	60
• 小学校高学年	62
• 中学校	64
• 高等学校	66
• 特別支援学校	68

第4部

いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」

第1章	「教員研修プログラム」の概要	72
第2章	教員研修プログラム	
研修1	「いじめ」の定義の確実な理解	74
研修2	「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進	76
研修3	いじめ問題の解消に向けた組織的な取組	78
研修4	いじめを生まない環境づくり	80
研修5	専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組	82
研修6	いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携	84
研修7	「いじめ」の定義に基づくいじめの認知	86
研修8	いじめの早期発見のための情報共有	88
研修9	自己の取組を点検するレーダーチャートの活用	90
研修10	いじめの解消に向けて効果のあった取組	92
第3章	いじめ問題への対応事例	101

第 5 部

いじめについて学校と共に考える「保護者プログラム」

第1章	「保護者プログラム」の概要	108
第2章	保護者プログラム	
保護者1	学校いじめ防止基本方針	110
保護者2	いじめの早期発見	111
保護者3	相談しやすい環境づくり	112
保護者4	いじめへの対処	113
保護者5	インターネット上でのいじめ	114

第 6 部

いじめ問題解決のための「地域プログラム」

第1章	「地域プログラム」の概要	116
第2章	地域プログラム	118

おわりに

上 巻 [学校の取組編] 目次(概要)

はじめに

第1部 学校の取組

第1章 いじめ防止の取組を推進する6点のポイント

第2章 4段階の具体的な取組

- 1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～
- 2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～
- 3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～
- 4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～

第2部 資料



第 3 部



いじめ防止のための 「学習プログラム」

いじめ問題を未然に防いだり、適切かつ迅速に解決したりするためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要です。全ての教育活動を通じて、子供一人一人に対して、自らがいじめについて考え、自ら行動し、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けさせることができるよう、学習プログラムを開発しました。

「学習プログラム」の構成の特徴

プログラムの項目とねらい	上巻との関連
1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 《ねらい》 ○ いじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚する。 ○ いじめの防止に向けて、協力し合い、よりよい学校生活を作り出す自主的な態度を養う。	未然防止 (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
2 互いの個性の理解 《ねらい》 ○ 自分の良いところや、友達の良いところに気付き、生活の中で、どのように生かしていくかを考え、実行しようとする意思をもつ。 ○ 自分の良いところや友達の良いところを、「価値ある個性」と捉え、自尊感情や自己肯定感を育む。	未然防止 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
3 望ましい人間関係の構築 《ねらい》 ○ 相手の気持ちや立場を考えたコミュニケーションの在り方について考え、自他を尊重した望ましい人間関係を築く。 ○ 集団全体の合意形成に向けた話し合いを通して、相手の状況や目的に応じてコミュニケーションを図る力を身に付ける。	未然防止 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
4 規範意識の醸成 《ねらい》 ○ 集団生活や公共の場で守るべきルールやマナー、大切にすべきモラルについて考え、すすんで守ろうとする意欲をもつ。 ○ 法や決まりの意義について考えることを通して、他者と共生するために必要な規範を身に付けるとともに、主体的に決まりを守ろうとする態度を育む。	未然防止 (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

これらの4項目から編成するプログラムは、児童・生徒の発達の段階を考慮して作成し、「小学校低学年」、「小学校中学年」、「小学校高学年」、「中学校」、「高等学校」及び「特別支援学校」の6編で構成しています。

なお、「特別支援学校」に関しては、知的障害のある児童・生徒への指導事例として掲載しています。そのため、障害種別や児童・生徒の実態に応じて、「特別支援学校」だけでなく、他校種の項目を参考に活用してください。

「学習プログラム」の活用 (いじめに関する授業に活用できる学習指導案及び板書例、教材文や資料等を見開き2ページで掲載しています。)

「学習のねらい」、「評価」、「教育課程における位置付け」、「主な使用教材」を記載しています。

授業の流れや子供の反応例を掲載しています。板書の活用方法としても参考にしてください。

学校 学年		
4	規範意識の醸成	
◆学習のねらい	◆教育課程における位置付け	
◆評価	◆主な使用教材	
展開例		
	学習活動	○指導上の留意点
導入		
展開		
まとめ		

板書例		
発展的な展開例		
	学習活動	○指導上の留意点
展開		
生徒指導の実践上の視点		
(1) 自己存在感の感受 (2) 共感的な人間関係の育成 (3) 自己決定の場の提供 (4) 安全・安心な風土の醸成		

児童・生徒が自己指導能力を身に付けられるために、留意すべき「生徒指導の実践上の視点」を掲載しています。

「1 いじめをしない、させない、許さない意識の醸成」の「特別の教科 道徳」では、「公正、公平、社会正義」「相互理解、寛容」等、いじめと関わりの深い内容項目の学習指導案を2事例、「2 互いの個性の理解」以降の学習プログラムでは「発展的な展開例」を作成しました。いじめに関する授業の実施状況や学級の実態に応じて、見開きの左ページの「展開例」を繰り返し実施したり、「展開例」の展開部分を「発展的な展開例」に入れ替えて実施したりすることができます。

年間を見通した「学習プログラム」及び「教員研修プログラム」の活用時期例(中学校)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
早期発見の取組	校内研修① 【「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進】	校内研修② 【「いじめ」の定義の確実な理解】	いじめに関する授業① 【いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成】	校内研修③ 【いじめ問題の解消に向けた組織的な取組】	校内研修④ 【いじめ問題の解消に向けた組織的な取組】 重大事態への対処	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
早期発見の取組		いじめに関する授業② 【望ましい人間関係の構築】	校内研修⑤ 【自己の取組を点検するレーダーチャートの活用】	いじめに関する授業③ 【規範意識の醸成】		校内研修⑥ 【いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組】

…いじめに関する授業

第2章

「学習プログラム」の内容一覧

No.	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年
1	いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 自分の好き嫌いとらわれず、誰に対しても仲間外れにしない心情を育てる。(p14) 友達を仲間外れにせず、仲良くし、互いに助け合っていこうとする態度を育てる。(p16)	自分と異なる思いや考えを大切にできる心情を育てる。(p18) いじめをすることなく、誰とでも公平に接しようとする態度を育てる。(p20)	相手の気持ちを考えて行動し、互いに信頼し合い、友情を深めていこうとする心情を育てる。(p22) 誰に対しても偏見をもつことや差別をすることなく、公正・公平な態度で接し、正義の実現に努めようとする態度を育てる。(p24)
【児童会・生徒会活動等】 ・児童・生徒によるいじめ防止に向けた協議会 ・委員会活動におけるいじめ防止に向けた取組			
2	互いの個性の理解 友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知ること、自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育てる。(p34)	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていこうとする態度を育てる。(p36)	自分の良いところ、友達の良いところを見付け、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かしていこうとする態度を育てる。(p38)
3	望ましい人間関係の構築 友達とより良い人間関係を形成するには、相手のことをよく知る必要があり、相手の話をしっかり聞くことが大切であることを理解させる。(p46)	コミュニケーションを行う上で、言葉で伝えることに加え、相手の動きや表情をよく見たり、よく聞いたりして、相手が話したいことを知ろうとすることも大切であることを理解させる。(p48)	コミュニケーションを図ることで、互いに意思や感情、思考を伝え合うことや、新たな考えに気付いたり、考えを深めたりできることを理解させる。(p50)
4	規範意識の醸成 いじめは、相手の心や体を傷付ける行為であることを理解させるとともに、いじめのないすてきな学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにする。(p58)	いじめが起きたときにどうすればよいか考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしない態度を育てる。(p60)	考え方や感じ方は人によって違っており、その違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させ、考えや気持ちを伝える方法を考えさせる。(p62)

【 】 学習のねらい】

中学校	高等学校	特別支援学校
互いの立場を尊重し、いろいろなものの見方があることを理解し、寛容の心をもとうとする態度を育てる。(p26) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、正義を実現しようとする態度を育てる。(p28)	考え方や価値観の違いを認識し、互いを尊重することにより、より良い学級や学校、豊かな未来を築くことができることを認識させる。(p30)	自分の好き嫌いにとらわれず、誰とでも仲良く接することができる心情を育てる。(p32)
・ いじめ防止のためのシンポジウム ・ いじめ防止啓発作品づくり		
職場体験における経験を、明日からの学校生活でどのように生かしていくか考え、実践する態度を養う。(p40)	様々な人々の視点から地域社会における課題について考えることで、他者と協働して課題解決に当たろうとする態度を育てる。(p42)	自分の良いところ、友達の良いところを積極的に見付けようとする態度を育てる。(p44)
コミュニケーションにおいては、互いに意思や感情、思考を伝達し合うことや、相手の考えを尊重して話し合うことが大切であることを理解させる。(p52)	言葉や感情表現によって相手への意思の伝わり方が異なることを理解させるとともに、自分の意思を正しく伝え、受け止めてもらえるような表現を行っていこうとする態度を育てる。(p54)	コミュニケーションとは、互いに意思や感情、思考を伝達し合うことであり、言葉や文字だけでなく、声の大きさや話し方や態度などが大きな役割を果たすことを理解させる。(p56)
SNS等の上手な使い方について学び、自分たちの身を守るためのルールを考え、行動できるようにさせ、インターネット上での規範意識を育む。(p64)	SNS等を介したトラブルやいじめについて知り、加害者にも被害者にもならないための防止策や、対処方法を身に付けさせ、インターネット上での規範意識を育む。(p66)	いじめをなくすために、自分ができることを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしないための態度を育てる。(p68)

児童会・生徒会等

1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

児童・生徒によるいじめ防止に向けた協議会

学校や学年、学級において、児童・生徒が、いじめを防止するための取組について考え、話し合い、自分自身で判断し、行動する力を育む。

<具体的な活動の流れ>

学校で行う場合

- 1 各学年で委員を選出し、代表児童・生徒が学校のいじめ防止の取組や友達への関わり方について、協議を行う。
- 2 協議の内容を、朝会や校内放送、校内掲示物等でどうしたらいじめが防止できるかについて周知・啓発することで、いじめを許さない環境づくりを行う。

学年で行う場合

- 1 各学級から委員を選出し、代表児童・生徒が学年の取組等について、協議を行う。
- 2 その内容を当該学年の学級で周知し、各学級でそのことについて、話し合う。
- 3 代表児童・生徒による協議で、各学級からの意見を集約し、学年の取組等について、検討する。
- 4 決まったことを、学年集会や学年の掲示物等で周知・啓発することで、いじめを許さない環境づくりを行う。

学級で行う場合

- 1 学級活動等で、いじめを防止する取組について協議を行う。
 - 2 決まったことを、掲示物等で周知・啓発することで、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ※ 学校公開等で地域住民や保護者等を交えて話し合いをすることも効果がある。

期待される効果

いじめ防止に向けて、児童・生徒自身がいじめについて、自ら考え、判断し、行動する力を育む効果が期待できる。

委員会活動におけるいじめ防止に向けた取組

各種委員会活動を通して、児童・生徒にいじめは絶対に許されない行為であることを啓発し、いじめを許さない環境づくりを促進する。

<具体的な活動の流れ>

放送委員会

友達にしてもらってうれしかったことの発表

- 1 校内放送で、放送委員会として「いじめ防止」に関わる「一人一人の良さ」に着目した放送を行う。児童・生徒は校内放送で友達にもらってうれしかったことの発表を聞く。
- 2 発表を聞いた感想を学級・学年間で交流し、「友達の良さ」について考えを深める。

図書委員会

いじめをテーマにした本の読み聞かせ・紹介・感想の発表等

- 1 図書集会や校内放送で、図書委員会として「いじめ防止」に関わる本の読み聞かせ等を行う。
- 2 児童・生徒は、読み聞かせの感想を学級・学年間で交流し、「いじめ」について考えを深める。

生活委員会

校内の言語環境の改善及び充実等

- 1 生活委員が一日を振り返り、学活等で誰かを傷付ける言葉がなかったか等を振り返りながら、言語環境に対する意識を高める。
- 2 日々の取組を基に、望ましい言語環境について考える機会を設ける。ポスター等を掲示することにより、児童・生徒全体の意識の向上を図るとともに、いじめを許さない環境づくりの担い手となる。

期待される効果

同じ目的の下に委員会同士が協力して活動することなどを通して、児童・生徒の主体性を育む効果が期待できる。

各学校は特別活動等の時間を活用して、いじめの防止に向けた、児童・生徒自身がいじめについて考え行動できるようにするための様々な取組を行っており、その一例を掲載している。保護者や地域の方々と一緒に取り組んだり、保護者会や学校だより等、様々な場面や方法で発信・共有したりしていくことが大切である。様々な取組をつなぎ合わせ、「いじめをしない、させない、許さない」学校・地域づくりを目指す。

いじめ防止のためのシンポジウム

児童・生徒と地域住民がいじめ問題をテーマに意見を交流し、いじめ防止に向けた意識啓発を図る。

<具体的な活動の流れ>

- 1 各小・中学校で、いじめ防止のために取り組んでいることについて、ポスターを作成する。
- 2 シンポジウムの開催に当たり、連合生徒会（各中学校の生徒会役員の集まり）で、シンポジウムに込めた思いをテーマにする。（例「心と心の思いやり～人の気持ちに気付ける人へ」等）
- 3 いじめ防止のためのシンポジウムをホール等の公共施設で開催する。参加者は、テーマに込めた思いを基に集う。
 - ・児童・生徒によるポスターセッション
 - ・地域住民との意見交換
 - ・中学校の代表生徒による全体発表
- 4 シンポジウム開催後、各校でシンポジウムの内容を共有したり、自校の取組の工夫・改善を図ったりすることで、学校全体でいじめ防止に向けた意識を高める。
- 5 作成したポスターを役所等に掲示する。



【ポスターセッションの様子】

期待される効果

いじめ防止に向けて、児童・生徒自身がいじめについて考え、行動するとともに、シンポジウムを通じて相互理解を深め、地域全体でいじめ防止に向けた取組が期待できる。

いじめ防止啓発作品づくり

いじめ防止をテーマにしたポスター・標語などの作品づくりを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを啓発する。

（例）いじめに関する人権標語

<具体的な活動の流れ>

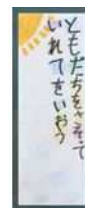
- 1 いじめに関する授業を行う。
 - 2 児童・生徒がいじめに関する人権標語を作成する。「いじめは悪い」、「いじめをしてはいけない」ということだけではなく、「どうすればいじめがなくなるか」について表現する。
- 【作品例】
- ・「だいじょうぶ？」この一言で 心ほかほか
 - ・がまんせず ぼくが聞くよ その気持ち
 - ・やらないで みんなでやろうよ 協力して
- 3 校内や地域の交流施設等で展示し、保護者や地域関係者と思いを共有する。
 - 4 各校の代表作品を役所等に展示する。

※ 人権感覚を身に付けるための機会を定期的に設け、他者を思いやる心や相手を認めることの大切さを確認できるようにする。

※ 「ふれあい月間」や「人権週間」に合わせて実施するとより効果的である。



【展示の様子】



【児童の作品】

期待される効果

全校児童・生徒が標語の作成に関わったり、作品を校内外に掲示したりすることで、いじめ防止に対する意識を高め、持続させる効果が期待できる。

◆学習のねらい

自分の好き嫌いにとらわれず、誰に対しても仲間外れにしない心情を育てる。

◆評価

友達に対して好き嫌いせず、仲間外れにしないで生活していこうとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（公正、公平、社会正義）

◆主な使用教材

「さるくんは だめ」（東京都教育委員会 「令和5年度 東京都道徳教育教材集 小学校1・2年生版 心あかるく」）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 友達と一緒にいて、うれしかったことを発表する。	○ 学級の実態に合わせて、事前アンケートを取り、気付いたことを発表できるようになる。
展開 35分	2 教材「さるくんは だめ」を読み、話し合う。 ◇ さるくんが、「ぼくも 入れて」と言ったとき、りすさんたちはどんな気持ちになったでしょうか。 ◇ 「しんとなってしまった」とき、りすさんたちはどんな気持ちだったでしょうか。 【中心発問】おこりんぼうのさるくんを仲間外れにした、りすさんたちを皆さんはどう思いますか。 3 学級 みんなが気持ちよく生活できるように一人一人ができることを考え、伝え合う。	○ 個人で考える時間を設けた後、ペアや班で考えられるようにする。 ○ どんな相手に対しても、仲間外れにしないことの大切さに気付けるようにする。 ○ 実施時期によっては、3の学習活動を「考えたことをワークシートにまとめて、発表する。」等に置き換える。
終末 5分	4 教師の説話を聞く。	○ 教師が低学年のときに、学級 みんなが気持ちよく生活できるように行った経験を話す。

板書例

さるくんは
だめ

ぼくも入れて。おいしいケーキの作り方をしているよ。

今日のごめんね。
・だって、さるくんはすぐおこるのだから。
・さるくんがおこったら、せっかくたのしいのに、たのしくなくなるもの。
・おこったら、こわいもの。いっしょにやりたくない。

しんとなつたとき
・さるくんおこっていたな。
・さるくん、かわいそうだな。
・わるいことしたな。
・あやまろうかな。
・ゆるしてくれるかな。

さるくんといっしょにケーキをつくっているとき。
・やっぱりみんなといっしょがたのしいな。

このクラスのみんなが
きもちよくせいかつできる
ために、なにができるだろう。
・なかまはずれをしない。
・いやなことやこまかったことがあったら、ことばでもだちにつたえる。
・せんせいに、そうだんする。

教材文

さるくんは だめ

「そよ風の森で、りすさんが、木のみを さがして います。
そこへ、なかよしの 小鳥さんが やって きました。」
「りすさん、何を して いるの。」
「木のみを さがして いるの。たくさん あつめて、おいしい 木のかきを 作るのよ。」
「いいなあ。わたしも 入れて。わたしは、上の方の 木のみも とれるのよ。」
「もちろん。いっしょに 作りましょう。」

しばらくすると、いつも おもしろい きつねくんが やって きました。

「りすさんと 小鳥さん、何を して いるの。」

「木のみを さがして いるの。たくさん あつめて、おいしい 木のかきを 作るのよ。」

「いいなあ。ぼくも 入れて。ぼくは、木のみを さがすのが 上手なんだよ。」
「もちろん。いっしょに 作りましょう。」

また しばらく すると、おこりんぼうの さるくんが やって きました。

「りすさんと 小鳥さんと きつねくん、何を して いるの。」

「木のみを さがして いるの。たくさん あつめて、おいしい 木のかきを 作るのよ。」
「いいなあ。ぼくも 入れて。ぼくは、おいしいかきの 作り方を 知って いるよ。」

りすさんと 小鳥さんと きつねくんは、目を 合わせて、少し 考えて しまいました。

「さるくん、また こんど、いっしょに 木のかきを 作りましょう。今日は ごめんね。」

そう 言って ことわりました。さるくんの 顔は まっかになり ました。そして、ブンブン おこって、足を ふみながら 帰って きました。

「しょうがないよね。」
「しょうがないよね。」

りすさんと 小鳥さんと きつねくんは、また 木のみを さがしはじめました。でも、なぜか みんなは、しんと なって しまいました。

どのくらい 時間が たったでしょう。りすさんが ぼつりと 言いました。

「やっぱり わたし、さるくんを よんで しようかな。」

小鳥さんと きつねくんも、しずかに うなずきました。

みんな、さるくんを よびに いきました。森に 帰って くと、さるくんも いっしょに なって 木のみを あつめました。今までに 見たことも ないくらい、たくさん 木のみが あつまりました。

そして、さるくんは 作り方を 教えて もらいながら、みんなで かきの きじを 作りました。かまどに 入れて しばらくすると、おいしい そうな においが、そよ風の森 いっぱいに 広がって いきました。

東京都教育委員会「令和五年度 東京都道徳教育教材集 小学校1・2年生版 心あかるく」

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

学級みんなが、気持ちよく生活できるために、自分ができることを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

友達がしてくれたことを紹介したり、友達の考えを尊重したりする。

(3) 自己決定の場の提供

学級みんなが、気持ちよく生活できるために、何ができるかを考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校低学年

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

友達を仲間外れにせず、仲良くし、互いに助け合っていこうとする態度を育てる。

◆評価

自分のことだけではなく、友達の気持ちも考え、仲良くすることの大切さに気付いている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（友情、信頼）

◆主な使用教材

「およげない りすさん」（文部科学省「わたしたちの道徳」小学校1・2年）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 友達と一緒に遊んでいるときの気持ちを思い出す。 ◇ 友達と一緒に遊んでいるとき、どんな気持ちですか。	○ 児童の実態に応じて、学級の友達と一緒に遊んでいるときの気持ちを考えられるようにする。
展開 35分	2 教材「およげない りすさん」を読み、かめさんたちの気持ちを考える。 ◇ かめさんたちは、どんな気持ちで、「りすさんは、およげないから だめ。」と言ったのでしょうか。 ◇ 島で遊んでいるかめさんたちは、どんな気持ちで遊んでいるでしょう。 【中心発問】にここにしているりすさんを見た、かめさんたちは、どんな気持ちでしょう。 3 友達と助け合ってよかったと思ったことはありますか。また、そのとき、どんな気持ちになりましたか。	○ 教材提示の際は、児童の実態に応じ、場面絵を活用した紙芝居等を活用する。 ○ 一貫して、かめさんたちの気持ちを考えることを確認する。 ○ あひるさん、かめさん、白鳥さんの立場に立った役割演技を行い、少しも楽しくない理由を考えられるようにする。 ○ 場面絵を用いて、みんなが笑顔であることを確認する。 ○ 個で考える時間を十分に設けて、書く活動や話し合う活動に取り組むことができるようにする。
終末 5分	4 教師の説話を聞く。	○ 教師が低学年のときに、助けてもらった経験を話す。

板書例

場面①

池のほとりで、あひるさんと かめさんと
白鳥さんが、池の 中の しまへ 行って、
あそぶ そうだんを して いました。
そこへ、りすさんが あそびに 来ました。
りすさんも、みんなと いっしょに、しまへ
行きたく なりました。
そこで、
「ぼくも いっしょに つれて いってね。」
と、みんなに たのみました。
「りすさんは、およげないから だめ。」
みんなが、言いました。



場面②

そして、みんなは 池に 入ると、しまの
方へ およいで、いって しまいました。
りすさんは、一人ぼっちに なって
しまったので、うちへ 帰りました。
みんなは、しまに つきました。しまには、
すべり台や、ぶらんこが ありました。しかし、
あそんで、いても、少しも 楽しく
ありません。



場面③

「やっぱり、りすさんが いた ほうが
いいね。」
「でも、りすさんは およげないからな。」
白鳥さんと あひるさんが 言いました。
かめさんは、しばらく してから、
「うん、いい 考えが ある。」
と 言いました。
つぎの 日、りすさんが、池の ほとりへ
行って、みると、みんなが あそんで
いました。
「りすさん、きのうは
ごめんね。」
「今日は、りすさんも
いっしょに、しまへ
行こうよ。」
白鳥さんと あひるさんが
言いました。



場面④

かめさんは、
「りすさん、りすさん、ぼくの せ中に
のりなさいよ。」
と、声を かけました。
りすさんは、にこにこしながら、かめさんの
せ中に のりました。
かめさんの せ中に
のった りすさんを
かこんで、みんなは
しまへ 行きました。



文部科学省『わたしたちらの道徳』小学校一・二年

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
困っている友達がいたときに、自分ができることを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
友達が行っていたことを紹介したり、友達の考えを尊重したりする。
- (3) 自己決定の場の提供
自分のことだけではなく、友達の気持ちも考え、仲良くするためには、どのようなことができるかを考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校中学年

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

自分と異なる思いや考えを大切にする心情を育てる。

◆評価

自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする気持ちをもっている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（相互理解、寛容）

◆主な使用教材

「ぼくらのビー玉コースター」（東京都教育委員会 義務教育指導課ポータルサイト「『特別の教科 道徳』移行措置対応 小学校版 東京都道徳教育教材集」）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 意見がまとまらなかったときの生活経験を想起する。 ◇ 複数の友達で何かをしようとしたとき、困ったことはありますか。	○ 道徳的価値に対する問題意識をもてるようにする。
展開 35分	2 教材「ぼくらのビー玉コースター」を読み、話し合う。 ◇ たかしはどんな気持ちで、さとりややす子に意見を言っているのでしょうか。 ◇ 「もうちょっと考えて作ってよ。お願い。」と言っている場面 ◇ 「なんで、こんなテープのはり方をするんだよ。」と言っている場面 ◇ 「やす子はざつなんだから。」と言っている場面 【中心発問】たかしは、どんな気持ちでみんなと話せばよかったのでしょうか。 3 相手の立場に立って考えることができたことはありますか。	○ 徐々にイライラする気持ちが大きくなっているたかしに共感できるようにする。 ○ たかしの気持ちを考える発問は、時間をかけ過ぎないように留意する。 ○ 先の発問で出たたかしの気持ちを基に考えられるようにする。
終末 5分	4 教師の説話を聞く。	○ グループ活動で、友達との思いのすれ違いがあったが、お互いの思いを理解して活動できた話をする。

板書例

よし美 さとり やす子

たかしは、どんな気持ちでみんなと話せばよかったのだろう。

・みんな良いものを作りたい気持ちは同じだ。
・一人一人の考えはちがうから、だれかの意見で作るしかない。
・自分の意見をおしとおすことはまちがっている。
・友達のことをよく聞き合うことが大切だと思う。

「もうちょっと、考えて作ってよ。」

「あまり手を出さないでほしいな。」

たかし

自分の意見をおしつけないでよ。
ぼくはこうした方が
いいと思うって、
やっているんだ。

さとり

よし美

やす子

ぼくらのビー玉コースター

「そんなんじゃないめだよ！勝手に作るなよ！どうしてぼくの気持ちに気が分らないのかな。」

教材文

ぼくらのビー玉コースター

図工の時間に、四人のグループでビー玉コースターを作ることになった。たかしは、さとる、やす子、よし美とのグループだ。

「さとるくん、ぼくたち二人いれば、クラスで一番かっこいいのができるぞ。」

「そうだね。みんなをびっくりにさせたいね。」

「ちよっと、わたしたちを忘れないで。よし美とわたしがいれば、ばっちりよ。」

グループで、さっそく作り始めた。

「たかしくん、コースのここは、わざと、がたがた道にしたほうがいいよね。」

「さとる、ナイスアイデア。それでいいこう。ぼくは、このカーブを作るよ。」

よし美は、

「ここは、ビー玉がストーンと落ちるようにするわ。」

やす子は、

「こっちは、ぐるぐる回るようにする。」

と、みんなやる気満々で、それぞれの考えや、気付いたことから、さまざまな工夫をして作っていった。

すると、たかしがとつぜん、コースターをささえる柱を見つめながら、

「これ、コースのじゃまだよ。」

と言った。その柱は、さとるが作ったところだ。

（ぐらぐらしていたから、じょうぶにしようと思って柱をふやしたのに。……）

さとるは、柱を作った理由を口に出そうとしたが言えなかった。

「もうちよっと考えて作ってよ。お願い。」

「ごめん、ごめん、ここにコースを作るって思わなかったから。この柱は取るね。」

さとるは、いつも、自分が思っていることを言えなくて、このようになってしまふ。悲しそうな顔をして柱を取るところを、やす子とよし美は見ていた。

しばらくすると、たかしがまたおこり始めた。

「なんで、こんなカーブのはり方をするんだよ。じやまになって、これじゃあ、速く転がらないよ。速く転がって、急カーブになるほうがおもしろいんだからさ。」

「そうしたのは、わたしだけだ。ゆっくり転がるところがあってもいいじゃない。」

やす子は、むっとした顔で答えた。

「ちがうね。だいたい、やす子はどつなんだから、あまり手を出さないでほしいな。」

「ひどい。」

やす子はいすにすわってうつむいてしまった。こみあげてくる感じようをこらえているようだった。たかしは、ちよっと言いすぎたことに気づいた。しばらくするとチャイムが鳴り、作業が進まないまま三・四時間目の図工の時間が終わってしまった。

その日は、それ以後、四人が言葉をかけ合うことはなかった。

下校の中、たかしは、図工の時間のことを思い出して、

「どうしよう。」

と、つぶやいた。

東京都教育委員会『小学校版 東京都道徳教育教材集』

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
相手の立場に立って考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。
- (3) 自己決定の場の提供
相手の立場に立って、自分の考える場面、考えたことを伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校中学年

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

いじめをすることなく、誰とでも公平に接しようとする態度を育てる。

◆評価

誰に対しても分け隔てなく、公平な態度で接しようとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（公正、公平、社会正義）

◆主な使用教材

「同じ仲間だから」（文部科学省「わたしたちの道徳」小学校3・4年）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 いじめの捉え方を確認する。 ◇ この絵（「わたしたちの道徳」179ページ）を見て、気付いたことを発表しましょう。	○ 一人でいる女の子に焦点を当てて、いじめ問題につながる場面であることを確認できるようにする。
展開 35分	2 教材「同じ仲間だから」を読み、話し合う。 ◇ ひろしの不満そうな言葉に、「そうねえ」と相槌を打ったとも子は、どんな気持ちですか。 【中心発問】ひろしの言葉にはっとしたとも子は、どんなことを考えましたか。 3 誰とでも公平に接することができた経験はありますか。そのとき、どんな気持ちで行動しましたか。	○ 勝ちたいけれど、責めるのは間違っているというとも子の気持ちに共感できるようにする。 ○ ひろしの言動の意味を理解した驚きと、勝つために光夫君を休ませるのは間違っているという気持ちを中心に考え、グループで話し合えるようにする。 ○ みんなと話し合わせる内容ではないため、ワークシートに書けるようにする。
終末 5分	4 教師の説話を聞く。	○ 公平に接することができたことや、接してくれたこと等を見童の実態に合わせて話す。

板書例

分けへだてをしないために、大切なこと

・ひろしは、光夫君がけがをして、よかったと思っているんじゃないかな。
・二度も「休んだら」と言っているのは、光夫君が休んだら勝てると思っているからだ。
・それに、とも子に聞いているのは、自分の味方をさせようとしているようすぎる。

でも、休んだ方がいいんじゃないか。



・指をけがしているのだから、無理をしない方がいい。
・でも、光夫君自身が大丈夫と言っているのに無理やり休ませようとしている。

ぼく、休まないよ。

ひろしの言葉にはっとしたとも子は、どんなことを考えましたか。



・光夫君がいなければ勝てるのに。
・そんなこと言わずに、勝つことができないようにもって練習しよう。



同じ仲間だから

教材文

同じ仲間だから

「今度こそがんばらなくては。」
「負けるものか。でも、やっぱり無理かな。」
運動会が近付き、今日の体育は学級対ここの「台風の目」という競技の練習です。この競技は、三人一組が横にならんで竹のぼうを持ち、前方に立てられた二つの旗をできるだけ早く回ってくる競争です。二組の教室では、登校してきた人たちが、その話に夢中でした。
とも子が教室に入ると、
「ひろし君も、ともちゃんもがんばってね。」
という声が聞こえてきました。ひろしは、
「だって、ぼくたちのグループには、光夫君がいるんだものな。ともちゃん。」
と、とも子の方をふり向いて不満そうに言いました。とも子も、「そうねえ」と、相づちを打ちました。
光夫は、何をすることもおそいのですが、運動は特別苦手なのです。この前の練習のときは、光夫と組んでいたとも子たちのグループがおくれたので、二組が負けてしまいました。また、水泳大会のリレーでも光夫がぬかれて負けたことがありました。そのため、負けることが多い二組の人たちは、（今日こそ勝りたい。）と強く思っていました。
みんなは、いつの間にか教室の後ろの方に集まって、どうしたら勝てるか相談を始まりました。とも子もひろしも、その仲間に入りました。
そのとき、ランドセルを背負った光夫が教室に入ってきました。
「おはよう。」
みんなは、光夫とあいさつをしながら、おやつと坐っていました。光夫の指には包帯がまいてあったからです。だれかが、「光夫君、どうしたの。」と聞くと、光夫は、
「自転車のそうじをしていて、指をはさんでしまったんだ。」
と言いながら、背中のランドセルをおろして、つくえの上に置きました。
ひろしは、何を思ったのか、光夫にかけより、
「光夫君、今日の体育はどうするんだ。休むのかい。」
と聞きました。光夫は、
「ぼく、休まないよ。指だから体育はできるよ。ほら。」
と、包帯をしている指を顔の辺りまで上げて、びくびく動かせて見せました。
「そうかい。でも、休んだ方がいいんじゃないか。ともちゃん、どう思う。」
とも子は、ひろしの言葉にはつとしました。（そのくらいのがあったらできるはずだ。光夫さんを休ませるなんて、そんなことはない。でも、光夫さんが入ればやっぱり……。）

文部科学省「わたしたちの道徳」小学校三・四年



生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

誰とでも公平に接することができた経験や、誰に対しても分け隔てなく公平な態度で接するために考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

誰に対しても分け隔てなく、公平な態度で接するためにはどのようにしたらよいかを考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校高学年

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

相手の気持ちを考えて行動し、互いに信頼し合い、友情を深めていこうとする心情を育てる。

◆評価

相手の気持ちを考えて行動しようとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（友情、信頼）

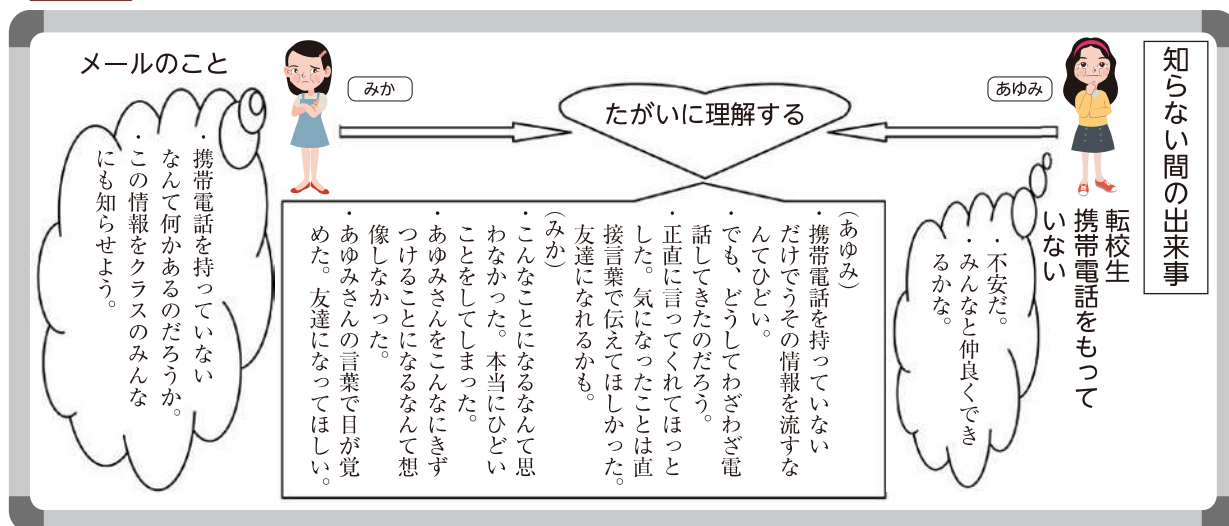
◆主な使用教材

「知らない間の出来事」（文部科学省「私たちの道徳」小学校5・6年）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 友達との関わりについて生活経験を想起する。 ◇ あなたにとって、友達とはどんな存在ですか。	○ 「私たちの道徳」73ページを読み、道徳的価値への問題意識をもてるようにする。
展開 30分	2 教材「知らない間の出来事」を読み、話し合う。 ◇ みかは、どんな気持ちからクラスのみんなにメールを送ったのでしょうか。 【中心発問】 みかはあゆみのうわさが広まっていることに気付いたとき、どんなことを考えたでしょう。 ◇ みかはあゆみに電話をして、どんなことを伝えたでしょう。	○ 何気なく送ったメールが大変な誤解を招いてしまうことがあることに気付けるようにする。 ○ 相手の気持ちを考えずに行動したみかに後悔や反省する気持ちがあることに気付けるようにする。
終末 10分	3 今日の学習を振り返り、友達との付き合い方で自分自身が大切にしたいことを考える。	○ 「私たちの道徳」74ページの「友達との付き合い方について大切にしたいこと」を記入できるようにする。

板書例



教材文

知らない間の出来事

(あゆみの回想)

(九月一日) いよいよ、新しい学校での生活が始まった。父の転勤といえ、転校は不安だったが、自己しようかいの後、みんなから拍手をもらい、これから楽しくやっていけそうな気がした。ちょうど、校門から道路に出ようとするとき、同じクラスのあゆみさんに声をかけられた。
「ねえ、あゆみさん。私たちなんだから仲良しになれそうなの。その訳は後でゆっくり話すね。で、早速だけど、これから一緒に遊ばない。時間と場所は後でメールするから、携帯電話のメールアドレス教えて。」
「こちらこそ、よろしく。でも、ごめんね。私、携帯電話……、持っていないの。その代わり、うちの家の電話番号、教えるから。」
と、言っ、メモ用紙に家の電話番号を書いてわたした。みかさんは、メモ用紙を受け取ると、がっかりした様子で、
「えっ、携帯持っていないの。ううん、じゃあ、またね。」
と、言っ、帰ってしまった。携帯電話は本当に必要なかったし、親からもまだ早いだろうと言われていたので、持っていなかったのだ。

(九月二日)

新しい学校での二日目。教室に入ると、みんなの視線が何だか自分に向けられていることに気付いた。思い切ったとなりの席の男子に聞いてみた。
「ねえ、なんでみんな私の方を見ているんだろう。」
「それはね、たぶん、あゆみさんのことが書かれたメールのことだと思うよ。」
「えっ、何て書いてあったの。」
「今度転校してきたあゆみさんは、前の学校で仲間外れになつていたので、この学校に転校してきたんだって。ねえ、それ本当なの。」
私の心は、おどろきでいっぱいになった。
（どうして私がそうなるというの。このままだと本当に仲間外れになつてしまうの。）
私は、どきどきする胸の鼓動を聞きながら、帰りの会で発言した。
「私は、前の学校で仲間外れにされたりしていません。みんなと仲良しでした。根も葉もないことをメールで勝手に流されたりして、とても悲しいです。みんながメールのことを本気にしてしまうといやなので、勇気を出して言いました。」
帰りのあいさつの後、先生が声をかけてくれたが、わき目もふらず家に帰った。
「あゆみに電話よ。」という母の声が聞こえてきたのは夕方四時ごろだった。

(みかの回想)

二学期が始まった日、転入生をむかえた。転入したあゆみさんは自己しようかいでこんなことを言っていた。
「私は、漫画が好きで、読むのめくくのも両方好きです。特に、最近漫画をかくことに夢中です。早くみんなと友達になりたいです。よろしく願います。」
私はびっくりした。それは私の趣味と全く同じだったからだ。私も漫画が大好きで、最近、かくほうに夢中だった。
（よし、あゆみさんと友達になつて、漫画をかくて遊ぼう。）
まずは、メールアドレスを聞いて、それから遊ぶ時間と場所を決めようと思ひ、あゆみさんに声をかけた。
私は、再びびっくりした。あゆみさんは、携帯電話を持っていなかった。せっかく、漫画の話ができたと思ったのに……。家の電話番号が書かれたメモ用紙は、小さく丸めて、ポケットにつこんだ。
もしかし、あゆみさんが携帯電話を持っていらないということは、友達と連絡できないということ……。ううん、友達がいらない子だったのではないか、などと思ひ、
《今度の転校生、携帯持っていないんだって。友達あまいな。見たい。これは推測だけど。》
と、メールに書いてクラスの友達に送った。

(九月二日)

朝、教室に入るとクラスのみんながあゆみさんのことをうわさしている声が耳に入った。
授業も終わり、帰りの会で、いきなりあゆみさんが手を挙げて言い出した。それは、前の学校の根も葉もないことをメールで流されたということだった。なんで、そんなことがメールで流れたのだろう。
放課後、クラスの友達に聞いてみた。
「さっきのあゆみさんの話だけど、どんなことが書いてあったの。」
「私のメールには、《今度の転校生は、携帯を持っていらないから、仲間外れにされて、この学校に入ってきたらしい。》と、書いてあったよ。」
私は、それを聞いて、はつとした。まがいがいい。それは、私が書いたメールがいつの間にかこんなことになつていたので。私の思いこみがこんなことになつてしまつたとは……。頭の中は、あゆみさんのことであふれ返っていた。
私が、電話番号の書いてあった紙をきれいにし、あゆみさんの家に電話をしたのは夕方だった。

文部科学省「私たちの道徳」小学校五・六年

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

自分にとっての友達の存在や、相手の気持ちを考えて行動するために考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

相手の気持ちを考えて行動するためにはどうしたらよいかを考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校高学年

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

誰に対しても偏見をもつことや差別をすることなく、公正・公平な態度で接し、正義の実現に努めようとする態度を育てる。

◆評価

いじめを許さないという強い気持ちと、誰に対しても公平な態度で接しようとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（公正、公平、社会正義）

◆主な使用教材

「残されたボール」（東京都教育委員会「人権教育プログラム」令和5年3月）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 遊んだものを片付ける時はどうしているか、学級の決まりやルールについて想起する。	○ みんなが公平に分担しているか、各自がきちんと役割を果たしているかについて考えられるようにする。
展開 35分	2 教材「残されたボール」を読んで話し合う。 ◇ 陽介や「僕」は、どんな気持ちでいつも裕太にボールの片付けを頼んでいたのでしょうか。 ◇ 「僕」が一瞬どきんとしたのはなぜでしょう。 【中心発問】足取り重く教室へ向かう「僕」たちはどんなことを考えたでしょう。 3 自分の生活について振り返る。 ◇ 自分がもしかしたらいじめなのかもしれないと思うような場面を見たとき、どうしますか。	○ 登場人物の思いや関わりについて考えさせ、「僕」たちは初めから裕太に押し付けている、やらせているという意識はなかったことを確認する。 ○ 「僕」が裕太の思いに気付きはじめたことを押さえる。 ○ 客観的に捉えさせるために悪気がなかったという心情と、裕太に対して悪いことをしてしまったという心情を対比できるようにする。 ○ 登場人物の気持ちを多面的に考え、裕太の思いにも触れるようにする。 ○ 悩みながらも、やはり正しく行動しなければいけないと考える主人公の心の変化を捉えることができるようにする。 ○ 悪気がなかったとしても、相手が苦痛を感じたらいじめとなることに気付けるようにする。 ○ 自分一人で抱え込まないように学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど校内で相談できる大人が存在することを伝える。
終末 5分	4 教師の説話を聞く。	○ いじめをしない、許さない学級づくりに向けた実践への意欲を高める話をする。

板書例

残されたボール

遊んだものを片付けるときの学級の決まりやルール

陽介や「僕」は、どんな気持ちで裕太にボールの片付けを頼んでいたのか

・裕太は笑顔でボールを片付けてくれるから裕太に任せよう。
・今日も裕太がやってくれるだろうから任せてしまおう。

「僕」が一瞬どきんとしたのはなぜか。

・裕太は、もしかしたら楽しんでいなかったのかもしれない。
・裕太は、少しいやだったのかもしれない。

足取り重く教室へ向かう「僕」たちはどんなことを考えていたのか。

・知らないうちに、裕太をいじめていたのか。
・いじめているつもりはなかったのに、いつの間にか裕太をいじめてしまっていたのか。

感想

・悪気がなくても、相手がいやな思いをしたらいじめになってしまうことが分かった。

教材文

残されたボール

僕のクラスでは、休み時間にドッジボールをするのが定番になっている。僕も毎日のようにみんなと校庭で遊んでいた。その日もあと少し、というところで休み時間終わりのチャイムが鳴り、僕たちはようやく昇降口へ向かって歩き出した。

校庭にボールが残ったまま、だれも拾おうとしない。僕も面倒だなという気持ちで先に立って、つい見て見ぬふりをしていた。

「だめじゃないか、片付けなきゃ。」

そうやって、ボールを拾い上げたのは裕太だ。ドッジボールは特別強くないけど、ボール遊びが好きで、いつも一緒に遊ぶメンバーだった。穏やかに親切な友達だ。その日は結局、裕太がボールを教室のボールかごに戻してくれた。

翌日もいい天気で、またみんなでドッジボールに熱中していた。チャイムが鳴り、最後にボールを持っていた陽介が

「裕太、ボールを教室へ持って行ってくれよ。おれ、ついでにプリントを取りに行くから。」

と言ってボールをひいと裕太に投げた。

「ああ、いいよ。」

裕太は笑顔でそう返して、また昨日のようにボールを片付けていた。そんな裕太の姿を見て、僕は

（裕太らしいな。頼めば何でもやってくれるし。）

と思い、気にも留めなかった。

ドッジボールはグループ対抗になったり、時には隣のクラスと試合をしたりすることもある。毎日やるたびにみんながどんどん上達してきて、僕たちは夢中だった。でも最後にボールを片付けるのは面倒で、誰かがやればいいという気持ちだった。

一学期にクラスのボールが無くなって、使っていた僕たちは担任の先生に厳しく叱られたのだ。その時は、最後に持っていた人が片付けようということになった。しかし、リーダー格の陽介が、裕太に頼むようになってから、いつの間にか、ボールを片付けるのは、裕太の仕事のようになっていた。最後にボールをキャッチしたのが僕の時も、つい

「裕太、頼むわ。」

と、裕太に渡して、自分は何事もなかったかのように、他の友達とふざけながら教室に戻るようになっていた。

ボールは校庭の砂を落としてから、教室へ運ばなくてはならない決まりがある。裕太はその手間で、教室に戻るの一人だけ、時間がギリギリになってしまう。その様子を見かねたさつきが、

「どうしていつも裕太がボールを片付けているのよ。みんなで順番にやらないよ。」

と僕らに向かって言った。

「いやいや、すすんでみんなのために働いてくれてるんですよ。ね、裕太君。」

と、陽介がおどけた調子で言った。その様子がおかしくて、僕もみんなも、どっと笑った。僕はふと裕太を見て、一緒に笑っているかと思っていた裕太は、うつむき加減で厳しい表情をしていた。その顔を見て、僕は一瞬どきんとした。

次の日の休み時間、みんなはまだドッジボールに夢中だった。その日は、いつもよりも人数が増え、さらに盛り上がりがあった。休み時間終わりのチャイムが鳴り、

「おい、裕太、あれっ？」

手にボールを持っていた陽介が、いつものように裕太を呼んで、いいことに気が付いた。僕は一瞬、昨日の裕太の表情を思い出した。

「ちえっ、あいついいのよ。」

陽介は、そのボールを僕たちの方に向かって投げ、昇降口の方へ歩き出そうとした。誰も拾おうとしなかったボールが校庭に転がった。

「ちよっど待って。」

さつきの鋭い声が響いた。陽介はびっくりしたような顔をして、立ち止まった。

「ねえ陽介、陽介だけじゃないよね。みんな、いつもボールを裕太だけに片付けさせているでしょ。それがどういうことか、考えたことある？ 裕太が今日、ドッジボールに参加してないのは何でだと思ってる？」

僕は自分に言われているようで、心にその声が突き刺さったような気がした。

「こんないいじめだよ。絶対やっちゃいけない。」

さつきは吐き捨てるように言うと、校庭に残されたボールを拾った。そして、友達と一緒に昇降口の方へ歩いて行ってしまった。

『いじめ』

さつきが言った言葉が重くのしかかってきた。僕はちらりと陽介を見た。

「いじめって…… いや、俺たち、そんなつもりじゃありません。」

さつきに言われた陽介は、複雑な顔をして、立ちすくんだままだった。僕も他のみんなも、今まで自分たちがやってきたことについて、考え始めた。僕たちの足取りは重かった。

（自作資料）

東京都教育委員会「人権教育プログラム」（令和五年三月）

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

自分が役割を果たしているかどうかや、いじめかもしれないと思うような場面を見たときにどうするかを考え、そのことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

自分がもしかしらいじめなのかもしれないと思うような場面を見たときどうするかを考え、伝える場面を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

中学校（第1・2学年）

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

互いの立場を尊重し、いろいろなものの見方があることを理解し、寛容の心をもとうとする態度を育てる。

◆評価

自分の考えに固執することなく、相手の考えや立場を尊重した言動を心掛けようとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（相互理解、寛容）

◆主な使用教材

「言葉の向こうに」（文部科学省「私たちの道徳」中学校）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 インターネットのサイトについて理解する。 ◇ ファンサイトや掲示板のサイトを知っていますか。自分の考えや意見を書き込んだことはありますか。	○ インターネットのサイトについて共通理解を図る。
展開 35分	2 教材「言葉の向こうに」を読み、話し合う。 ◇ 加奈子は、どんな気持ちから、何度も必死で反論しているのでしょうか。 【中心発問】加奈子が忘れていた「一番大事なこと」とはどのようなことでしょうか。	○ 加奈子の立場に立ち、感情的になっていることや、整理がつかない気持ちになっていることに気付けるようにする。 ○ 相手のことを理解しながら、言葉を発信することが大切であることに気付けるようにする。
終末 10分	3 今日の学習を振り返る。 ◇ 授業で考えたこと、感じたこと、これから意識したいことを書きましよう。	○ 相手の思いを推し量り、互いに理解しようとする大切さに気付けるようにする。

板書例

授業で考えたこと、感じたこと、これから意識したいことを書きましよう。

なぜ、その考えが大事なんでしょう。

加奈子が忘れていた「一番大事なこと」

・サイトはみんなが見ているし、自分勝手な行動だった。
・自分が正しい、いけないことなんてしてないと思っていた。
・人それぞれ意見は違うはずだから、相手を尊重することが大切だった。

・相手も自分も嫌な気持ちになってしまっから。
・相手を傷付けてしまい、自分も後になって後悔するから。
・相手から学び、自分を成長させることができるから。

A選手のファンサイト

言葉の向こうに

あなたが書いた言葉の向こうにいる人々の顔を思い浮かべてみて。

え、顔・・・一番大事なことを忘れていた。

中学校（第2学年）

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、正義を実現しようとする態度を育てる。

◆評価

いじめや不正な言動に向き合い、正義と公正を重んじようとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（公正、公平、社会正義）

◆主な使用教材

「傍観者でいいのか」（東京都教育委員会「人権教育プログラム」平成31年3月）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 教材1「いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか」を読み取り、いじめの問題について実情を知る。	○ 「何もしなかった」と答えている中学生の割合に注目し、いじめを見た時に、自分がどのような行動をとっていたかを想起できるようにする。
展開 40分	2 教材2「傍観者でいいのか」の教師の範読を聞く。 3 傍観者的な態度について考える。 【中心発問】「見て見ぬふりをする生徒」はどうして「見て見ぬふり」をしたのだろうか。 4 いじめのない社会の在り方について、話しを通して、考えを広げたり深めたりする。 ◇ 「いじめの状況があったら、どうしたらよいのでしょうか。どうしたら、いじめはなくなるのでしょうか。」	○ 登場人物の役割といじめの構造を理解できるようにする。 ○ 見て見ぬふりをする生徒の心情に焦点化して考えさせることを通して、これまでの自分の態度はどうであったか振り返ることができるようにする。 ○ いじめのない社会の在り方について、ペアやグループでの意見交換を行った後に全体で意見交流をすることで、学級全体で共通理解を図るようにする。
終末 5分	5 本時の学習を振り返る。	○ 傍観者的な態度を克服し、勇気をもって不正に立ち向かっていこうとすることの大切さに気付かせる。

板書例

感想
・これまでいじめの場面を見ても、何もできなかった。これではいけないと感じた。

感想

・勇気をもって行動し、助ける。
・複数人で声を掛け合って行動する。
・人は、一人一人違うということを理解して接する。

いじめの状況があったら、どうしたらよいでしょうか。どうしたら、いじめはなくなるのでしょうか。

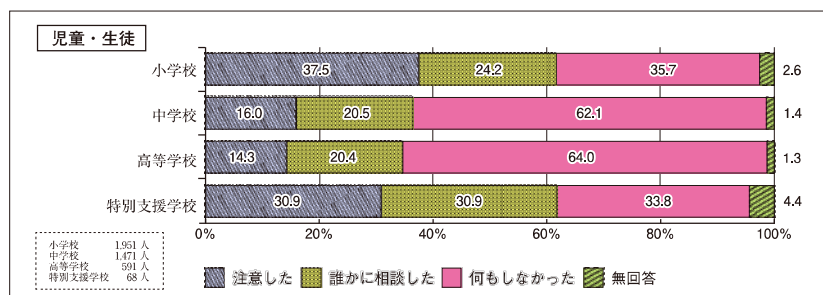
・何も言わない人がいる。
・Bさんたちと関わりたくない。
・「私」もいじめられるかもしれない。
・今度は、「私」がいじめの対象になるかもしれない。

「見て見ぬふりをする生徒」はどうして「見て見ぬふり」をしたのだろうか。



傍観者でいいのか

〔教材1〕いじめを見たり、聞いたりしたとき、どうしましたか



「いじめ問題に関する研究報告書」（平成26年2月）東京都教職員研修センター より作成

〔教材2〕「傍観者でいいのか」

夕べからの雨が降り続けている。「今日も雨か。」

昨日、帰るときAさんの上着がぬれて泥だらけになっていたことを思い出した。

「遅れるわよ。急ぎなさい。」と母の声が聞こえた。私は、重たいかばんを引きずるようにして家を出た。学校へは行きたくなかった。学級が嫌だった。

2年生になって学級替えがあった。私はみんなに推薦されて学級代表になった。にぎやかな学級だなあと思っていた。そして、みんなのためにできることをやろうと思った。

初めて一緒に学級になった人の中にAさんがいた。気が弱く、ちょっと頼りなさそうなところがあったが、冗談を言って周りを笑わせる。何を言われてもニヤニヤ笑っていた。AさんはBさんやそのグループの仲間といつも一緒だった。毎朝Bさんの家に迎えに行き、Bさんの荷物をもって登校していた。私は、（断ればいいのに…）と思っていた。

ある日、Aさんは朝寝坊をしたらしく、Bさんの家に寄らずにあわてて登校することがあった。登校すると、AさんはBさんに呼ばれた。戻ってきたAさんは下を向いて苦しげだったが、すぐに冗談を言いつつものようにおどけていた。それからは、Aさんは今までにもましてBさんたちの言いなりになった。学級の子みんなの前でもBさんは平気でAさんをからかったり、命令したりするようになっていた。学級の人の中にはBさんたちと一緒にAさんをからかって笑う人まで出てきた。でも、ほとんどの人は、何も言わなかったし、何もしなかった。

Bさんは、「Aが遊ぼうっていうから一緒に遊んでやっているだけだし、Aだって笑っているじゃないか。」と声高にみんなに話していた。

私は、（Aさん、なんで笑っているの。怒ればいいのに…）と思った。

学期の終わりころになると、Aさんは身体の不調を訴え、早退したり欠席したりすることが多くなった。

放課後、私は、掲示板を直していた。その時、思い詰めたような顔をしたCさんに話し掛けられた。「Aさんを、これ以上ほっておけない。」

私は、はっとした。

Cさんは、休んでいるAさんの家に行って話を聞いたそうだ。Aさんはボロボロと涙を流して、「いじめられるのはつらい。もう学校へは行かない。」と言ったそうだ。Bさんたちから言われたことを断ると、殴られたりしていたそうだ。

やっぱりつらかったんだ。苦しかったんだと思った。

早速、Cさんと一緒に先生に相談に行った。次の日に、学級の代表者で話し合いを開くことになった。放課後の話し合いは長時間に及ぶ真剣な会になった。

「この学級からいじめをなくそう。見て見ぬふりはひきょうだ。」

長時間の話し合いの結論であった。

「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成16年3月）より作成

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

人は一人一人違うことや、自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

いじめの状況があったらどうしたらよいか、どうしたらいじめがなくなるかを考え、伝える場面を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

高等学校

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

考え方や価値観の違いを認識し、互いを尊重することにより、より良い学級や学校、豊かな未来を築くことができることを認識させる。

◆評価

他者との関わりの中で、異なる考え方や価値観の違いを調整し、互いを尊重することがよりよい社会の形成につながることに気づき、表現している。

◆教育課程における位置付け

人間と社会

◆主な使用教材

東京都教育委員会「人間と社会」改訂版教科書

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 本時の学習を知る。 これまで学んだことを生かして、どのようにして幸せな世の中にしていくなのか考えよう。	
展開 40分	2 「周りの人の幸せ」「自分の幸せ」について考える。 ◇ 90 ページのブータン王国に関するコラムを読み、「幸せになりたかったら、まず、周りの人の幸せを願って、そのためになにかすることが大切なんだ。自分の幸せを探し出したら、幸せは、みつからないんだよ。」と述べられている点について、自分の考えを発表しましょう。 【発表のポイント】 ① 「周りの人の幸せ」「自分の幸せ」の違いについて考える。 ② 「自分の幸せを探し出したら、幸せは、みつからない」と長官が述べた理由について考える。 ③ 「自分の幸せを探し出したら、幸せは、みつからない」という長官の考えに対して考えたことを、ペアの相手に述べ、聞き合う。 ④ グループになり、具体的なケースを挙げ、より自分の考えを深める。 ⑤ グループ内で討論する。相手が異なる考え方をする理由に注目して、双方の意見を聞き合う。 3 それぞれの「幸せ」を踏まえ、「幸せな世の中にしていくな」ために何ができるか考える。 ◇ 92 ページの「ケーススタディ～あなたならどうする？」から、自分の意見に一番近い人を選びましょう。 4 「人間と社会」95 ページを読み、この部分が、なぜ「いじめ防止」につながっていくのかを考え、発表する。	○ 「発表のポイント」①を基に、自分の考えをまとめることができるようにする。 ○ 近くの人とペアを作り、意見交換をできるようにする。 ○ 「発表のポイント」②～⑤を基に、意見交換をできるようにする。
まとめ 5分	5 話し合ったことを踏まえ、「人間と社会」95 ページをもう一度読む。	○ 異なる考え方や価値観の違いを調整することが、いじめ防止になることにも気付けるようにする。

板書例

これまで学んだことを生かして、
どのようにして幸せな世の中にしてい
くなのか考えよう。

○「周りの人の幸せ」「自分の幸せ」について考える。

「幸せになりたかったら、まず、周りの人の幸せを願って、そのためになにかすることが大切なんだ。自分の幸せを探し出したら、幸せは、みつからないんだよ。」

自分の考え

- ・私はこの考えに賛成です。自分の幸せ以上に周りの人の幸せのために行動することが大切だと思います。
- ・私はこの考えに反対です。まずは自分が幸せでなければ、周りの人を幸せにすることはできないと思います。

○「幸せな世の中にしていくな」ために何ができるか考える
○ケーススタディ～あなたならどうする？

教材文

○「人間と社会」90 ページ

幸せの国と呼ばれるブータン王国は、国民総幸福量を、国民総生産（GNP）よりも大切な国家理念としています。筆者の御手洗瑞子氏は2010年9月から1年間、*GNHコミッション首相フェロー第1号として、主に観光産業の育成に努めました。

（GNHコミッションの長官である上司の話）

「幸せになろうと思ったらね、自分の幸せを願ってはいけないんだ。自分の幸せを探し出したら、どんどん、幸せから遠ざかってしまうよ」そして、こう続けました。

「これはとても大切なことなんだ。幸せを願うのであったら、自分の幸せではなく、周囲の人の幸せを願わなくてはいけない。家族だとか、友人だとか、自分の身近な大切な人たち。そして周りの人たちが幸せでいられるように、できる限りのことをするんだ。知ってるかい？人のために何か役に立つことをして、相手が幸せになるのを見ると、自分にもとても大きな満足感が返ってくるんだよ。それは、自分のためになにかしたときより、ずっと大きな満足感なんだ。幸せになりたかったら、まず、周りの人の幸せを願って、そのためになにかすることが大切なんだ。自分の幸せを探し出したら、幸せは、みつからないんだよ。ブータン人は、それをみんなよくわかっている」

御手洗瑞子『ブータン、これでいいのだ』新潮社 p 213

*GNHコミッション：国民総幸福量（Gross National Happiness）委員会

○「人間と社会」92 ページ

◆ケーススタディ～あなたならどうする？

次の場面で、あなたは、どんな選択をしますか。それはどのような理由によるものですか。

教室ではブータンの話に関するペアワークが終わったばかり、次に「どのように幸せな世の中にしていこうか」ということについての話し合いが続いています。

Aさん：幸せの国日本に住む私としては、やっぱり、家族第一、次に友達かな、好きな人は、もしかしたら将来の家族ということで、家族一番！…（笑）

まず、周りの人とのつながり、結び付きを大切に、身近な人を幸せにしていきたい。自分の周りの人が幸せじゃないのに、「幸せな世の中にしていこう」なんて無理でしょ！だから私は…

Bさん：私は、この日本で実現可能なことと云ったら、職業を通じて幸せな世の中に貢献することだと思っている。どんな職業でも人を幸せにできるはず。起業して成功すれば、寄付とかもたくさんできるしね。そうなりたいたから、まず私としては…

Cさん：わあ、起業なんてカッコイイ！私はね、「幸せな世の中」って、人の笑顔があふれている世の中だと思う。笑顔って見ているだけで、幸せな気持ちになれるじゃない。だから、ずっと、周りの人と一緒に笑っていられたらいいな、と思う。そのために、私は…

Dさん：みんなの意見を聞いて、人の価値観ってつくづく違うと思ったから「幸せ」の感じ方もいろいろだと思う。人それぞれが何を望むかわからないのに、「幸せな世の中にしていこう」というのは、ちょっと上から目線で偉そうな気がする。幸せにできるのはその人自身しかないと思うから。まずは自分自身が幸せになること、そうすれば、つまりは全員幸せになれるわけでしょう。だから、自分としては…

○「人間と社会」95 ページ

これから、あなたは様々な人と出会うことでしょう。考え方の違いに戸惑いを感じたり、分かり合えなくて悲しい思いをしたりすることもあるでしょう。そのようなときは、この教科で学んだことを思い出してみてください。一人一人の考えが違うのは当たり前のことです。家族や親友であっても全く同じ意見の人はいません。

しかし、お互いが理解することを諦めなければ、互いの心に橋を架け合うことができるはずです。どうか、互いに理解することを諦めないでください。多様な価値観をもつ人と出会い、関わり、ときにはぶつかり、高め合えるからこそ、私たちは幸福な人生を切り拓き、よりよい社会と、豊かな未来を築くことができるのです。何よりも、違った考えや価値観をもつ者が同士が理解し合うこと、これこそ、人間だからできることなのです。

「これからのあなた、
あなた自身は何を大切に、どのように生き、
そしてどのようにして幸せな世の中にしていけますか。」

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

幸せな世の中にしていこうために、自分に何ができるか考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

自分と異なる思いや考え、価値観を大切に、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

それぞれの「幸せ」を踏まえ、幸せな世の中にしていこうために、「自分に何ができるか」を考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたこと大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

1

いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

◆学習のねらい

自分の好き嫌いとらわれず、誰とでも仲良く接することができる心情を育てる。

◆評価

自分と友達の考え方には違いがあることが分かり、誰とでも仲良くすることの大切さに気付いている。

◆教育課程における位置付け

特別の教科 道徳（公正・公平、社会正義）

◆主な使用教材

「みんなとなかよく」（文部科学省「わたしたちの道徳」小学校1・2年）

展開例

	学習活動（◇教師の発問例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 友達と仲良くできなかった生活経験を想起する。 ◇ 友達と仲良くできなかったことはありますか。そのとき、どんな気持ちでしたか。	○ 本時の学習活動について、スライド等を活用して説明する。 ○ 児童・生徒の実態に応じて、絵カード等を活用し、気持ちを表現できるようにする。
展開 30分	2 教材「みんなとなかよく」を読み、話し合う。 ◇ ライオンさんに、「どうして、みんなといっしょにおさるさんをなかまはずれにしないの。」と言われたうさぎさんは、どんな気持ちになったでしょう。 【中心発問】もやもやした気持ちのうさぎさんは、どんなことを考えているでしょう。	○ 教材提示の際は、児童・生徒の実態に応じ、場面絵を活用した紙芝居等を活用する。 ○ おさるさん、ライオンさん、うさぎさんになって役割演技を行う。
終末 10分	3 今日の学習を振り返り、してよいこととしてはいけないことを考える。 ◇ 「みんなとなかよく」の絵を見て、してよいことと、してはいけないことはどれでしょうか。	○ 「わたしたちの道徳」小学校1・2年166、167ページの絵を見て、判断した理由を発表できるようにする。

板書例

してよいことと、してはいけないことはどれでしょうか。

・ おさるさんにりゆうをはなす。
・ ライオンさんのことを気にせず、おさるさんとあそぶ。
・ ライオンさんに、「なかまはずれはいけない」とはなす。
・ どうしたら、みんななかよくあそべるかはなしあう。

もやもやしたきもちのうさぎさんは、どんなことをかんがえているでしょう。



どうして、なかまはずれにしないの。

みんなとなかよく

あなたが うさぎさんだったら、どうしますか。

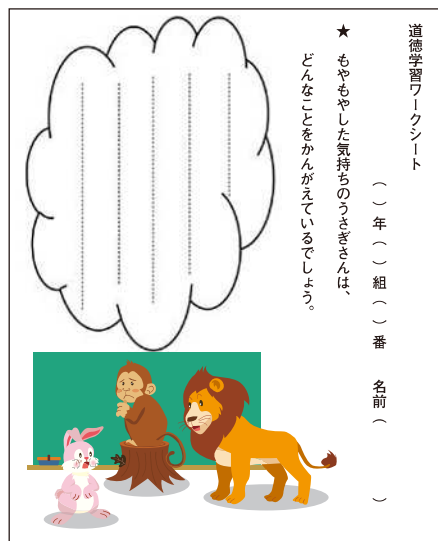
教材文

文部科学省「わたしたちの道徳」小学校一・二年



資料等

○中心発問で使用するワークシート



○終末で使用する教材『わたしたちの道徳』（166～167ページ）



生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
してよいことと、してはいけないことについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。
- (3) 自己決定の場の提供
してよいことと、してはいけないことを考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校低学年

2

互いの個性の理解

◆学習のねらい 友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知ること、自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育てる。 ◆評価 自分や友達の良いところを見付け、自分の良いところに気付いている。	◆教育課程における位置付け 特別活動 ※生活科における「自分を振り返る活動」との関連を図ることができる。 ◆主な使用教材 ・東京都教育委員会「令和5年度 東京都道徳教育教材集 小学校1・2年生版 心あかるく」 ・「よいところを見つけたよ」(文部科学省「わたしたちの道徳 小学校1・2年」) ・「じぶんのよいところカード」 ・「ともだちのよいところカード」
--	---

展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 本時の学習を知る。 じぶんのよいところをしよう。	○ 教師が、自分の良いところとはどういうものかについて、分かりやすく例を挙げて説明する。 ○ 教師が自分の良いところを紹介する。 (例：好きなことは～です。～ができるように（上手に・得意に）になりました。～をがんばっています。)
展開 25分	2 自分ができるようになったことや自分を紹介することを探して、「じぶんのよいところカード」に記入する。 3 3人グループになり、自分以外の2人の良いところを「ともだちのよいところカード」に書く。 ・ そうじのときに、ほうきをゆずってくれた。 ・ 走るのが速い。 ・ たくさん本を読んでいる。 (1) 「ともだちのよいところカード」を書いたら、それぞれ友達に渡す。 (2) 友達から渡されたカードを読む。 4 友達からもらった「よいところカード」を読んで、感じたことや、友達に言われて気が付いた自分の良さについて発表する。	○ 自分で見付けられない児童や、迷っている児童には声を掛け、その児童の頑張っているところを伝え、自信をもって記入できるようにする。 ○ 友達のことが分からない児童には声を掛け、行事で頑張っていた姿や児童が気付かなかった姿を例に挙げる。 ○ 児童は友達の頑張りに気付けない場合もあるので、教師も具体的事実に基づく全員分の良いところや頑張っているところを探しておき、探せない児童に伝えながら、良いところに気付けるようにする。 ○ 感想の中から、友達に自分の良いところを見付けてもらってうれしかったことなどを引き出す。
まとめ 10分	5 本時の振り返りを行い、自分には、自分が知らなかった良いところがあることに気付く。 ・ 友達が、自分の良いところを見付けてくれてうれしかった。	○ 「心あかるく」の120ページ「自分のことで」、頑張ったことやうれしかったこと、できるようになったことなどを記入できるようにする。

板書例

じぶんのよいところをしよう

○じぶんのよいところはなかな
・みんなにやさしい。
・いつもいっしょけんめい。

○じぶんのよいところをしよう
【カードに書く】
できるようになったこと
じぶんをしようかいすること

☆すきなことは～です。
☆～ができるようになりました。
☆～がとくいです。
☆～をがんばっています。

・なわとびがとべるようになった。
・サッカーがとくいだ。
・ピアノをれんしゅうしている。

○ともだちのよいところを
おしえよう
たとえば
・そうじのときにほうきを
ゆずってくれた。
・だれにたいしてもやさしい。
・たくさんの本をよんでいる。

○ふりかえり
・ともだちが、じぶんの
よいところをみつめてくれて
うれしかった。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展 開 25 分	「じぶんのよいところカード」を書く。 4人グループになり、自分以外の3人の良いところを「ともだちのよいところカード」に書く。 - 一人ずつ、ほかの人の良いところを伝える。その後、自分が書いた「じぶんのよいところカード」と友達から伝えられた「よいところ」の内容が同じであれば、一緒にカードをまとめる。 - カードに書かれた良いところについて、どう感じたかの感想や、友達に言われて気が付いた自分の良さについて発表する。	○ Aさんが終われば、Bさん、Cさんと続けていく。 ○ 一緒にまとまっているのは、自分も友達も思っているその児童の良いところ、それ以外は、その人だけが気付いた良いところであることを伝える。

資料等

○カード（例）

じぶんのよいところカード	ともだちのよいところカード
なまえ（ ） ☆ すきなことは～です。 ☆ ～ができるようになりました。 ☆ ～がとくいです。 ☆ ～をがんばっています。	なまえ（ ） （ ）さんの よいところは

生徒指導の実践上の視点

- 自己存在感の感受**
友達から言われて気が付いた自分の良さについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- 共感的な人間関係の育成**
友達の良いところを認め、伝えられるようにする。
- 自己決定の場の提供**
友達から言われて気が付いた自分の良さを考え、伝える場を設定する。
- 安全・安心な風土の醸成**
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校中学年

2

互いの個性の理解

◆学習のねらい

友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていくとする態度を育てる。

◆評価

自分や他者の良いところに気付き、互いに認め合いながら自分の良いところを伸ばしていくことの大切さを理解している。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材

- ・東京都教育委員会「令和2年度 東京都道徳教育教材集 小学校3・4年生版 心しなやかに」
- ・「自分の良い所をのぼして」（文部科学省「わたしたちの道徳 小学校3・4年」）
- ・「自分らしさカード」（小学校低学年「自分のよいところカード」を参照）
- ・「〇〇さんらしさカード」（小学校低学年の「ともだちのよいところカード」を参照）

展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 本時の学習を知る。	○ 児童が自分らしさ、友達らしさを見付けやすくなるよう、「らしさ」とはどのような意味であるかを確認してから、教師が自分らしさを紹介する。
	自分らしさをみがこう。	
展開 30分	2 自分の良いところや自分の直していきたいところについて考え、2人組で話し合う。 ・ 元気に挨拶ができる。 ・ 忘れ物が多い。	○ 2人組で話し合うことで、「自分らしさ」について考えやすくする。 ○ 自分の特徴について考えられない児童には、「心しなやかに」86ページの例以外の良いところについても紹介する。 ○ 話し合い後、何人か発表し、全員で共有できるようにする。
	3 「自分らしさ」について考え、「自分らしさカード」に書く。 ・ 私の自分らしさって何かな。 ・ 友達のことならすぐ分かるよ。	○ 自分で見付けられない児童や、迷っている児童には声を掛け、その児童の頑張っているところを伝え、自信をもって記入できるようにする。
	4 4人グループになり、自分以外の3人のことについてカードに書く。 (1) 友達の紹介が書けたら、その友達に裏返して渡す。 (2) 3人が書いてくれたカードを読み、自分で書いた「自分らしさカード」と比べる。	○ 児童は友達の頑張りに気付けない場合もあるので、教師も具体的事実に基づく全員分の良いところや頑張っているところを探しておき、探せない児童に伝えながら、良いところに気付けるようにする。 ○ 「自分らしさカード」と友達が書いてくれたカードを比べ、自分も友達も思っている「自分らしさ」や、その人だけが気付いている「自分らしさ」があることを伝える。
まとめ 10分	5 感想をまとめる。 ・ 友達が見付けてくれた新しい自分らしさを知った。 ・ 自分らしさを大切にしたい。	○ 自分らしさを大切にすることや、みんながお互いのその人らしさを認め合うことで、学級が楽しくなることに気付けるようにする。

板書例

自分らしさをみがこう

◎自分のよいところ

- ・元気にあいさつできるところ。
- ・だれにでもやさしいところ。

◎自分の直していききたいところ

- ・わすれ物が多いところ。
- ・おこりっぽいところ。

◎自分らしさは・・・

自分らしさをみがく

= (イコール)

自分の「よいところ」をのばして
いくこと

自分らしさについて考えよう

○自分以外の「その人らしさ」を 見つけ、伝え合おう

- ① 「○○さんらしさカード」を
書く。

- ② カードが書けたら、その友達
にうら返してわたす。

- ③ 自分にもらったカードを読む。

○感想

- ・自分の「よいところ」を新しく
知ることができた。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 30分	1 「自分らしさ」を磨いていくことについて考える。	○ 学級全体で行い、内容を板書する。
	2 自分らしさを磨くために「のばしたいところ」と「このようにして、のばしたい」の欄にそれぞれ記入する。	○ 「自分らしさをみがく = 自分の『良いところ』をのばしていくこと」という部分を全体で確認する。
	3 4人グループになり、ほかの3人に向けて自分らしさを磨くために「のばしたいところ」と「このようにして、のばしたい」ことを発表する。	
	4 発表後、ほかの3人から、自分の「良いところ」をのばす方法についてのアドバイスをもらう。	○ 授業後に教師や家族がコメントを記入できるようにする。

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

友達に書いてもらった「自分らしさカード」を参考に、自分らしさとは何かについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

友達の良いところを認め、伝えられるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

友達に書いてもらった「自分らしさカード」を参考に、「自分らしさ」を考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

◆学習のねらい

自分の良いところ、友達の良いところを見つけ、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かしていこうとする態度を育てる。

◆評価

自然体験教室での活動を振り返る活動を通して、友達の良さや、自分らしさを理解している。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材

「自然体験教室 振り返りカード」

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 5分	1 本時の学習を知る。	○ 友達と協力したことの良さが書かれている振り返りを取り上げ、他者と協働して取り組むことの意義を再確認する。
	自然体験教室で学んだことを、これからの学校生活に生かそう。	
展開 30分	2 自然体験教室で、自分が頑張ったことを振り返りカードに書く。 3 自然体験教室の班になり、友達が頑張っていたことを付箋に書いて、その友達に渡す。 4 友達に書いてもらった付箋を自分の振り返りカードに貼る。 5 自分らしさとは何かを考え、自分の考えを伝え合う。	○ 活動中の係活動や活動中に班の仲間と協力したことなどを振り返ることができるようにする。 ○ 「自然体験教室」の活動中に書いた振り返りを見て、友達が頑張っていたことを思い出すように促す。 ○ 振り返りカードに付箋を照らし合わせて、自分らしさとは何かについて振り返るように促す。
まとめ 10分	6 本時の振り返りを行い、ワークシートに感想を記入する。	○ 一人一人が、学級や友達のことを考えて行動することで、楽しく学校生活を送れたり、行事を成功したりすることに気付くことができるようにする。 ○ 今後の学校生活に生かしていきたいことを、具体的な場面で書くように促す。

板書例

自然体験教室で学んだことを、
これからの学校生活に生かそう

写真	写真	写真
写真	写真	写真
写真	写真	写真

○自然体験教室で
自分がんばったこと

- ・食事係で、短時間で準備を終わらせられるように声をかけあった。
- ・困っている友達を手伝った。
- ・みんなが予定を確認し、自分たちですんで生活できるように、声をかけた。

○自分らしさとは何か

- ・誰とでも仲良く接することができる。
- ・誰に対しても、あいさつや感謝の言葉を伝えることができる。
- ・困っている人がいたら、助けることができる。

○感想

- ・友達が自分の長所を見付けてくれてうれしかった。

資料等

「自然体験教室 振り返りカード」 年 組 名前 ()

「自然体験教室」でがんばったこと（仲間のためにしたこと、仲間と協力したことなど）

付箋	付箋	付箋	付箋
付箋	付箋	付箋	付箋

↓

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
自分の振り返りと、友達に書いてもらった付箋を参考に、自分らしさとは何かについて考えることができるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
「自然体験教室」で、友達が頑張っていたこと認め、伝えられるようにする。
- (3) 自己決定の場の提供
今後の学校生活に生かしていきたいことを考え、伝える場面を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

中学校

2

互いの個性の理解

◆学習のねらい

職場体験における経験を、明日からの学校生活でどのように生かしていくか考え、実践する態度を養う。

◆評価

職場体験の経験から、主体的に理想の社会人像を考えることができる。

自分の考えと他の生徒の考えを共有し、今後の学校生活で生かしていこうとしている。

◆教育課程における位置付け

特別活動 学級活動（3）

◆主な使用教材

- ・職場体験のしおり
- ・ワークシート
- ・テキストマイニング※

※ 大量のテキストデータから頻出する単語やフレーズ等の有益な情報を抽出するための技術や手法

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 15分	1 職場体験で得られた経験から「理想の社会人像」を、一人1台端末を活用して提出する。	○ 生徒から印象に残った場面等を聞き取り、肯定的に価値付ける。 ○ 生徒の回答をテキストマイニングを活用して可視化し、学級全体で共有する。
	職場体験で得られた経験を今後の生活に生かそう	
展開 25分	2 「理想の社会人像」に近付くために、自分が「身に付けるべき力とは何か」を考え、ワークシートに記入する。 3 「理想の社会人像」に近付くために、明日からの学校生活で実践できることを考え、ワークシートに記入する。 4 考えたことを伝え合い、グループで話し合った内容を一人1台端末を活用して記録をし、提出する。 5 学級全体で共有された回答を参考に、明日からの学校生活で実践することを考え、ワークシートに記入する。	○ 職場体験のしおりに書いた振り返り等を読み返し、職場体験での経験を想起するよう促す。 ○ キーワードを記入するよう指示する。 ○ 各グループ送られた回答を、学級全体で共有する。その際、各グループの回答を価値付ける。
まとめ 10分	6 本時の振り返り	○ 生徒が考えたことを紹介して価値付ける。

資料等

職場体験で得られた経験を今後の生活に生かそう

1 職場体験で得られた経験から、理想の社会人像を考えよう。

2 そのために身に付けるべき力は何だろう。

3 理想の社会人になるために、明日からの学校生活で生かしたいことや実践したいことを記入し、グループ内で発表しよう。

①明日からの学校生活で生かしたいこと、実践できることを記入しよう。	②班で発表し他の人の発表（キーワード）を記入しよう。

4 これらのキーワードを参考に、明日から自分が実践できることを記入しよう。

5 この実践がしっかりできているか今後チェックしよう。

◎よくできた ○まあまあできた △あまりできなかった ×できなかった

10月	11月	12月	1月	2月	3月
-----	-----	-----	----	----	----

板書例

○ 明日からの学校生活で実践できること

○ 「理想の社会人像」に近付くために、自分が「身に付けるべき力」

テキストマイニング等を
プロジェクターで投影

職場体験で得られた経験を
今後の生活に生かそう

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
「理想の社会人像」や、身に付けるべき力について考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
自分と異なる思いや考え、価値観を大切にし、互いに理解しようとする。
- (3) 自己決定の場の提供
「理想の社会人像」や、それに近付くためにどのような力を身に付けるべきかを考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

高等学校

2

互いの個性の理解

◆学習のねらい

様々な人々の視点から地域社会における課題について考えることで、他者と協働して課題解決に当たろうとする態度を育てる。

◆評価

様々な人々の視点に立って物事を考えるとともに、他者と協働して課題解決することの大切さに気付いている。

◆教育課程における位置付け

人間と社会

◆主な使用教材

- ・東京都教育委員会「人間と社会」改訂版教科書
- ・ワークシート

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 5分	1 本時の学習を知る。	
	様々な人々の視点から地域社会における課題について考えることで、他者と協働して課題解決に当たることの大切さを知る。	
展開 40分	2 62ページの「2」を読み、よりよい地域社会を築くために大切な考えは何か、そう考える理由とともにグループ等で発表する。	○ 「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
	3 63ページの「ケーススタディ」を読み、役員A～Dのどの意見に賛成か、またそう考えた理由をグループ等で発表する。また、それぞれが選んだ意見のメリット・デメリットを協議する。	○ 「社会参画」や「公共の精神」といった道徳的価値に気付くよう指導する。また、それらを否定する意見が出た場合には、なぜそのように考えるのか、またその場合社会がどうなっていくかを考察できるようにする。
	4 役員A～D以外の立場の人がいないか、またその人の意見としてはどのようなものが考えられるかをグループ等で発表する。	○ 様々な異なる意見や考えを出し合える自由な雰囲気を大切にするように指導する。
	5 「ケーススタディ」のような社会課題が身近にないか考え、発表する。	○ 安易に解決策をまとめるのではなく、様々な人々の意見を聞き、相手の気持ちに寄り添いながら、お互いに合意できる点はないかを考えることができるようにする。
まとめ 5分	6 本時の振り返りを行い、ワークシートに感想を記入する。	○ 「多様性」や「Well-being」といった用語にも触れ、より広い視点から課題を捉えられるように働きかける。
		○ これまで行ってきた体験活動にもふれることで、身近にある社会課題を考える契機とする。
		○ 自分一人では気付かなかった視点や新しい発見がないか考えさせ、他者と協働して課題解決に当たることの大切さに気付けることができるようにする。

○「人間と社会」62 ページ 「2 地域社会を築くために大切な考えについて議論する」

今まで私たちは、公共というと役所がやることで、社会のためになることは原則として役所がやればいい、と考えがちでした。役所のほうも、住民から要望があると何でも引き受けてしまう体制が長い間続いてきました。しかし、それが限界にきているのです。

まずは、どこの自治体にもお金がなく、住民の要望には全部はこたえられない。また、役場が頑張っている事業をやっても、そのサービスに対して住民の方がなかなか満足してくれなくなった。なぜなら、役所としてはなるべく住民に一律のサービスを提供したいのに対して、住民の方は、私の生活をこういうふうに改善してほしいというオーダーメイドのサービスを求めるからです。

さらに大きな問題は、役所に色んな問題の解決をお願いしているうちに、地域の側に問題を解決する能力がどんどん失われてきているということです。例えば、隣の家ピアノの音がうるさいといったら、ちょっと前であれば近所で話し合っただけで済んだんですが、最近はそういうときは市役所か警察に電話ですね。そうなれば、次に問題が起こったときには、自力で問題を解決できるはずがありません。そうすると、さらに行政に頼る。そうしてさらに地域の問題解決能力が無くなる、という悪循環が起きているわけです。

（「参加と協働を通じた地域づくり～NPOに学ぶ活動活性化のヒント～」青森大学社会学部准教授（現教授）柏谷至より抜粋 平成23年度協会フォーラム講演録「地域活動」公益財団法人明るい選挙推進協会）

○「人間と社会」63 ページ

◆ケーススタディ～あなたならどうする？

次の場面で、あなたはどのような選択をしますか。

あなたは、27歳で流通業の会社に勤めています。勤務は、三交替制のため、新居は仕事場の近くの新興住宅地を選び、3年が経ちました。この地域の自治会では、年1回お祭りを開催していますが、お祭りの参加者が年々減り、昨年からは自治会では廃止も検討しているようです。そんなときに自治会の役員の順番が回ってきました。第1回の会合に参加したところ、議題は「お祭りの廃止」でした。議論はやがてお祭りの廃止から自治会の在り方になり、次のようなやり取りがありました。あなたはどのように考えたらよいのか迷っています。

役員A：自治会の役割の一つは、困ったときに互いに助け合うことだから、会員同士の親睦を深める活動が一番重要である。

役員B：自治会はいろいろなことをやりすぎている。本当に必要なニーズを探してそれに専念すべきだ。

役員C：会員はみな忙しく、自分の身の回りの出来事は自己責任だから、もっと現実を直視して、自治会の解散も考えるべきである。

役員D：高齢化などもあり、これからの自治会は、新規で高齢者の見守り活動を行うなど、更に活動を充実させなくてはならない。

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

傾聴の姿勢や相手の気持ちに寄り添いながら話し合うことを通して自尊感情が高まるように促す。

(2) 共感的な人間関係の育成

自分と異なる思いや考え、価値観を大切にし、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

「ケーススタディ」等を通じて自分の意見をまとめさせ、それを発表する場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、困ったり悩みがあるときに弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気を醸成する。

2

互いの個性の理解

◆学習のねらい 自分の良いところ、友達の良いところを積極的に見付けようとする態度を育てる。 ◆評価 自分の良いところ、友達の良いところを積極的に見付けたり、知ろうとしたりしている。	◆教育課程における位置付け 特別活動 ◆主な使用教材 「いいね！カード（自分用、友達用）」
--	---

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 5分	1 本時の学習を知る。 自分の良いところ、友達の良いところを見付けよう。	
展開 40分	2 自分にはどのような「良いところ」があるかを考え、「いいね！カード（自分用）」に書く。 3 「いいね！カード（自分用）」に書いた内容を発表する。 4 隣の友達にはどのような「良いところ」があるかを考え、「いいね！カード（友達用）」に書く。 5 「いいね！カード（友達用）」に書いた内容を発表する。 6 隣の友達に、「いいね！カード（友達用）」を渡す。 7 他の友達の良いところを「いいね！カード（友達用）」に書き、読んでから渡す。 8 自分の良いところを、今後の学校生活に生かすためには、どのようなことができるかを考え、発表する。	○ コミュニケーションツールなどを使用し、一人一人に応じた支援を行う。 ○ 「良いところ」の具体的な内容を説明する。 (例) 挨拶ができる、係活動を頑張っている。 ○ 黒板や電子黒板等を使用し、視覚的にも発表した内容を確認できるようにする。 ○ 「良いところ」の具体的な内容を説明する。 (例) 時間をしっかり守る、整理整頓ができる ○ 発表が苦手な児童・生徒には、教師が代わりに発表するなどの支援を行う。
まとめ 5分	9 本時の振り返りを行う。	○ 児童・生徒が今後の学校生活に生かすことができるように、具体的な場面で想起できる内容にまとめる。 ○ 自尊感情や自己肯定感を高めることができるよう配慮する。

板書例

自分の良いところ、
友達の良いところを見付けよう。

○自分の良いところ
たとえば

- ・ あいさつができる
- ・ 係活動がんばっている
- ・ 部活動（クラブ活動）を一生けんめいやっている

○友達の良いところ
たとえば

- ・ 時間をしっかり守る
- ・ 整理整頓ができる

○自分の良いところを、今後の学校生活に生かすためには、どのようなことができるか

○振り返り

資料等

○「いいね！カード（自分用）」（例）

自分の良いところ

なまえ（ ）

○「いいね！カード（友達用）」（例）

〇〇さんの良いところ

なまえ（ ）

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

友達からもらった「いいね！カード（友達用）」を参考に、自分の「良いところ」を見付けることができるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

「いいね！カード（友達用）」を書いて、渡すことで、友達の「良いところ」を認め、伝えられるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

自分の「良いところ」を今後の学校生活に生かすために、どのようなことができるかを考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校低学年

3

望ましい人間関係の構築

◆学習のねらい

友達とより良い人間関係を形成するには、相手のことをよく知る必要があり、相手の話をしっかり聞くことが大切であることを理解させる。

◆評価

相手の話を聞くことで、相手のことを理解しようとしている。

◆教育課程における位置付け

特別活動

※国語科における「話すこと・聞くこと」との関連を図ることができる。

※同様の機会を複数回もつことで、児童同士の理解をさらに深めることができる。

◆主な使用教材

- ・文部科学省「わたしたちの道徳 小学校1・2年」(p74)
- ・振り返りカード

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 5分	1 友達と遊んでいるときのことを想起する。	○ 事前に休み時間の様子を写真に撮り、いくつか掲示する。
展開 30分	2 本時の学習を知る。	
	ともだちのことをもっとしろう。	
	3 教師の例を見て、自分の話す内容を決める。 友達と一緒に遊んだことや学習したことを通して、元気が出たことをワークシートに記入する。	○ 友達との関わりの中で、元気が出た内容を短い文で書けるようにする。 ○ 話すことが苦手な児童もいるため、教師が話す内容の例を示す。 ○ 学級の実態に応じ、【話す人の例】や【質問の観点】を板書で示したり、カードにして配布したりして児童が参考にできるようにしてもよい。
	【話す人の例】 私は、今日の休み時間に、なわとびをしました。場所は、校庭です。 友達の〇〇さんと一緒にやりました。はじめは、前跳びや後ろ跳びをしました。50回以上続けて跳べたことがうれしかったです。	
	4 活動について教師の説明を聞く。	○ 活動に入る前に、教師が2人組での活動の仕方を示す。一方の役は、児童にやらせてもよい。
まとめ 10分	【聞く人の質問の観点の例】 いつ、どこで、誰と、何を、どんな気持ちでしたか、明日は何をするか、など	
	(1) 2人組でじゃんけんをする。	○ 人数が足りないときは、教師が入る。
	(2) 勝った人は、話す人となり、休み時間に誰とどんな遊びをしたのか、何が面白かったのかなどについて話す。	○ 話す人と聞く人の区別をはっきりさせ、きちんと自覚できるようにする。
	(3) 負けた人は、聞く人となる。 ① 自分のことについては話さないでうなずいて聞く。 ② 話の途中で、「知っている」と言ったり「どうして」と尋ねたりしない。 ③ 話す人が話し終わったら、質問をする。	○ 早く話し終わってしまう場合は、もう一度丁寧に、内容を付け加えて話すように促したり、質問したりするよう促す。
	(4) 役割を交替して、繰り返す。	○ 聞く人の態度が重要であることを伝える。
	5 2人組で実際に行う。(3分程度ずつ)	
	6 ほかの2人組と一緒にになり、4人グループを作り、自分が聞いた友達の話を新しくグループになった友達に話す(3分程度ずつ)。	○ 活動が早く終わった2人組から話合いをできるようにする。
	7 友達の話を聞いてどう感じたかを最後の2人組で話し合い、学級全体に発表する。	
	8 本時について感じたことを振り返りカードに書く。 友達のことをたくさん知ることができた。	○ 「友達の話をよく聞いたことで、友達をもっとよく知ることができた」、「友達が私の話をよく聞いてくれてうれしかった」などの内容が出るとよい。

板書例

○ともだちのことはなをしをきいて、かんじたこと

- ・ともだちのことをたくさんしる
- ・ことができた。
- ・ともだちのはなしをしんけんにきくことができた。

【きく人のやくそく】

- ・うなずいてきく。
- ・はなしのとちゅうで「しっている」といったり「どうして」とたずねたりしない。
- ・はなす人がおわったら、しつもんしてよい。

○ともだちのことをもっとしろう。

ふたりぐみでじゃんけんをする。

かっ人

↓はなす人

まけた人

↓きく人

写真

写真

写真

写真

○ともだちとあそんでいるときのことをおもいだそう。

ともだちのことをもっとしろう。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 30分	1 どのような話し方・聞き方ができるとよいかグループで話し合う。 2 グループ内で発表する。 (1) 発表のテーマ（好きな動物、好きな遊び等）をグループで決める。 (2) グループ内でじゃんけんをして、発表順を決める。 (3) 発表順に、テーマに沿って自分の考えを発表する。 3 時間があれば、テーマを変えて発表を行う。	○ 発表の際のルールを守って活動できるように促す。 話す人 ・相手を見て最後まで話す。 聞く人 ・相手を見てうなずいて聞く。

資料等

○ワークシート（例）

ともだちのことをもっとしろう

なまえ

○ともだちといっしょにいて、げんきがでたことをかきましよう。

○ともだちのことをして、どうおもいましたか。

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
友達と一緒に過ごして元気が出たことを伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
友達の話聞き、同じところを認め、感じたことを伝えられるようにする。
- (3) 自己決定の場の提供
友達と一緒に過ごして元気がでたことを考え、伝える場面を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校中学年

3

望ましい人間関係の構築

◆学習のねらい

コミュニケーションを行う上で、言葉で伝えることに加え、相手の動きや表情をよく見たり、よく聞いたりして、相手が話したいことを知ろうとすることも大切であることを理解させる。

◆評価

相手に気持ちを伝えるにはどうすればよいかを考えながら話し合う活動を通して、話を聞く時のより良い態度や方法について理解している。

◆教育課程における位置付け

特別活動

※社会科における「調べたことを伝え合う活動」等との関連を図ることができる。

◆主な使用教材

ワークシート

展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 インタビューを通して、友達を紹介する学習であることを知る。 ・ 友達が興味をもっていることを聞きたい。 ・ 友達の得意なことって何だろう。	○ 難しそう、できないなどの反応が出ることが予想されるが、不安にならないようにし、楽しい雰囲気を作る。 ○ 教師と児童でインタビューを実演し、何をすればよいか分かりやすくする。
	インタビューして分かった友達のことを紹介しよう。	
展開 30分	2 インタビューをする。 (1) 2人組になった人と順番に、相手の好きなこと、もの、宝物などについてインタビューしてカードにメモをする。 (2) どのように話を聞いてもらうとうれしかったかを発表する。 ・ うなずいて聞いてくれた。 ・ にこにこしてくれた。 ・ 楽しそうに聞いてくれた。 3 他者紹介をする。 近くにいる2人組と4人グループになり、先ほどインタビューした内容を他の2人に他者紹介する。 4 他者紹介をして感じたことをグループ内で発表する。 5 グループ内で発表したことを学級全体で共有する。	○ インタビューする内容は事前にワークシートに記入しておき、スムーズにインタビューをすることができるようにする。 ○ 時間が余ったら、自分の聞きたいことについてインタビューしてもよいと伝えておく。 ○ 相手が答えにくい質問はしないように指示する。 ○ 良い聞き方を意識して紹介を聞くよう促す。 ○ 聞いている人は、なかなか自信をもって話せない人に対して温かく受け入れられるようにする。 ○ 何人かに発表させ、話を聞く態度や方法について価値付ける。
まとめ 5分	6 学習を振り返る。 話をよく聞くための方法を確認する。	○ ワークシートに書いた感想と結び付けてまとめる。

板書例

- インタビュアーして分かった友達の
ことをようかいしよう。
- インタビュアーで友達に聞いて
みたいこと
- ・今、きょう味をもっていること
 - ・とくいなこと
- インタビュアーのやり方
- 二人組になった人とじゅん番に、
相手のすきなこと、すきなもの、た
から物などについてインタビュアー
して、カードにメモする。
- どんなふうに話を聞いてもらうと
うれしかったか。
- ・うなずいて聞いてくれた。
 - ・にこにこしてくれた。
 - ・楽しそうに聞いてくれた。
- 友達のことをしようかいしよう。
- ・自分が聞いたことをほかの人に
発表することは、自分のことを
発表するときよりもきんちょう
した。
 - ・ほかの人に自分のことをよう
かいしてもらって、うれしかった。
- 学習のふり返し

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展 開 30 分	1 隣の席の児童と、順番に「好きな遊び」について話す。 (1) はじめに相づちを打ちながら話を聞く。 (2) 次に、相づちを打たないで、相手をじっと見て話を聞く。 (3) 最後にもう一度、相づちを打ちながら話を聞く。	○ ルールを守って活動できるように促す。 ＜活動のルール＞ 話す人：最後まで話す。 聞く人：「相手がしてもらったらうれしいだろうな」と思う相づちを打ちながら聞く。
	2 近くの2人組と4人グループになり、2人が話している様子を、他の2人が観察する。 (1) 1と同様に、「好きな○○」について話す。 (2) 観察児童は感じたことを発表する。	○ 観察している児童に、話す人と聞く人の態度や行動に着目して観察することを伝える。
	3 学級全体で活動の感想を話し合う。 (1) 相づちを打ちながら聞いてもらってどう感じたか。 (2) 相づちを打たれないとどう感じたか。	○ 相づちを打つことの大切さに気付き、コミュニケーションのもつ「お互いを大切にする」力が実感できるように配慮する。

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
良い伝え方や良い聞き方とは何かについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
友達の考えを認め、伝えられるようにする。
- (3) 自己決定の場の提供
相手に気持ちを伝えるにはどうすればよいか、話を聞く時のよりよい態度や方法を考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

望ましい人間関係の構築

◆学習のねらい

コミュニケーションを図ることで、互いに
意思や感情、思考を伝え合うことや、新たな
考えに気付いたり、考えを深めたりできるこ
とを理解させる。

◆評価

自分の考えを伝えたり、相手の考えを聞い
たりする活動を通して、コミュニケーション
の大切さについて気付いている。

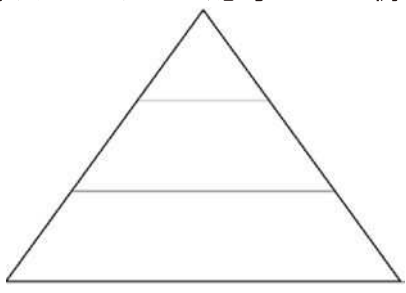
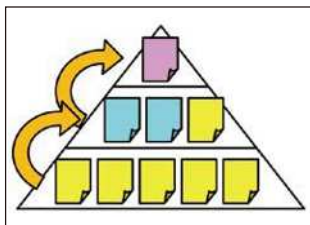
◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材

- ・ワークシート
- ・掲示用ルール
- ・付箋紙

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 10分	1 本時の学習のねらいを知る。	○ いじめの防止に関わるテーマを設定する。
	いじめをなくすために必要な取組について話し合おう。	
	2 「いじめられている人はどうしてほしいと思うか」、「いじめを防ぐために何が大切だと思うか」などの視点で、いじめをなくすために必要な取組を考え、簡単な言葉で付箋紙に書く。	○ 必要に応じて、状況を示すイラスト等を活用し、考える手だてとする。 ○ 付箋紙にできるだけ多く書くよう伝える。(個人活動)
展開 30分	3 ピラミッド・チャートについての説明を聞く。	○ 黒板にルールを掲示する。
	【ピラミッド・チャート】…グループでそれぞれの考えを高め、まとめていく思考ツールの例 ① まず、個人でテーマに対して考え、一つの考えごとに1枚の付箋紙に書く。その後、グループ全員の付箋紙をピラミッドの形の図の一番下の部分に全て貼る。 ② 4人程度のグループで話し合い、大事なものを選んだり、組み合わせで新しい考えを出したものを付箋紙に書いたりして、中央の段に貼る。 ③ 中央の段に貼られた付箋紙について話し合い、グループの意見として考えをまとめる。グループの意見を付箋紙に書いて、一番上の段に貼る。	
まとめ 5分	4 グループで「いじめをなくすために必要な取組」について、ピラミッド・チャートを行う。	○ 順位付けの根拠や理由を説明できるように考えながら作業をできるようにする。 ○ グループ内で、自分の考えと他の人の考えの同じところや、違うところに注目するよう助言する。
	 【ポイント】 「ほかの人の考えを批判しない。」「じゃんけんや多数決ではなく、メンバーの合意の下に決める。」ことを約束とし、話し合いを進めるよう声を掛ける。	○ 他グループの主張と自分のグループと比べながら聞句ができるように促す。
	5 グループごとに、ピラミッドの頂点に立った主張とその理由を発表する。	
	6 自分たちでいじめをなくすために今日からできそうなことを決め、宣言する。	○ いくつかのグループに発表するように促す。

板書例

○学習の振り返り

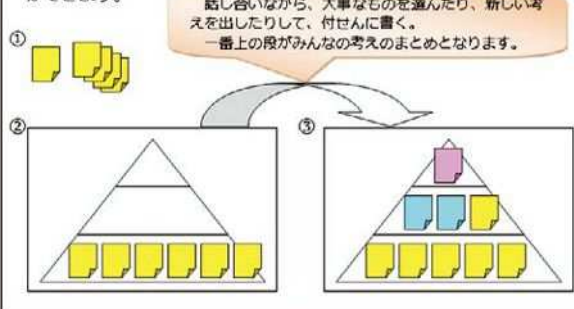
- ・ 相手の立場に立って気持ちを考えること
- ・ 見て見ぬ振りをしないようにすること
- ・ 一人でなやまず勇気を出して助けを求めること
- ・ 一人一人がいじめをなくそうと意識し、行動すること

○グループごとに考えた「いじめをなくすために必要な取組」

<ピラミッド・チャートの使い方>

- ① いじめをなくすために必要なことを考え、一つの考えごとに1枚の付せんを書く。
- ② ピラミッド・チャートの一番下の部分に全て貼る。
- ③ グループで大事なものを選んだり、組み合わせたりして、新しい考えを出したものを付せんに書き、ピラミッド・チャートの真ん中の段に貼る。初めの付せんより数が少なくなるようにする。
- ④ 真ん中の段に貼られた付せんについてグループで話し合い、考えをまとめて付せんに書き、一番上の段に貼る。

※ この作業を行うことによって、みんなの考えを整理してまとめることができます。



いじめをなくすために必要な取組について話し合う。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 30分	1 グループで「いじめをなくすために必要な取組」について、ピラミッド・チャートを行う。	○ 順位付けの根拠や理由を説明できるように考えさせながら発表の準備をするよう伝える。
	2 グループで発表者を一人決め、残りのメンバーは隣のグループに移動する。	○ 発表グループと聞くグループに分かれ、1グループ3分程度で発表する。時間が余ったら、質問してもよいことを伝える。
	3 発表者から説明を聞いた後、そのグループが作成したピラミッド・チャートについての質問や意見を述べる。	○ ほかのグループの主張とその理由を、自分のグループと比べながら聞けるようにする。
	4 初めの発表者以外の発表者を決め、残りのメンバーは更に隣のグループに移動する。	○ 発表グループの児童は、質問内容を伝え、聞くグループの児童は、ほかのグループの良かったところや自分のグループと違う意見を伝えるように声を掛ける。
	5 自分たちのグループに戻り、ほかのグループから寄せられた意見等を基に、更に話し合う。	○ ほかのグループからの意見を参考に更に考えを深められるよう助言する。

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
いじめをなくすために必要な取組とは何かについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
自分の考えと友達との考えの同じところや違うところを認め、伝えられるようにする
- (3) 自己決定の場の提供
いじめをなくすために今日からできそうなことを考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

中学校

3

望ましい人間関係の構築

◆学習のねらい

コミュニケーションにおいては、互いに意思や感情、思考を伝達し合うことや、相手の考えを尊重して話し合うことが大切であることを理解させる。

◆評価

自分の思いや意見を伝えながら、相手の意見を尊重することの大切さに気付いている。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材

- ・ 掲示用ルール
- ・ 単語カード（個人用、グループ用）
- ・ ワークシート（個人用、グループ用）

展開例

	学習活動（・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 人によって捉え方が異なると感じた経験について想起する。 2 本時の学習を知る。	○ これまでの話し合いなどでも自分の考えや思いが友達と違ったことを振り返ることができるようにする。
展開 30分	3 学級全体で学校行事を一つ選び、その行事を行う上で大切だと思うカードを、個人で順位を付けて並べる（「ダイヤモンド・ランキング」の方法については「板書例」を参照）。 4 4人グループになって話し合い、グループのダイヤモンド・ランキングを作成する。 5 グループごとに、合意したカードの位置付け及びその理由を発表する。	○ 話し合う際は、以下のことを確認する。 ① 全員の考えをきちんと最後まで聞く。 ② 考えが自分と違っても「それはおかしい。」「間違っている。」などと言わない。 ③ 多数決では決めない。 ④ 少ない意見も大切な考えであり、新しい発見があるかもしれないのでよく聞く。 ⑤ 皆の意見や考えを共有できるようにする。 ⑥ ほかの人の考えを聞いて、なるほどと思ったら自分の考えを変える。
まとめ 10分	6 集団による意思決定を行い、気付いたことを発表する。 ・ 友達と話し合うことで、考えは違っていても、相手のことがよく分かった。 ・ 自分では気付かなかった考えを知ることができた。 7 本時の学習内容を振り返る。	○ 自分とは違うものの見方や考え方にふれることで、自分の心が成長することを捉えることができるようにする。 ○ 机間指導を行い、「意見がそれぞれ違う」という視点をもった生徒を選んでおく。 ○ ワークシートに自分の考えを記入できるようにする。 ○ 意見が違うときに話し合ったことや、他の人の意見を聞いてなるほどと思った気持ちが大切であることをまとめとして押さえる。

板書例

○ダイヤモンド・ランキングを通して気付いたこと

- ・ 友達と話し合うことで、相手のことがよく分かった。
- ・ 自分では気付かなかった考えを知ることができた。

【話し合いの約束】

- ・ 全員の考えをきちんと最後まで聞く。
- ・ 考えが自分と違っても「それはおかしい」「間違っている」などと言わない。
- ・ 多数決では決めない。
- ・ 少ない意見も大切な考えであり、新しい発見があるかもしれないのでよく聞く。
- ・ 皆の意見や考えを共有できるようにする。
- ・ ほかの人の考えを聞いてなるほどと思ったら自分の考えを変える。

○グループごとに話し合っ
て決めたカードの位置付けと、その理由を発表する。

③グループごとに話し合っ
て決めたカードの位置付けと、その理由を発表する。

○ダイヤモンド・ランキングの方法

①9種類のカードを大切に思
うものから順位を付け、ダイ
ヤモンドの形に並べる。

②グループになり、それぞれカ
ードの位置付けについての理由
を説明した後、グループ内で
カードの順位を話し合っ
て決める。

○テーマ

合唱コンクールで大切に
思うこと

○ダイヤモンド・ランキングの方法

①9種類のカードを大切に思
うものから順位を付け、ダイ
ヤモンドの形に並べる。

②グループになり、それぞれカ
ードの位置付けについての理由
を説明した後、グループ内で
カードの順位を話し合っ
て決める。

○グループごとに話し合っ
て決めたカードの位置付けと、その理由を発表する。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 30分	1 自分たちの学校の良いところについて考え、グループ（班）で交流する。 2 「より良い学校づくり」をテーマに、「ダイヤモンド・ランキング」を行う。 【カードの内容例】 「特別の教科 道徳」の内容項目等を参考に9種類のカードを用意しておく。 （思いやり、感謝、礼儀、友情、信頼、相互理解、寛容、公德心、公正・公平 等） (1) 個人で考え、自分の意見をもつ。 (2) グループ内で伝え合い、グループの意見をまとめる。 (3) 学級全体で、各グループの意見を伝え合う。 (4) 全体の意見を見て、分かったことを伝え合う。	○（導入を受けて）ここでも自分とは違うものの見方や考え方があることに気付けるようにする。 ○「話し合いの約束」（「板書例」を参照）を確認した上で、活動させる。

資料等

○行事「合唱コンクール」を例に取り上げた場合のワークシート（例）

合唱コンクールのダイヤモンド・ランキング			
合唱コンクールで大切だと思うことをランキングにしてください。			
順位	カード	自分の理由	グループの理由 (自分とは違う、なるほどと思った)
	① 練習量 (どのくらい練習したか。)		
	② 団結力 (みんなの心が一つになったか。)		
	③ 責任感 (自分の役割を果たせたか。)		

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

行事を行う上で大切だと思うことや、話し合いを通して気付いたことについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

相手や周りの人の立場に立ち、より良い人間関係を築くことの大切さに気付かせるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

行事を行う上で大切だと思うことや、話し合いを通して気付いたことを考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

話し合う際の留意事項について確認し、一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

高等学校

3

望ましい人間関係の構築

◆学習のねらい

言葉や感情表現によって相手への意思の伝わり方が異なることを理解させるとともに、自分の意思を正しく伝え、受け止めてもらえるような表現を行っていかうとする態度を育てる。

◆評価

三種類の自己表現（攻撃的、アサーティブ、非主張的）についての活動を通して、自他を尊重する望ましい自己表現の方法について理解している。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材

ワークシート

展開例

	学習活動（・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 本時の学習を知る。	
	望ましい自己表現とはどのようなものかを考えよう。	
展開 35分	今日は、自分も相手も大切にする自己表現であるアサーションという考え方を通して、望ましい自己表現について、考えていきましょう。	○ コミュニケーションがうまくいかずに、嫌な思いをしたことがないか想起できるようにする。
	2 場面1「あなたならどうする？」を行う。	○ 表情、身振りや手振り、姿勢等がコミュニケーションに与える役割について考えさせ、生徒が前向きな気持ちになるようにする。 ○ 1分間程度でワークシートの場面1に取り組ませる。
	3 アサーションについて説明を聞く。 攻撃的（アグレッシブ）な表現、アサーティブな表現、非主張的（ノン・アサーティブ）な表現について確認する。	○ 場面1の三種類の自己表現が、【資料等】に示す三種類の自己表現であることを踏まえて確認する。
まとめ 10分	4 三種類の自己表現を更に理解するために、場面2「映画を見に行こうよ！」を行う。	○ 生徒から自然に意見を引き出し、アサーションの考え方から説明できるようにする。 ○ 自己表現の違いによって、他者に与える印象に違いがあることを考えることができるようにする。
	5 発表を行い、意見を述べ合う。	
	6 本時の振り返りを行う。 ・ アサーションの考えを生かして、学校生活を送りたいと思う。 ・ 言い方によって、相手の受け止められ方が変わってくることが分かった。	○ 気付いたり、感じたりしたことを記入することができるようにする。
	7 ワークシートにまとめを記入する。	

板書例

望ましい自己表現とはどのようなものかを考えよう。

○アサーションとは・・・

↓自分の欲求、考え、気持ちなどを、素直に、正直に、相手のことも配慮しながら、その場の状況に合った適切な方法で表現すること

場面1「あなたならどうする？」

※選択肢の中から、「自分ならこうする」というものを選ぶ。

○三種類の自己表現

攻撃的（アグレッシブ）な表現
アサーティブな表現
非主張的（ノン・アサーティブ）な表現

場面2「映画を見に行こうよ！」

※友人に対して、三種類のタイプの自己表現で対応する。

○三種類の自己表現を発表しよう。

○活動を振り返って

・アサーションの考えを生かして学校生活を送りたいと思う。
・言い方によって、相手の受け止められ方が変わってくるということが分かった。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 35分	1 アサーション（適切な自己表現）について説明を聞く。 2 相手にうまく気持ちを伝えられなかった経験について、話し合う。 3 アサーションの考え方を生かし、どのような話し方なら、相手も自分も尊重して思っていることを伝えられるかを検討する。	○ 教師の体験談を例として伝え、話合いの見通しをもてるようにする。 ○ 3、4人ほどのグループで話合いを行わせる。 ○ 相手を大切にしながら、自分の思いをきちんと伝えるという点を踏まえて指導に当たる。

資料等

○ワークシート（例）

アサーション：自分の欲求、考え、気持ちなどを、率直に、正直に、相手のことも配慮しながら、その場の状況に合った適切な方法で表現すること ※アサーティブとは、アサーションが実現されていること
自己表現（人間関係のもち方）には三種類のタイプがあり、②のタイプをアサーションと考える。

- ① 自分のことを優先し、他者を無視・軽視する自己表現
「攻撃的」「アグレッシブ」「きつい言い方」 I am OK, You are not OK
- ② 自分のことをまず考えるが、他者のことも十分に配慮する自己表現
「アサーティブ」「さわやかな言い方」 I am OK, You are OK
- ③ 自分よりも他者を優先し、自分のことを後回しにする自己表現
「非主張的」「ノン・アサーティブ」「はっきりしない言い方」 I am not OK, You are OK

場面1 「あなたならどうする？」

卒業後の進路についての三者面談を翌日に控えて、あなたは保護者と進路について話をしています。あなたは、技術を身に付け資格を取得するために専門学校へ進学したいと考えていますが、保護者は、「卒業後は大学に行きなさい。」と勧めます。このようなとき、あなたならどうしますか。「自分ならこうする」というものを選んで、□に印を付けましょう。

- ☐ 1 「うるさいな！大学になんか行かないよ！」と怒って、どなりつけるように自分の意見を保護者に言う。
- ☐ 2 自分の意見を言うとは保護者に反対されたり怒られたりするから、何も言えずに黙ってしまおう。
- ☐ 3 「大学に進学するよりも、専門学校に行きたい。その理由は、…」と自分の意見や考えを保護者に伝える。

場面2 「映画を見に行こうよ！」

あなたは、友人と今度の日曜日に一緒に遊びに行くことになりました。友人は、「ぜひ見たい映画があるから一緒に見に行こうよ。」とあなたに提案しました。しかし、その映画は、あなたが見たくない映画でした。友人に対して、三種類の表現で対応してください。

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
望ましい自己表現とは何かについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
自己表現の違いによって、他者に与える印象の違いがあることを理解するとともに、気付いたり、感じたりしたことを伝えられるようにする。
- (3) 自己決定の場の提供
場面1より、自分ならどうするか、場面2より、三種類の自己表現を考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

望ましい人間関係の構築

◆学習のねらい

コミュニケーションとは、互いに意思や感情、思考を伝達し合うことであり、言葉や文字だけでなく、声の大きさや話し方や態度などが大きな役割を果たすことを理解させる。

◆評価

相手と意思疎通し、望ましい人間関係の構築方法について理解している。

◆教育課程における位置付け

国語、(保健)体育、自立活動 等

◆主な使用教材

- ・ 2枚1組のカード
 - ・ 掲示用模造紙（各児童・生徒用の欄が作成されているもの）
 - ・ 画用紙（B 6用紙の大きさのものがよい。）
- ※画用紙は、学級の実態に応じて付箋などに代えてもよい。

展開例

	学習活動（・児童・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入	1 本時の学習を知る。	
	相手に協力し、気持ちを伝え合おう。	
	2 コミュニケーションとは何かを考える。 (1) コミュニケーションは、人が社会生活を営む上で必要不可欠なものであることを理解する。 (2) コミュニケーションの手段は言葉が中心であるが、言葉だけではないことを知る。 ・ 顔の表情でも気持ちを伝えられる。 ・ 言葉を使わないと難しい。	○ めあて・内容等を視覚的に示す。 ○ 一方的に教師の話聞くだけでなく、質問したり、それに答えたりして、相互的コミュニケーションを進めていく。 ○ T 1 は授業を進め、T 2 は児童・生徒の支援を行う。 ○ 言葉のほかに、どのようなコミュニケーションの手段があるのかを考えることができるようにする。 ○ 例として、複数の顔の表情で挨拶をした時、相手にどのような印象を与えるかを考えることができるようにする。
展開	3 挨拶のロールプレイングなどを例にして、今日の授業の主な活動がコミュニケーションを用いたゲーム活動であることを理解する。	
	4 活動のルールの説明を聞く。	○ ルールを理解できるようにする。
	<ルール> ① 2枚1組のカードを教室にばらばらにして置く。 ② 各自が1枚だけカードを拾う。 ③ 自分とペアになるカードを持っている人を探す。 ④ ペアの相手と会釈やアイコンタクトをして得意なことをそれぞれ一つ伝える。 (※「得意なこと」としているが、学級の実態に応じて「相手の良いところ」などと変えてもよい。) ⑤ ペアの相手の得意なことを画用紙に書き、児童・生徒の実態に応じ、握手等をして渡す。 (「相手の良いところ」等に変えた場合は、お礼を言うようにするとよい) ⑥ 掲示用模造紙まで行き、自分の箇所にカードを貼る。 (以下、②から⑥までを複数回繰り返す。)	
	5 教師のやり方を見る。	○ なるべく自分で考えさせるようにするが、うまくいかない場合は、教師が視覚的に分かりやすく説明をする。
まとめ	6 ペアを探す活動を行う。	○ 必要に応じて、教師がモデルを示す。
	7 協力しようとしていたか、意思疎通ができていたかについて教師の評価を聞き、活動を振り返る。	○ ねらいについてのみ評価する。

板書例

相手に協力し、気持ちを伝え合おう。

○コミュニケーションとは何か

- ・自分の考えを相手に伝えること。
- ・話し合うこと。

↓コミュニケーションの方法は言葉だけではなく、いろいろな方法がある。

- ・顔の表情でも気持ちを伝えることができる。
- ・言葉を使わないと難しい。

○コミュニケーションを用いたゲーム活動しよう。

【活動のルール】

- ①一枚だけカードを拾う。
- ②自分とペアになるカードを持つている人を探す。
- ③ペアの相手を見つけたら、得意なことをそれぞれ一つ伝える。
- ④ペアの相手の得意なことを画用紙に書き、握手をして渡す。

○活動を振り返ろう。

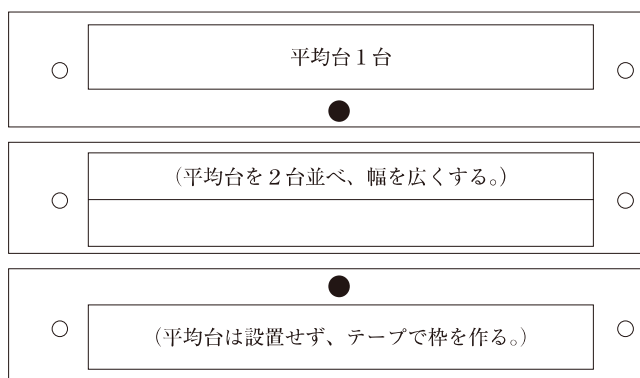
資料等

○その他の実践例 1

平均台の両端に一人ずつ立ち、平均台の反対側まで様々な方法ですれ違い、二人とも落ちないで渡る。
本実践は、ルールをはっきりと意識させることがポイントである。近くにいる教師は、児童・生徒がうまくいくよう言語指示し、身体介助をする。また、すれ違う方法は教師が指示するのではなく、なるべく自分で考えさせるようにする。

場の設定の図（体育館やプレイルーム）

複数の教師で対応し、コースの難易度別に分けた場を設定する。



(ルール)

- ・すれ違いは自由とする。
- ・失敗しても相手のせいにはしてはいけない。

▲コーン Aグループ

▲コーン Bグループ

▲コーン Cグループ

マークについて (●教師 ○児童・生徒 ▲コーン)

○その他の実践例 2

【お助けおにごっこ】＜ルール＞

- 1 お助け役とおにごっこ役を決める。
 - ・ お助け役は、帽子をかぶる。
 - ・ おにごっこ役は、たすきなどを掛ける。
- 2 ほかに人はおにごっこに捕まらないように逃げる。
 - ・ おにごっこにタッチされたら、その場で止まる。
 - ・ お助け役にタッチされると動けるようになる。

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

友達から伝えられたことや渡されたカードに書かれていることを通して、友達が自分のことをどう思っているのかについて気付けることができるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

声の大きさや話し方や態度などによって、相手への伝わり方が違ってくことを理解し、気付いたり、感じたりしたことを振り返られるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

コミュニケーションの方法を選び、相手と協力し、気持ちを伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校低学年

4

規範意識の醸成

◆学習のねらい

いじめは、相手の心や体を傷付ける行為であることを理解させるとともに、いじめのないすてきな学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにする。

◆評価

いじめは、相手の心や体を傷付ける行為であることを理解するとともに、いじめのないすてきな学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定している。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な参考教材

- ・文部科学省「わたしたちの道徳 小学校1・2年 (p166、p167)」
- ・イラスト資料
- ・ワークシート

展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 学級の良いところを発表する。 ・ 元気に挨拶している。 ・ 友達と仲良くできる。 ・ 給食や掃除当番をみんなで頑張っている。 2 本時の学習を知る。	○ 学級の良さを具体的に考えられるように、事前に学級の様子を写真に撮り、写真を提示するなどして、参考にできるようにする。
	いじめのない、すてきな学級にするために、どのようなことをすればよいか考えよう。	
展開 25分	3 いじめに関するイラストを見て、考えたことを発表する。 ・ いじめはいけないことだ。 ・ 仕返しをするのはいけない。 ・ 笑っている子もいけない。 ・ 先生や大人に相談した方がよい。	○ いじめに関するイラストを掲示する。 ○ いじめている子、いじめられている子のほかに、はやし立てたり笑ったりしている子、見ている子がいることを知らせる。 ○ いじめが、相手の心や身体を傷付ける重大な行為であることに気付くことができるようにする。
	4 自分の周りでいじめが起こったときにどうするか考える。 ・ 注意する。 ・ 先生に言う。 5 いじめのないすてきな学級にするためのルールを考える。 (1) 個人で考える。 (2) 4人程度のグループで、それぞれ考えたルールを発表し合う。 (3) グループごとに、出されたルールをまとめ、学級全体に発表する。	○ 身近な大人に伝えることが大切であることを知らせる。 ○ 幾つか考えが出された後、同じような気持ちになったことはないかを確認しながら板書する。 ○ 互いの良さを認め合うことが大切であることを確認できるようにする。
まとめ 10分	6 いじめのないすてきな学級をつくるために、自分が行動することを決め、ワークシートに、「学級をもっとすてきにするために、どんなことができるか」の欄に書く。	○ これからもっとすてきな学級にするためにしていきたいことという観点で自分のすることを考えさせる。無理に一つにしぼることはせず、様々な意見を発表する機会を設ける。 ○ 帰りの会などで、自分の決めた行動ができていないかについて振り返ることができるようにする。

板書例

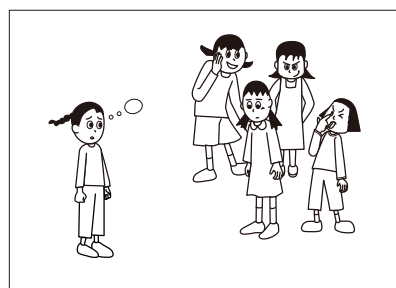
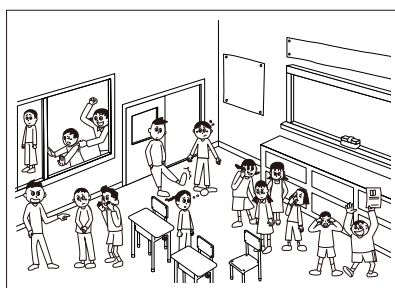
- いじめのない、すてきな学級をつくるために
するためにどのようなことをすれば
よいか考えよう。
- 写真**
・ げん気にあいさつしている。
・ ともだちとなかよくできる。
・ きゅうしよくやそうじとうばん
を、みんなでがんばっている。
- 写真**
・ いじめはいけないことだ。
・ しかえしをするのはいけない。
・ わらっている子もいけない。
・ 先生やおとなにそうだった
ほうがよい。
- いじめのまわりでいじめがおきたら
・ ちゅういする。
・ 先生にいう。
・ みぢかなおとなにつたえる
ことがだいじだ。
- いじめのないすてきな学級につ
くするためにどのようなことを
すればよいか。
・ みんなでなかよくあそぶ。
・ たがいのよさをみとめあう。
- イラストを見てかんがえたこと

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 25分	1 「授業中」、「休み時間」、「掃除の時間」のそれぞれの場面についてグループごとに分担し、担当する「場面」について、いじめのないすてきな学級をつくるために、どのようなことをすればよいグループで話し合う。 (例)「授業中」 ・ 友達の話をつなずきながら聞く。 (例)「休み時間」 ・ 誰とでも仲良く遊ぶ。 (例)「掃除の時間」 ・ みんなで協力してそうじする。 2 話し合ったことをグループごとに発表する。	○ 決まりや約束を守ること、自分もみんな気持ち良く生活することができるということに気付かせる。 ○ 一部の行動を戒めるという視点ではなく、みんながより良く生活できるという視点で考えさせる。

資料等

○いじめに関するイラスト(例)



ワークシート(例)

学級を
もっとすてきにするために
なまえ

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
学級の良さやいじめのないすてきな学級にすることについて考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
互いの考えや良さを認め合い、伝えられるようにする。
- (3) 自己決定の場の提供
いじめのないすてきな学級をつくるために、自分がどんな行動をするかを考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

規範意識の醸成

◆学習のねらい

いじめが起きたときにどうすればよいか考えるを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしない態度を育てる。

◆評価

いじめが起きたときにどうすればよいか考えるを通して、自分たちで決まりをつくって守ろうとする意識を高めている。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材及び参考資料

- ・DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫? 児童・生徒指導編 小学校編」(16分)
- ・文部科学省「わたしたちの道徳 小学校3・4年」(p134)

展開例

	学習活動（・児童の発言例）	○指導上の留意点
導入 10分	1 いじめに関するDVDの一部を視聴して、自分の考えをもち、発表する。 2 本時の学習を知る。	○「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」のはじめの5分間の事例から、いじめる立場、いじめられる立場、見ている立場の気持ちを考えることができるようにする。 ○ いじめの未然防止に関わる学級の決まりについて、考える必要性に気付くことができるようにする。
	みんなで、いじめのない、すてきな学級にするために、決まりを見直そう。	
展開 25分	3 自分たちの学校や学年、学級等のいじめに関する決まりやルールについて確認し、自分たちの生活を振り返る。 ・ 誰とでも仲良く遊ぶ。 ・ 先生の話をしっかり聞く。 4 決まりやルールを守ることの良さや、守るために必要なことについて話し合う。 ・ 決まりを守ると友達が増える。	○「学校いじめ防止基本方針」に触れ、学校でも決まりがあることを伝える。 ○ 相手や周りの人の立場に立ち、より良い人間関係を築くことの大切さに気付くことができるように声掛けを行う。
まとめ 10分	5 学級の決まりを守るために、今後の自分の生活について見通しをもち、考えたことを木の葉の形の画用紙に書き、模造紙に貼る。	○ 決まりを守り、いじめを防ぐために、自分が取り組むことについて考えることができるようにする。 ○ 授業後も、決まりやルールを守れているかについて声掛けをする。

板書例

みんなで、いじめのない、すてきな学級にするために、決まりを見直そう。

DVDを見て考えたこと

- どうすればよかったか。
- 自分だったら、どうするか。

学級の決まり

- ・ 相手が嫌がることをしたり、言ったりしない。
- ・ 誰とでも仲良く遊ぶ。
- ・ 先生の話をしっかり聞く。

決まりを守ると、どんなクラスになる?

- ・ いじめがなくなり、みんなが楽しく過ごせる。
- ・ 友達が増える。

これからも決まりを守っていくために、どんなことが必要か。

- ・ 相手のことを考える。
- ・ 本心に言っただけのよいのかを考える。
- ・ 相手の気持ちをよく聞く。
- ・ 自分の気持ちを伝える。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 25分	1 「学校」、「家庭」、「地域」における約束や決まりについて考えるとともに、約束や決まりがある理由についても考える。 2 ペアになり、1で考えたことについて意見を交流する。 3 みんながもっと気持ち良く過ごすための決まりやマナー、それらが必要な場所や場面等について考える。 4 グループになり、3で考えたことについて話し合い、まとめる。	○ 時間がある場合は「約束や決まりがなかったらどうなるのか。」についても考えることができるようにする。 ○ 「みんながもっと気持ち良く過ごすために」という視点を押さえながら考えることができるようにする。 ○ 自分たちが必要とする決まりやルールを中心にまとめることができるようにする。 ○ 授業後も、決まりやルールを守れているかについて声掛けをする。

資料等

人権教育DVD等の貸出について

東京都教職員研修センターでは、「人権教育資料センター」を設置しています。

当資料センターでは、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わるDVD等を多数所蔵し、貸出を行っています。

人権教育の推進・啓発のため、授業や教職員・保護者等対象の研究会・研修会等の機会に、当資料センターを御利用ください。

東京都教職員研修センターのホームページより
「東京都教職員研修センターについて」→「人権教育資料センター」→「DVD等貸出 ネット申請はこちら」より申請することができます。

☆DVD等の詳細についてのお問合せや、御不明な点は、右の担当まで御連絡ください。

東京都教職員研修センター 研修部 教育開発課
人権教育担当
(住 所) 〒113-0033 文京区本郷1-3-3
(電 話) 03-5802-0306 (直通)

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

学級の決まりを守るために、今後の自分の生活について、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

互いの考えや良さを認め合い、伝えられるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

学級の決まりを守るために、今後の自分の生活について、見通しをもち、考えを伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

小学校高学年

4

規範意識の醸成

◆学習のねらい

考え方や感じ方は人によって違っており、その違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させ、考えや気持ちを伝える方法を考えさせる。

◆評価

感じ方や考え方の違いを踏まえて、自分の考えや気持ちを相手に伝える方法を考えている。

◆教育課程における位置付け

特別活動

※社会科における「情報に関する学習」との関連を図ることができる。

◆主な使用教材

- ・東京都教育委員会「SNS東京ルール」(平成31年4月改訂)
- ・東京都教育委員会「とうきょうの情報教育情報教育ポータル『GIGA ワークブックとうきょう』【スタンダード】(自分と相手とのちがい)」

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 10分	1 コミュニケーションの手段には、どのようなものがあるか考える。	○ 対面での会話、手紙、電話、メール、SNS等、様々なコミュニケーションの手段があることを押さえる。
	自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法を考えよう。	
展開 30分	2 自分が言われて嫌な言葉について考え、話し合う。 五つの中から自分が言われて嫌な言葉を選び、その理由を考える。「GIGA ワークブックとうきょう【スタンダード】(自分と相手とのちがい)」を活用し、交流する。	○ 同じ言葉でも肯定的に捉える人と否定的に捉える人がいることを理解できるようにする。 ○ 直接会話した時と、文字で伝えられた時の感じ方の違いについても気付けるようにする。
	3 自分がされて嫌なことについて考え、話し合う。 五つの事柄から自分がされて嫌な順に並べ、一番嫌なことと、一番嫌でないことを選ぶ。「GIGA ワークブックとうきょう【スタンダード】(自分と相手とのちがい)」	○ 同じことでも人によって捉え方が違うが、その違いを認め合うことが大切であるということに気付けるようにする。
	4 相手の感情を読み取ることの大切さに気付く。 事例より、どんなトラブルが起きる可能性があるか考える。「GIGA ワークブックとうきょう【スタンダード】(自分と相手とのちがい)」	○ 対面して会話することと比較し、SNS等を介すると、相手の意図や感情を読み取りづらくなったり、誤解されてしまったりする可能性があることに気付けるようにする。
	5 友達と話し合って「SNSマイルール」を作成する。	○ 自分と他者の違いを踏まえて、SNSを利用するときに、どのようなことに気を付けるかについて、自分の考えを書けるようにする。
まとめ 5分	6 「SNS東京ルール」及び「SNS学校ルール」を確認し、本時の学習で学んだことをまとめる。 ワークシートに記入する。	○ 授業後、ワークシートを持ち帰り、保護者からのコメントをもらうことで、保護者の意識も高められるようにする。

板書例

SNS東京ルール

- ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④ 個人情報や教えたこと、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

- 自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法について考えよう。
- コミュニケーションの手段
 - ・ 対面での会話
 - ・ メール
 - ・ SNS
 - 自分が言われて嫌な言葉
 - ・ 人によって嫌な言葉が違う
 - 自分がされて嫌なこと
 - 相手の感情を読み取ることの大切さ

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 25分	1 教師が例示するほかの言葉について、自分ならどう感じるかを考え、全体で話し合う。 (例)「まじめだね。」「一生懸命だね。」「個性的だね。」「マイペースだね。」等 2 グループで、相手の顔が見えないSNSをはじめとするインターネットにおいて、自分の考えや気持ちを上手に相手に伝える方法について話し合う。 3 グループで話し合った内容をまとめ、全体で発表する。	○ 直接会話した時と、文字で伝えられた時の感じ方の違いについても気付けるようにする。 ○ 同じ言葉でも前向きに捉える人と否定的に捉える人がいることを理解できるようにする。 ○ 「相手の顔が見えない」、「情報が広がりやすい」等のSNSをはじめとするインターネットの特性を踏まえた上で話し合えるようにする。 ○ 相手に誤解を与えない表現にするには、どうすれば良いのか考えることができるようにする。

資料等 「SNS東京ルール」(平成31年4月改訂版)

- ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④ 個人情報や教えたこと、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

ワークシート(例)

SNSマイルール

名前 _____

① _____

② _____

③ _____

④ _____

保護者からのコメント

生徒指導の実践上の視点

- (1) 自己存在感の感受
言われて嫌な言葉やされて嫌なこと、SNSマイルールについて、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。
- (2) 共感的な人間関係の育成
感じ方や考え方の違いを踏まえて、自分の考えや気持ちを相手に伝えられるようにする。
- (3) 自己決定の場の提供
SNSマイルールを考え、伝える場を設定する。
- (4) 安全・安心な風土の醸成
一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童が安心して学習に取り組むことができるようにする。

中学校

4

規範意識の醸成

◆学習のねらい

SNS等の上手な使い方について学び、自分たちの身を守るためのルールを考え、行動できるようにさせ、インターネット上での規範意識を育む。

◆評価

SNS等を利用する際のトラブルなどを防止又は解決するための「行動宣言」を考え、行動に移そうとする。

◆教育課程における位置付け

特別活動

※社会科の公民的分野における「現代社会の特色（情報化社会）」や技術・家庭科の技術分野における「情報モラルに関する学習」との関連を図ることができる。

◆主な使用教材

- ・東京都教育委員会「SNS東京ルール」(平成31年4月改訂)
- ・東京都教育委員会「とうきょうの情報教育 情報教育ポータル『GIGA ワークブックとうきょう』【アドバンスト】(リスクマネジメントを身に付けよう)」
- ・「SNS学校ルール (SNS家庭ルール)」
- ・「考えよう! いじめ・SNS@Tokyo」

展開例

	学習活動（・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入 5分	1 インターネットの利用状況を振り返り、日常生活で感じたこと(リスク)を発表する。 ◇ 自分の経験だけでなく、友達から聞いた話等も参考にして、インターネットを利用するときのリスクを考えてみましょう。 ・ ゲーム機の通信で友達と夜遅くまで会話してしまい、次の日起きれなかった。 ・ 相手の気持ちを考えずに、メールを送ってしまった。 2 本時の学習を知る。	○ 自分専用の携帯電話やスマートフォン等の情報端末を持っていることが当然であるような指導をしないことに心掛けつつ、情報社会において必要なスキルや心構えの学習であることを伝える。 ○ 自分の経験だけに基づかず、携帯電話やスマートフォン等を持っている生徒と持っていない生徒のそれぞれの立場から考えられるようにする。
	SNS等の上手な使い方考え、「SNS学校ルール」を守るための学級の「行動宣言」を作ろう。	
展開Ⅰ 15分	3 自分自身に起きそうなリスクについて考え、話し合う。 六つのリスクを分類し、その理由を考える。 (「GIGA ワークブックとうきょう【アドバンスト】(リスクマネジメントを身に付けよう)」を活用し、交流する。	○ ネット上のトラブルをはじめ、様々な視点から、いじめについて考えられるようにする。
展開Ⅱ 25分	4 SNS等の利用に際してのトラブルなどを防止又は解決するための「行動宣言」を考える。 (1) 個人で考える。 (2) 4人程度のグループで、それぞれ考えた「行動宣言」を発表し合う。 (3) グループごとに、出し合った「行動宣言」をまとめ、学級全体に発表する。	○ 学級の状況や課題等を踏まえた「行動宣言」を短冊や付箋紙に書き、話し合う。 ○ グループや全体で話し合う際に、短冊や付箋紙を「努力するポイント」と「してはいけないポイント」等に分類させ、考えを整理し、まとめやすくする。 ○ 他者の意見について、否定するのではなく、こうした考え方もあるということを認め合えるようにする。
	5 学級での「行動宣言」を決める。	○ 「行動宣言」の実践が難しかったり、実態とかけ離れていたりしないか振り返ることができるようにする。
まとめ 5分	6 本時の学習を振り返る。	○ SNS東京ルールやSNS学校ルールを掲示し、SNS等の上手な使い方を振り返り、今後も継続して考え、その時々に関与していく問題であることを伝える。

板書例

SNS等の上手な使い方を考え、
学級の「行動宣言」を作ろう。

○インターネットの利用状況

- ・友達とのメッセージのやりとりを終えることができず、スマートフォンをずっと使ってしまう。
- ・ゲーム機の通信で友達と夜遅くまで会話している。
- ・相手の気持ちを考えずに、メールを送ってしまった。
- ・親に、スマートフォンの使い方方のルールを決められている。
- ・携帯電話やスマートフォンを持っていないので、友達とすぐ連絡を取りたいときに不便なことがある。

○この学級のための「行動宣言」とは？

〈努力するポイント〉

- ・一日の利用時間と終了時刻を決める。
- ・やるべきことをしてからネットを使うようにする。
- ・フィルタリングを使う。
- ・文字だけのコミュニケーションであることに気を付ける。
- 〈してはいけないポイント〉
- ・相手の気持ちを考えずにメール等を送らない。
- ・間違った伝え方をされたり、言いたいことが伝わらなかったりすることがないようにする。
- ・自分や他者の個人情報を書けないようにする。

○「行動宣言」をみんなで守っている。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開Ⅱ 25分	1 SNS等の利用状況や課題等を踏まえ、「SNS家庭ルール」を見直す。 (1) 個人で取り組んでいる点や改善すべき点を考える。 (2) (1) で考えたことをグループ内で発表し、他の生徒は、取組等について助言する。 (3) グループのメンバーからもらった助言を基に、今後改善すべき点をまとめる。 2 「SNS家庭ルール」の改善案を考える。 3 本時の話し合いを通して、学んだことをワークシートに記入する。	○ 以前考えた「SNS家庭ルール」が、SNS等の利用に際してのトラブル防止策として、実効性があるのかという視点で、現在守ることができている点や改善すべき点等を考えることができるようにする。 ○ 自主的・自発的な取組になるよう、また、実現できる、実効性のあるルールになるよう指導・助言する。 ○ 「SNS家庭ルール」の改善案について、家庭に報告することについても助言する。

資料等

「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」について



生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

SNS等の上手な使い方や学級の「行動宣言」について、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

他者の意見について、否定するのではなく、認め合い、自分の考えを相手に伝えられるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

SNS等の上手な使い方を考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

◆学習のねらい

SNS等を介したトラブルやいじめについて知り、加害者にも被害者にもならないための防止策や、対処方法を身に付けさせ、インターネット上での規範意識を育む。

◆評価

SNS等で起こり得るトラブルやいじめの実態について理解し、それらを防止する方法や起きてしまった時の解決方法等について考えている。

◆教育課程における位置付け

特別活動

※人間と社会における「第6章 ネット時代」や共通教科情報科における「情報モラルに関する学習」との関連を図ることができる。

◆主な使用教材

- ・一人1台端末
- ・DVD「STOP! いじめ あなたは大丈夫?」児童・生徒指導編 高等学校編（ネット上のいじめ）

展開例

	学習活動	○指導上の留意点
導入 5分	1 自らのSNS等の利用状況について振り返り、2人組で話し合う。	○ 生徒の日常生活でのSNS等の利用状況や、利用における課題、トラブル等について話し合えるようにする。 ○ SNS等によるトラブルだけでなく、SNS等の利便性についても取り上げる。
	SNS等の利用上のトラブルや、いじめに対する防止策・対処法を考えよう。	
展開 40分	2 SNS等の利用上のトラブルやいじめの具体例を挙げ、防止策や対処法を考える。 (1) 自分の経験や聞いたこと等をワークシートに記入する。 (2) 4人程度のグループになり、自分の経験や聞いたことなどを基に、具体例を一人1台端末を使ってまとめる。 (3) 具体例について考え、問題点とその防止策や対処法を一人1台端末を使ってまとめる。 (4) グループをローテーションし、ほかのグループが考えた具体例に対して、(3)の作業を行う。 (5) グループごとに、出された問題点、その防止策、対処方法をまとめ、発表の準備を行う。 (6) グループごとに学級全体で発表する。	○ インターネットの特性を確認し、相手の気持ちを考えることの大切さや、悪質な誹謗中傷などのいじめは犯罪となる可能性があることなどについて考えることができるようにする。 ○ 問題点とその防止策や対処法を一人1台端末に書き込む。 例：問題点（赤）、防止策（青）、対処法（黄） ○ 発表の際はグループのメンバー全員が関わる発表となるよう指導する。 ○ 各グループから出た意見を基に、学習のポイントを板書きし、全体でまとめる。
まとめ 5分	3 学習を通して気付いたこと、他の人の考えなどから学んだことをワークシートにまとめる。	○ SNS等のいじめも、相手の心や体を傷付ける重大な行為であり、犯罪につながる行為であることを理解できるようにする。

資料等

インターネットによるトラブルの相談窓口

○ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」 電話：0120-1-78302

〈電話相談〉月曜日～土曜日 15時～21時 ※祝日除く

〈LINE相談〉月曜日～土曜日 15時～21時（受付は20時30分まで）※祝日除く

〈メール相談〉（24時間いつでも受付中） https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/contact/net_soudan.cgi

○東京都教育相談センター「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」

電話：0120-53-8288（24時間対応・通話無料）

板書例

SNS等の利用上のトラブルや、いじめに対する防止策・対処法を考えよう。

○SNS等の利用上の課題やトラブルについて、考えよう。

- ・個人情報の掲載
- ・不適切な書き込み
- ・個人に対する攻撃
- ・安易な書き込みとその影響

○SNS等の利用上のトラブルやいじめの具体例を挙げよう。

- ・勝手に個人情報を載せられた例
- ・グループを外されて人間関係がこじれた例
- ・自分の知らない所で悪口を書かれていた例
- ・知らない人とのやり取りでトラブルになった例

○問題点とその防止策・対処法を考えよう。

- ・簡単に個人情報や画像を公開しない。
- ・軽い気持ちで書き込みしない。
- ・誤解を生む表現を避ける。
- ・相手がどのような気持ちになるか考える。

〈SNS等の利用上のポイント〉

- ・相手の気持ちを考える。
- ・インターネットの特性を理解する。
- ・情報はすぐに、不特定多数に拡散され、削除が困難である。
- ・悪質な誹謗中傷や許可を得ない画像の使用等、犯罪となることもある。

※トラブルに遭ったり見付けたりしたら、保護者や教員、相談窓口等に迷わず相談する。

発展的な展開例

	学習活動	○指導上の留意点
展開 40分	1 ネットいじめに関するDVDを視聴し、いじめの被害者の気持ちを考える。 (1) 「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の初めの5分30秒間を視聴した時点で、映像を止め、いじめを受けている主人公の気持ちを考える。 (2) 自分の経験や聞いたことなどをワークシートに記入する。 (3) ペアになり、自分が考えた気持ちを話し合う。 2 DVDの事例における問題点や、第三者としての行動や防止策・対処方法を考える。 (1) もし自分が第三者の立場で、事例のメールを受け取ったら、どのように行動するか考える。 (2) グループで考えを交流し、SNS利用上のトラブルやいじめに対する防止策や対処方法を考える。 3 グループで考えたSNS等の利用上のトラブルやいじめに対する防止策や対処方法を学級全体で共有する。 4 「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の残りの映像を視聴し、いじめ問題への理解を深める。	○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の初めの5分30秒間(ネット上のいじめ)を視聴できるようにする。 ○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)の10分30秒間(ネット上のいじめ)まで視聴できるようにする。 ○ 実際に生徒が気を付けていることを挙げるようにする。 ○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」(高等学校編)を最後まで視聴できるようにする。

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

SNS等の利用上のトラブルやいじめに対する防止策・対処法について、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

他者の意見について、否定するのではなく、認め合い、自分の考えを相手に伝えられるようにする。

(3) 自己決定の場の提供

いじめに対する防止策・対処法について考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

規範意識の醸成

◆学習のねらい

いじめをなくすために、自分ができることを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬ振りをしないための態度を育てる。

◆評価

いじめについて自分で考え、いじめをなくすために自分ができることをしようとする意識を高めている。

※実施の時期や学年によっては、キャリア教育と結び付け、社会に出たときに、いじめに対して、どのように対応していくのかを考えることをねらいにしてもよい。

◆教育課程における位置付け

特別活動

◆主な使用教材例

- ・DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」
(児童・生徒指導編 中学校編)」
- ・ワークシート

展開例

	学習活動（・児童・生徒の発言例）	○指導上の留意点
導入	1 居心地の良い学級とはどのような学級であるかを発表する。 ・ 思ったことを発言できる。 ・ お互いを認め合える。 ・ 自分の良いところが生かせる、伸ばせる。	○ 「居心地の良い学級」とは、学級にいることによって、互いを認め合い、自分の良いところが生かせる、伸ばせる学級であることを確認する。
	2 本時の学習を知る。	
	いじめられたり、その場面に出会ったりしたときの対応を考えよう。	
展開	3 【DVD視聴】いじめについて考える（視聴5分）。視聴後、感想を発表する。 ・ どうして、いじめられるのか分からない。 ・ 友達だから、嫌とは言えない。 ・ 遊びと同じ感覚でやっている。	○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」のはじめの5分間の事例（かばんを持たせる、かばんを蹴る）を視聴させ、いじめられる側の気持ち、いじめる行為について考えさせる。ワークシートを活用して感想を引き出す。 ○ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」の続きを視聴させ、いじめへの対応について考えさせる。ワークシートを活用して感想を引き出す。
	4 【DVD視聴】いじめられたとき、その場面に出会ったときに、どのようにすれば良いかを考え、互いの意見を聞く（視聴5分）。 ・ いじめられていることを先生に相談する。 ・ いじめられていることを親に話す。 ・ いじめられている人の相談に乗る。 ・ いじめの相談は、必ず大人にする。	
まとめ	5 振り返りを行う。 (1) 【DVD視聴】続きから最後まで視聴する。 (2) 今後、いじめられたり、その場面に出会ったりしたときにすること、自分ができることを確認する。	○ これまでの学習を振り返らせ、自分が具体的にできることをワークシート等に記入していることを確認する。

板書例

いじめられたり、その場面に会ったりしたときの対応を考えよう

○居心地の良い学級とは

- ・思ったことを発言できる。
- ・助け合える。

○DVDを見て思ったこと

- ・どうしていじめられるのか分らない。
- ・友達だから、いやとは言えない。
- ・遊びと同じ感覚でやっている。

○いじめられたとき、その場面に会ったときに、どのようにすればよいか

- ・いじめられていることを親に話す。
- ・いじめられている人の相談に乗る。

○活動の振り返り

いじめられたり、その場面に会ったりしたときにすること、自分ができること

資料等

展開の工夫① 短冊を活用してまとめる。

〈板書例〉

ワークシート等を用いて個人の考えをまとめる方法のほかに、グループワークによって考えをまとめていく方法もあります。

グループでまとめた意見や考えを大きめの短冊にまとめ、発問ごとに黒板に掲示していくと、グループの意見交流や考えのまとめなど、全体での共有を効果的に行うことができます。

いじめられている人の気持ち	つらい	やめてほしい
---------------	-----	--------

展開の工夫② 具体的な内容を選択肢で示す。

発達の段階によって、ほかの人の立場になって考えたり、気持ちを考えたりすることが苦手な児童・生徒もいます。そのような場合は発問を、「いじめられている人は、どんな気持ちですか。」ではなく、「いじめられている人を見たらどうしますか。」や「いじめられたときどうしますか。」とし、さらにその時の具体的な行動を選択肢で示します。

ワークシートでの取組や、選択肢を大きなカードで示し、そこに集まるなど周囲の人の様子を見えるようにする工夫も考えられます。

〈例〉「いじめられている人を見たらどうしますか。」

- | | |
|---------------------|------------------|
| ア 家の人や先生など、大人に知らせる。 | ウ その場から逃げる。 |
| イ 助けるために、いじめを止める。 | エ 何もせず、だまって見ている。 |

展開の工夫③ 演じることを通して理解を促す。

発達の段階によって、映像から情報を理解することが難しい場合、演じることで理解の助けになることがあります。

具体的には、実際に演じてみるロールプレイングを行ったり、モデルとして教員や学級の代表が演じるのを見たりするという方法が考えられます。自分自身が体験することで理解できることや、身近な人が演じることで実感しやすくなることが期待できます。

生徒指導の実践上の視点

(1) 自己存在感の感受

居心地の良い学級、DVD視聴後の感想、いじめられたり、その場面に会ったりしたときの対応について、考えたことを友達に伝え、その考えが認められるようにする。

(2) 共感的な人間関係の育成

自分と異なる思いや考えを大切にし、互いに理解しようとする。

(3) 自己決定の場の提供

いじめられたり、その場面に会ったりしたときの対応について考え、伝える場を設定する。

(4) 安全・安心な風土の醸成

一人一人が考えたことを大切にしながら話し合いを進めるよう確認し、児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるようにする。

第 4 部



いじめ問題 解決のための 「教員研修プログラム」

第1章

「教員研修プログラム」の概要

いじめ防止対策推進法第18条では、教職員を対象にいじめに関する研修を実施することが定められています。このことを踏まえ、都内の全公立学校において、年間3回以上の校内研修を実施することとしています。教員一人一人のいじめ問題への対応力を身に付けるため、以下の研修プログラムを開発しました。

「教員研修プログラム」の活用について

Step 1

【研修1～3】

三つのプログラムを実施することで、全教職員で共通理解を図ります。

早期発見

【研修1】「いじめ」の定義の確実な理解

「いじめ」の定義の確実な理解

未然防止

早期発見

【研修2】「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進

「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割の理解

「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組事項の確認

早期対応

重大事態への対処

【研修3】いじめ問題の解消に向けた組織的な取組

「学校いじめ対策委員会」と、関係機関等との連携・協力体制

Step 2

【研修4】～【研修9】

自校が課題としているプログラムを選択し、Step 1に加えて行います。

項目	プログラムのねらい	主な内容	上巻との関連
早期発見 【研修1】「いじめ」の定義の確実な理解	○「いじめ」の定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。	- 事例を用いて、いじめかどうかを各自で考える。 「いじめ」の定義を確認し、事例について再度考え、判断し、話し合う。 - 日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。	2 早期発見(1)「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
未然防止 早期発見 【研修2】「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進	○「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割を十分に理解する。 ○「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員が確実に取り組むべき事項を確認する。	「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。 「学校いじめ対策委員会」の構成員、役割を確認する。 「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の手順を確認する。	1 未然防止(2)教職員の意識の向上と組織的対応の徹底
早期対応 重大事態への対処 【研修3】いじめ問題の解消に向けた組織的な取組	○「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめを、迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や、保護者、地域住民、関係機関等との連携・協力体制を整える。 ○重大事態の定義を確実に理解する。	- 早期対応のための組織的な取組や対応について考える。 - 早期対応のための取組について共通理解を図る。 - 重大事態の定義と、「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。	3 早期対応(1)「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 4 重大事態への対処(1)重大事態発生の判断

未然防止 【研修 4】 いじめを生まない環境づくり	○いじめを生まない、見て見ぬ振りをしない学級・学校を作り、いじめの未然防止に向けて児童・生徒の意識を高める。	・自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）の視点について知り、指導のポイントを考える。 ・「居場所づくり」と「きずなづくり」の具体的な取組を考える。 ・自己指導能力を獲得するための指導のポイントについて考える。	1 未然防止 (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
未然防止 【研修 5】 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組	○児童・生徒が悩みや不安についての対処の方法を理解し、実践できるようにするために、学級担任だけでなく、専門家等を活用して、組織的に対応できるようにする。	・スクールカウンセラーを活用した授業実践例を参考にする。 ・情報伝達型、対話型等、授業方法を工夫する。	1 未然防止 (3) いじめを許さない指導の充実
未然防止 【研修 6】 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携	○いじめの未然防止に向けて、学校が保護者や地域、関係機関等と連携することの大切さについて意識を高め、社会全体でいじめに対応できる関係を作る。	・いじめの未然防止に向けて連携を図る主な関係機関等を確認する。 ・学校と関係機関等との連携の目的を確認する。 ・「学校サポートチーム」との日常の連携について自校の取組を見直す。	1 未然防止 (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
早期発見 【研修 7】 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知	○児童・生徒の様子から、いじめやいじめの疑いに気付くことができるようにする。	・児童・生徒の出すいじめのサインの場面と視点について考える。 ・いじめやいじめの疑いに気付くために、特に気を付けるべき場面と視点について話し合う。 ・いじめのサインを受け止めるために児童・生徒及び教職員が相談しやすい校内体制を構築する	2 早期発見 (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
早期発見 【研修 8】 いじめの早期発見のための情報共有	○学級担任任せにするのではなく、全教職員が全児童・生徒の指導に責任を有しているという意識の下、組織的に児童・生徒の状況を観察するとともに、情報共有によりいじめを早期に発見する。	・情報共有の重要性を理解する。 ・校内で実践している情報共有の方法を確認する。 ・取組の実施による成果や課題について話し合う。	2 早期発見 (3) 全ての教職員による子供の状況把握 早期発見 (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築 早期発見 (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
未然防止 【研修 9】 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用	○レーダーチャートを作成することで、自己の取組を点検し、一人一人の対応力を強化する。	・自己のいじめ防止対策の取組状況を振り返り、小グループで成果と課題、改善策を情報共有する。 ・小グループで共通で取り組む改善策を決定し、実施時期等、今後の取組計画を立案する。	1 未然防止 (2) 教職員の意識の向上と組織的対応の徹底
早期対応 【研修 10】 いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組	○いじめ問題の解消に向けて効果のあった取組事例を通して、「学校いじめ対策委員会」の役割についての理解を深め、いじめ問題に対し、組織的に対応できるようにする。	・いじめを解消するためにはどのような指導及び関係機関等との連携を行う必要があるのか、取組の経過を個人で考えた後、グループで話し合う。 ・事例研修を振り返り、学んだことをまとめる。	3 早期対応 (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 3 早期対応 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

研修1 「いじめ」の定義の確実な理解

早期発見

ねらい

- 「いじめ」の定義を確実に理解し、全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。

取組の内容例

1 事例を用いて、いじめかどうかを各自で考える。

事例1

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた。」と訴えた。担任は、Bさんに聞いたところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。
(文部科学省の資料による)

事例2

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBさんはミスをし、Aさんからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBさんはとても嫌な気持ちになった。見かねたCさんが「それ以上言ったらかわいそうだよ。」と言ったところ、Aさんはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BさんはAさんから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bさんもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aさんに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。
(文部科学省の資料による)

2 「いじめ」の定義を確認し、事例について再度考え、判断し、話し合う。

【いじめ防止対策推進法 第2条】いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と

- ①一定の人的関係にある他の児童等が行う
- ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
- ③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。

法に規定された「いじめ」の定義と照らし合わせて、日常生活で児童・生徒の気にかかる様子やいじめと疑われる行為について話し合うことを通して、全ての教職員が、「いじめ」の定義を確実に理解する。

4 いじめの捉え方を確認する。

【これまでのありがちな捉え方】

- ・ 仲良し同士の遊びの延長のようにも見えるから、もう少し様子を見よう。
- ・ この程度は、子供たちの日常によくあることだ。



【法律の定義に基づく捉え方】

- ・ いじめはどの学校どの子供にも起こり得る。
- ・ 行為を受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じているため、いじめである。

【第3期東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会 答申（令和2年7月）】

- ・ いじめの認知に当たっては、特に、「好意で行った言動」、「いじめを意図せずに行った言動」に留意する必要がある。被害の子供が「心身の苦痛を感じているかどうか」に鑑み、個別に判断することの大切さについて、改めて教職員の共通理解を図ることが重要である。

5 学校及び学校の教職員の責務について確認する。【いじめ防止対策推進法 第8条】

研修に当たっての確認事項

いじめに対する認識の共有

◆ 教職員一人一人の受け止めに左右された「いじめ」

文部科学省の調査によると、平成 27 年度末には全ての学校が、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策委員会」を設置しました。しかしながら、このような取組にもかかわらず、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、都道府県間や学校間における差が大きいまです。その背景の一つとして、児童・生徒の同じ言動を目にしても、ある教職員は「いじめである。」と受け止めるのに対し、他の教職員は「いじめではない。」と受け止める認識のずれがあると考えられます。

いじめはどの学校どの子供にも起こり得る、との認識に立ち、いじめかどうかの受け止めに教職員間で統一することが必要です。いじめ問題を見落とさないためには、教職員一人一人が「いじめ」の定義を正しく理解することが重要です。

◆ 法に規定された「いじめの定義」は広範囲なものに修正されてきました

過去の「いじめ」の定義は、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」などの要素が含まれており、いわゆる社会通念上のいじめに近いものとなっていました。しかし、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の定義では、いじめに該当する行為の範囲は極めて広く、その行為を受けた児童・生徒が、心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当するとされています。「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか。」という視点に立って判断することが必要です。

【いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（抜粋）】

（平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会、同 6 月 20 日 参議院文教科学委員会）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に関しては、教師による「認知」と、児童・生徒が「経験」したと回答した割合がほとんど同じ値である。しかし、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」については、教師が「認知」した回答が低く、第三者の目には見えづらい行為であることから、「認知」のための観察が課題となっています。

（参考：国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2019 - 2022」令和 6 年 12 月）

「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

昭和 61 年度	平成 6 年度	平成 18 年度	平成 25 年度
1 自分よりも弱い者に対して一方的に 2 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え 3 相手が深刻な苦痛を感じているもの		1 一定の人間関係のある者から 2 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより 3 精神的な苦痛を感じているもの	1 一定の人的関係のある他の児童等が行う 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。） 3 心身の苦痛を感じているもの
4 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの	4 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う		
なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。			

参照：いじめ総合対策【第 3 次】上巻 47 ページ

研修 2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進

ねらい

- 「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割を十分に理解する。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員が確実に取り組むべき事項を確認する。

取組の内容例

1 「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。

準 備：「学校いじめ防止基本方針」

内容例：いじめ防止に関する基本的な考え方、いじめ防止のための組織、いじめ防止年間計画、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめを認知した場合の対応、重大事態への対処、関係機関との連携 等

2 「学校いじめ対策委員会」の構成員、役割を確認する。

〇〇学校 「いじめ対策委員会」構成員

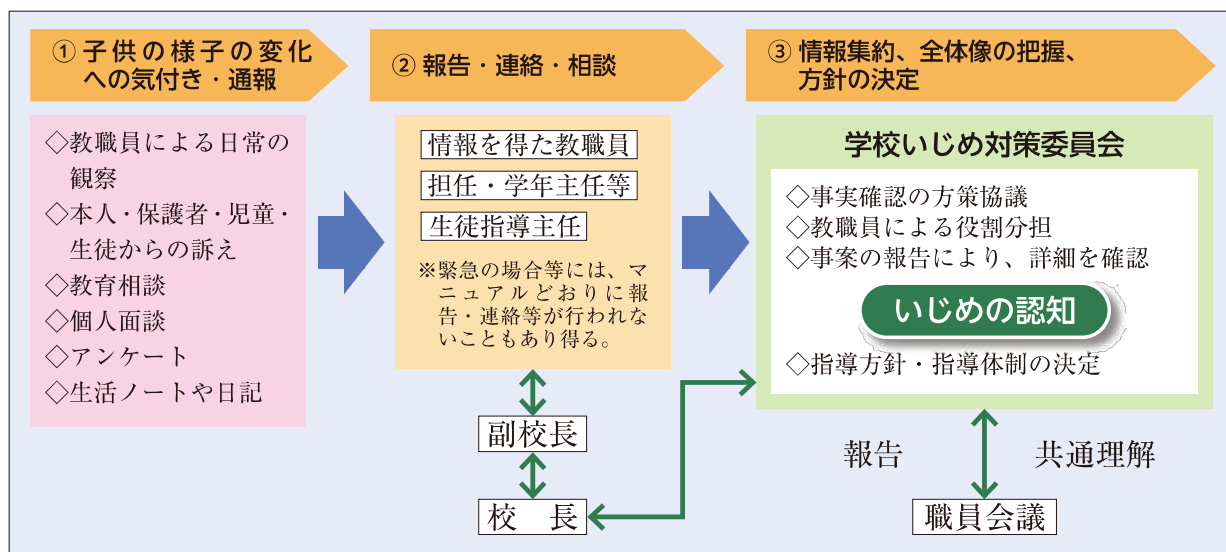
- ・ 校長
- ・ 副校長
- ・ 教務主任
- ・ 生活指導主任
- ・ 主幹教諭
- ・ 学年主任
- ・ 特別支援教育コーディネーター
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 校長が必要と認める者 等

※いじめが認知された場合には、当該児童・生徒の学級担任や情報を得た教職員を加える。

「学校いじめ対策委員会」の主な役割

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ・ いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- ・ 「学校サポートチーム」定例会議の実施
- ・ 保護者会、学校便りでの取組周知
- ・ スクールカウンセラーによる全員面接の計画、実施
- ・ 「いじめ発見チェックシート」の計画、実施
- ・ 児童・生徒間のトラブルに関する情報収集・共有
- ・ いじめの認知・解消に関する協議
- ・ 対応方針の作成、役割分担
- ・ 対応状況の確認、経過観察 等

3 「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の手順を確認する。



研修に当たっての確認事項

「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な対応の推進

◆「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

実効性をあげるかどうかの鍵は、教職員による「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底にあります。学校として決定した取組を全教職員が確実に実行することや、学校として決めた手順に従って全教職員が対処していくことが重要です。一方で、緊急性や重大性に応じて臨機応変に対応できるようにしておくことも大切です。取組の中で不都合がある場合は、その都度、「学校いじめ対策委員会」で見直しを行います。また、全ての教職員が保護者等に対して、分かりやすい言葉で、基本方針の概要を説明できるようにすることも重要です。

◆「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「学校いじめ対策委員会」の構成員と役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が児童・生徒のトラブル等気になる様子に気付いた場合、どのような手順や方法で、委員会に報告するのかを共通に理解できるようにすることが不可欠です。

また委員会は、定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりする役割を果たす必要があります。

「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知までの流れ

① いじめの疑い、発見・通報

好意で行った言動や意図せずに行った言動であっても、被害の子供が心身の苦痛を感じているかどうか鑑み、いじめを見逃すことがあってはなりません。また、児童・生徒や保護者から、「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から組織的に対応することが必要です。

② 報告・連絡・相談

いじめの疑いに気付く、いじめの兆候を発見する、通報を受けるなどした教職員は、一人で抱え込んで解決しようとすることなく、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告します。緊急の場合等、事案に応じては、マニュアルどおりの対応が行われないこともあり得ますが、最終的に校長が判断できる体制を整えることが求められます。

③ 情報集約、全体像の把握、方針の決定

「学校いじめ対策委員会」は、校長の指示の下、事実確認の方策について協議します。協議の結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告します。「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、いじめであるか、いじめの疑いの状況にあるか等について協議した上で、校長が判断します。「学校いじめ対策委員会」は、指導方針及び指導体制を決定し、職員会議等で共通理解を図り、指導に当たります。

①②③の手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れを決めておくことが大切です。

研修 3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組

ねらい

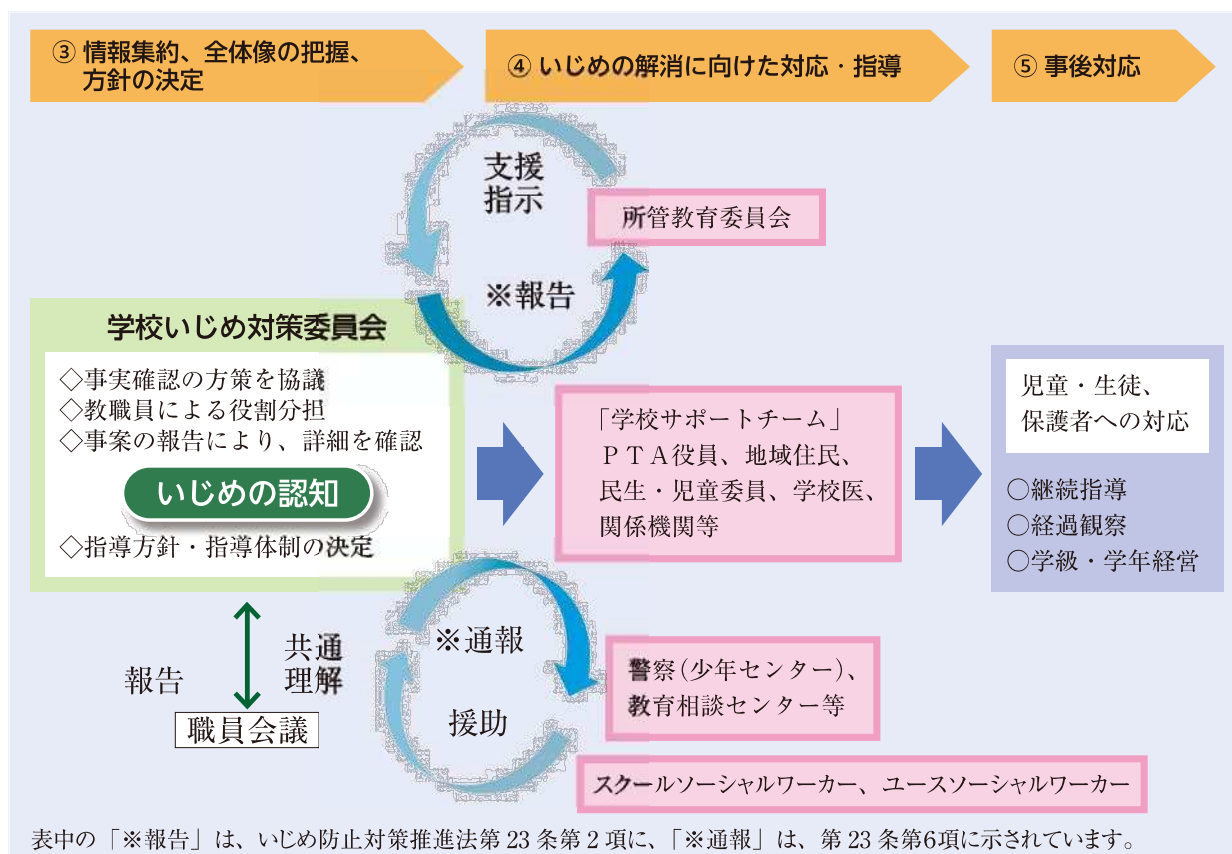
- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめを、迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や、保護者、地域住民、関係機関等との連携・協力体制を整える。
- 重大事態の定義を確実に理解する。

取組の内容例

1 早期対応のための組織的な取組や対応について考える。

- ・ 研修2「3『学校いじめ対策委員会』によるいじめ認知の手順を確認する」(76ページ)を振り返り、「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの認知までの過程を確認する。
- ・ 研修10(92ページから100ページまで)から事例を選択し、事案に応じた対応及び関係機関等との連携・協力体制について話し合う。
- ・ 地域・学校で過去に起きた事例について振り返ったり、児童・生徒の実態から今後起こり得る問題について想定したりすることで、危機管理能力を高める。

(いじめの解消に向けた関係機関等との連携・協力体制の例)



2 早期対応のための取組について共通理解を図る。

- ・ 「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの認知から事後対応までの過程や、どの段階でどのような関係機関等と連携するのかについて検討し、具体的な役割分担を行う。
- ・ 連携を必要とする主な関係機関等の役割及び業務内容を確認する。

研修に当たっての確認事項

一人で抱え込まず、「組織」として対応する

◆ 教職員による重大事態の定義の確実な理解

学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事案も起こり得ます。そのために、全ての教職員が、日頃から、いじめ防止対策推進法に規定されている重大事態の定義を正しく理解していることが求められます。その上で、重大事態が発生した場合には、法に基づく調査の実施と関係者間の緊密な連携による迅速かつ適切な対応が必要となります。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童・生徒や保護者から、「金銭をとられた。」「暴力を受けた。」「いじめにより学校に行けなくなった。」などの申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

いじめの解消に向けた組織的な指導体制の例

④ いじめの解消に向けた対応・指導

- ・ 学校は、被害の子供・加害の子供・周囲の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」を招集し、役割分担をして、問題の解決に向けての対応を図ります。また、PTAや地域住民等が、被害の子供・加害の子供・周囲の子供の保護者に働き掛けることに効果があると考えられる場合には、PTA役員を招集したり、学校運営協議会を開催したりして、協力を依頼します。社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員など広く地域住民と情報を共有することが大切です。
- ・ 暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と連携し、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行います。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事案については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求めます。
- ・ 被害の子供や加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、保護者に対して心理的な面や福祉的な面からの支援を行います。

⑤ 事後対応

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした。」「謝罪した。」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった。」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはなりません。当該児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようにまで支援を継続し、状況を「学校いじめ対策委員会」に報告します。いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。また、日頃から全ての教職員による学校教育相談体制の充実を図ることが重要です。

研修 4 いじめを生まない環境づくり

ねらい

- いじめを生まない、見て見ぬ振りをしない学級・学校を作り、いじめの未然防止に向けて児童・生徒の意識を高める。

取組の内容例

1 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）の視点について知る。

いじめを生まない環境づくりの視点

居場所づくり

児童・生徒が、自己肯定感をもてる場所を教職員が作り出すこと。

きずなづくり

主体的に取り組む協働的な活動を通して、児童・生徒自身が心の結び付きや信頼感を深め、自尊感情を高めていくこと。

2 自己肯定感や自尊感情を高める指導のポイントについて考える。

- 友達や教職員との信頼関係の構築 ○ 魅力ある授業 ○ 児童・生徒の規範意識の醸成
- 児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を高める指導 ○ 児童・生徒の人権意識を高める指導 等

3 「居場所づくり」と「きずなづくり」の具体的な取組を考える。

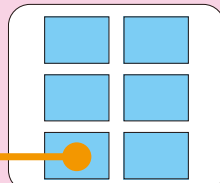
- 2に示した五つのポイントについて、①現在の取組、②取組の意図、③取組に当たっての留意点の3点を話し合う。

例（模造紙の例）

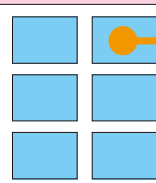
- ① 特別活動や行事等を児童・生徒の工夫で企画・運営している。
- ② 児童・生徒の仲間意識を育むとともに、集団への所属感を高める。
- ③ 児童・生徒それぞれの個性が発揮できるような役割や場面を設定する。

「居場所づくり」「きずなづくり」

信頼関係の構築



自尊感情や自己肯定感を高める



- ① 各教科等において、自尊感情や自己肯定感を高めることに重点を置いた年間指導計画を作成する。
- ② 各教科等の指導で、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ③ 各教科等の目標や学習内容を踏まえた上で、自尊感情や自己肯定感に関する視点を位置付ける。

4 自己指導能力を獲得するための指導のポイントについて考える。

多様な教育活動を通して、児童・生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感できるようにする。

- その際に留意する実践上の視点
- ① 自己存在感の感受
 - ② 共感的な人間関係の育成
 - ③ 自己決定の場の提供
 - ④ 安全・安心な風土の醸成

5 研修のまとめ

- 学校（学年）として、統一的な取組を構築する。

研修に当たっての確認事項

いじめが起きにくい学級環境・学校環境

児童・生徒が、安心・安全に過ごすことができる学級や学校にしていくこと（居場所づくり）が、いじめの未然防止の第1段階です。また、思いやりや規範意識、相手や周りを気遣う態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むことも大切です。こうした気持ちを児童・生徒に育んでおかなければ、知識を与えただけ、技能を訓練しただけにとどまり、いじめの未然防止にはつながりません。児童・生徒自らが、実際に他者と関わり合う中で、より良い生活を築いていこうとする思いをもつ場や機会を提供していくこと（きずなづくりのための場づくり）が、いじめの未然防止の第2段階です。

◆「心の居場所づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・ 一人一人を大切にすることを基本に置き、教職員と子供、子供同士の好ましい人間関係を育む。また、適切な対応や許してはならない行為等の意見交換の場を大切にしながら教職員間の共通理解を図る。
- ・ 個に応じた指導の工夫などにより、児童・生徒が学びの中で充実感、成就感を得ることができる教育活動を展開する。
- ・ 学校行事や生徒会活動、係活動などにおいて、児童・生徒の自発的・自治的な活動を尊重する。

◆「きずなづくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・ 児童・生徒に活動の意義や目的について十分理解させるとともに、子供の能力、適性、興味などに応じた役割を分担する。
- ・ 道徳科や特別活動の指導において、自らの生活や生き方について考える機会を十分にとり、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。
- ・ 互いに協力して目的を達成する活動を通して、自信を深めたり、他者とすすんで関わりをもったりすることができるよう指導に当たる。

参考：国立教育政策研究所「絆づくりと居場所づくり」平成24年3月
国立教育政策研究所「いじめの未然防止Ⅰ・Ⅱ」平成24年9月
東京都教育委員会いじめ問題対策委員会「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について」令和2年7月31日

自己肯定感や自尊感情を育む学級づくり

国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2019－2022」によれば、「暴力を伴ういじめ」の加害経験率は、おおむね被害経験率と同じ傾向となっています。児童・生徒は、いじめられた経験と同時にいじめた経験をもっており、いじめの被害及び加害は特定の児童・生徒に偏ってはいません。多くの児童・生徒はいじめられる、いじめるといった立場を入れ替わりながらいじめに巻き込まれている実態があります。

したがって、全ての児童・生徒を対象とした未然防止の取組を進め、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成、いじめに向かわない学級・学校づくりを考えていくことが重要です。

◆ 東京都教育委員会では「自尊感情」や「自己肯定感」を次のように定義しています。

○「自尊感情」とは

自分のできることできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を、他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値ある存在として捉える気持ち

○「自己肯定感」とは

自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるためには、思い付きで幼児・児童・生徒を指導しているということでは、効果は期待できません。幼児・児童・生徒が成長する見通しをもって、励まし、認めるような働き掛けを行うとともに、幼児・児童・生徒が互いに認め合えるような意識を育み、互いに認め合える環境を作っていくことが、教師に求められます。

参考：東京都教職員研修センター「自信 やる気 確かな自我を育てるために【発展編】」平成24年3月

研修 5 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策 及び早期解決への取組

ねらい

- 児童・生徒が悩みや不安についての対処の方法を理解し、実践できるようにするために、学級担任だけでなく、専門家等を活用して、組織的に対応できるようにする。

取組の内容例

スクールカウンセラーを活用した「いじめ防止に関する授業」実践事例

1 心理教育はスクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラーの主な職務

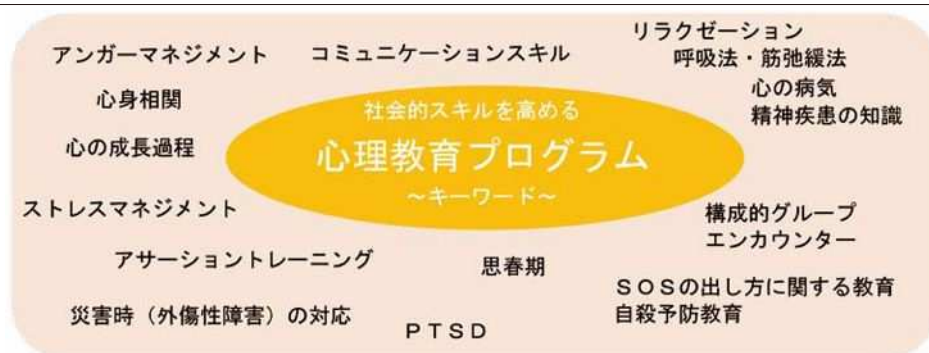
- (1) 児童・生徒へのカウンセリング
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 児童・生徒集団、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助
- (4) 児童・生徒の困難、ストレスへの対処方法、心の教育に資する全ての児童・生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- (5) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (6) 教職員に対するコンサルテーション
- (7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施
- (8) 児童・生徒のカウンセリング等に関し、配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会が必要と認める事項



2 スクールカウンセラーが行う心理教育

スクールカウンセラーは、（一部省略）学級環境の調整をしたり、学校の状況に応じて児童生徒に対し人間関係を構築するための社会的スキルを育てる心理教育プログラムを実施したりする必要がある。

「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成 29 年）



3 授業方法の工夫

児童・生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要です。（生徒指導提要 P132）

情報伝達型
・心の成長過程
・精神疾患の知識

対話型
・いじめ事例について
討論

体験型
・リラクゼーション
・呼吸法
・筋弛緩法

参加型
・ロールプレイング
（アンガーマネジメント）

小学校 体育科保健領域「心の健康」における授業実践事例

◆学習のねらい

不安や悩みの対処として、体ほぐしの運動や呼吸法などについて、理解することができるようにするとともに、それらの対処ができるようにする。

◆評価

不安や悩みの対処として、体ほぐしの運動や呼吸法などについて、理解することができるようにするとともに、それらの対処ができるようにする。

心の健康について、課題の解決に向けての話し合いや、教科書や資料を調べたり、自分の生活を振り返ったりするなどの学習に進んで取り組もうとしている。

◆教育課程における位置付け

小学校 第5学年 体育科保健領域「心の健康」

◆主な使用教材例

- ・教科書
- ・ワークシート
- ・録画できる I C T 機器

展開例

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
導入 5分	1 前時までの学習を振り返る。 2 本時の目標と評価を知る。	T 1 : ・不安や悩みへの対処する方法にはいろいろあり、自分に合った適切な方法で対処できることを確認する。 ・今日は不安や悩みへの対処法を練習することを伝える。 T 2 : ・第2時で学習したこと（心と体はつながっている）を確認し、心の状態を変えようと思っても変えられないときは、体からアプローチして、心の状態をよくする方法を、スクールカウンセラーに教えてもらうことを伝える。 T 1 : ・本時のめあてと評価ポイントを黒板に掲示する。
展開 30分	3 体ほぐし運動と呼吸法を練習する。(5分) 4 ペアになり、お互いに体ほぐしの運動や呼吸法をしている様子を撮影し合い、視聴しながらお互いの良かったところや課題を伝え合う。	T 3 : ・最初に一度見本を見せてポイントを押さえた上で全員に実践させる。 ・1回目は見本を見る。2回目はスクールカウンセラーと一緒に実践する。 ・体ほぐしの運動や呼吸法は、気持ちを楽しんだり、気分を変えたりするなど不安や悩みへの対処になることを伝える。 T 1 : ・スクールカウンセラーの様子を動画撮影し、児童に配信する。 T 1 : ・ワークシートを配付し、自己採点させる。 ・一番上手にできた動画を提出させる。 T 2・T 3 : ・質問に答えながら、机間指導を行う。
まとめ 10分	5 本時を振り返り、学習のまとめをする。	T 1 : ・様々な経験をすることは、心の発達のために大切であることを伝える。 ・1人で解決できないためのために、相談機関などの関連資料を配布する。また、相談できる人を3人考えさせワークシートに記入させる。 ・いじめや暴力など、子供だけでは解決できない悩みもあるため、大人の相談相手も書かせるようにする。 T 2 : ・心の健康と体の健康の関連、学校での相談体制について補足する。 T 3 : ・相談室の利用方法について補足する。

5 専門家等を活用して授業をする上での留意点

- 説明の際は、専門用語の使用を避け、簡潔で適格な言葉を使い分かりやすく説明する。
- 相談活動につながるような雰囲気を伝えたり、言葉遣いに気を付けたりする。
- 必ず担任と協働して授業を行う。専門家等が一人で授業することはできない。
- 授業内容について、事前の計画と事後の報告を保護者へ周知する。
- 配慮を必要とする児童・生徒に対しては、事前の声かけや、授業への参加を無理強いしないなどの工夫をする。
- 授業中に、過去の経験を思い出し、つらくなった時の対応を事前に伝える。
- 年間を通して継続的に実施できるように、生活指導や教育相談の年間計画に位置付ける。
- 継続して関わりのある児童・生徒に配慮し、当該児童・生徒の余計な情報を漏らさない。

研修 6 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携

ねらい

- いじめの未然防止に向けて、学校が保護者や地域、関係機関等と連携することの大切さについて意識を高め、社会全体でいじめに対応できる関係を作る。

取組の内容例

1 いじめの未然防止に向けて連携を図る主な関係機関等を確認する。

「学校内」…校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー 等
「地域住民」…民生・児童委員、PTA役員、保護者 等
「教育関係」…教育委員会、教育支援センター、東京都教育相談センター 等
「警察・司法関係」…警察署（少年センター）、保護観察所、法務局 等
「福祉関係」…スクールソーシャルワーカー（ユースソーシャルワーカー）児童相談所、子供家庭支援センター 等
「保健・医療関係」…病院、保健所 等
「その他」…地域自治会、ボランティア団体 等

2 学校と関係機関等との連携の目的を確認する。

「日常の連携」「緊急時の連携」との二つの連携

日常の連携

- ・学校内外における児童・生徒の健全育成の推進
- ・教育活動の充実を図るための関係機関等とのネットワークの構築

緊急時の連携

- ・いじめ問題等の発生時の的確で組織的な対応
- ・指導困難な状況における関係機関等との連携

3 「学校サポートチーム」との日常の連携について自校の取組を見直す。 （「学校サポートチーム」のメンバーと教職員による意見交換会を実施 ※話合いの例）

【現在の取組】

- 保護者会、道徳授業地区公開講座、地域自治会の会合等で、「学校いじめ防止基本方針」の内容及び取組について説明するとともに、学校ホームページに掲載する。
- 「学校サポートチーム」会議を定期的に開催する。
- 道徳授業地区公開講座で、情報モラルや健全育成に関する講演や意見交流会を実施する。

【課題の洗い出し】

- 保護者、地域住民に対し、「学校いじめ防止基本方針」を周知する方策を検討する必要がある。
- 「学校サポートチーム」と「学校いじめ対策委員会」との連携体制について、教職員の認識や理解が不十分である。

【今後の取組】

- 入学式及び年度初めの保護者会で、「学校いじめ防止基本方針」について説明するとともに、関係機関等との連携の必要性について周知を図る。
- いじめの未然防止のために実施された取組について、教職員、児童・生徒、保護者を対象に意見を集約し、取組の効果を検証する。

研修に当たっての確認事項

今、求められる連携 ～学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ～

◆ これからの連携の在り方

学校は、学校内で全ての問題を解決しようとするのではなく、状況に応じ、関係機関等に相談したり協力依頼をしたりすることが必要です。

○ 「抱え込み」意識からの脱却

- ・ 学校だけの対応でいじめの問題等を解決することは、一層困難になっているという認識が必要です。
- ・ 教職員間の共通理解の下に、学校内及び関係機関等と連携して対応することが必要です。
- ・ 主たる対応を関係機関等に委ねた場合も、適切な役割分担の下に、一体的な指導が必要です。

○ 関係機関等の理解

- ・ 教職員は、関係機関等の業務内容を十分に把握・理解することが必要です。
- ・ 関係機関等の機能、組織、担当者名、所在地、連絡先等の一覧を全教職員に配布することが必要です。

○ 「開かれた学校」としての対応

- ・ 関係機関等との連携の基本方針に関して、保護者や地域住民に十分な理解を得ることが必要です。
- ・ 連携が必要とされる事案について、保護者の理解や地域住民に十分な説明を行うことが大切です。

◆ 日常の連携の目的

いじめの未然防止に向けて、専門性のある関係機関等との連携の意義や必要性について、教職員間で理解を深めるとともに、学校の実態に応じ、必要な連携体制を構築していくことが大切です。

区分	目的		具体例
日常の連携	健全育成の推進	・ いじめの未然防止 ・ 家庭教育の支援	情報モラル教育、スクールカウンセラーや精神科医等による保護者や地域住民対象の講演、弁護士によるいじめ予防授業
	ネットワークの構築	・ 情報交換 ・ 連絡体制の整備	情報交換会、連絡協議会、いじめ問題対応マニュアルの作成、関係機関等一覧表の作成
	児童・生徒指導体制の充実	・ 教職員の指導力の向上	関係機関等を招いての研修会、ケース会議、事例検討会

参考：国立教育政策研究所「学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」平成23年3月
文部科学省「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」平成16年3月

「学校サポートチーム」

【設置目的】 児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携協力できる体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置している。

【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー（ユースソーシャルワーカー）、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーターを含む）等

「学校いじめ対策委員会」と「学校サポートチーム」の連携

【未然防止のための取組】

- ・ 保護者会、PTAの会合、保護者会、道徳授業地区公開講座、学校評議員会議等の場を活用して、「学校サポートチーム」との連携の必要性について周知を図る。
- ・ 「学校サポートチーム」との連絡会議を年3回程度開催し、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組内容やその進捗状況、児童・生徒の様子等について意見交換を行う。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の改訂に際して、「学校サポートチーム」から意見を聴取する。

研修 7 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知

ねらい

- 児童・生徒の様子から、いじめやいじめの疑いに気付くことができるようにする。

取組の内容例

1 教員向け、児童・生徒向け、保護者向けの資料を基に、いじめを発見するための視点を確認する。

- ・教員向け「いじめ発見のチェックシート」（いじめ総合対策【第3次】上巻 P108）
- ・児童・生徒向け「生活意識調査例」（いじめ総合対策【第3次】上巻 P110～113）
- ・保護者向け「いじめのサイン発見シート」（いじめ総合対策【第3次】上巻 P126）

2 児童・生徒の出すいじめのサインの場面と視点について考える。

場所	教室、トイレ、人気の少ない階段、空き教室、校庭や体育館の裏 等
時間	授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動（クラブ活動）や委員会活動 等
視点	顔色、表情、容姿や服装の乱れ、机上やトイレの落書き、視線、学習態度、声を掛けたときの反応、言葉遣い、身の回りの物、持ち物、友達関係、生活ノート、遅刻や欠席の状況 等

3 いじめやいじめの疑いに気付くために、特に気を付けるべき場面と視点について話し合う。

いじめやいじめの疑いに気付くための視点（例）

【学級担任、副担任】

- ・欠席や遅刻が多くなる。
- ・顔色が悪く、元気がない。
- ・下を向いて、視線を合わせようとしない。
- ・友達にいじられても愛想笑いをする。
- ・負担の大きい役割を請け負うことが多い。
- ・あからさまに教職員の機嫌をとる。
- ・成績が下がる。

等

【専科、教科担当、部活動等担当】

- ・部活動を休むことが多い。
- ・部活動の準備や片付けが特定の子供に偏る。
- ・教職員によって態度を変える。
- ・教職員の言動を素直に受け取らない。
- ・忘れ物が多くなる。
- ・道具が紛失する。

等

【養護教諭】

- ・頻繁に保健室を訪れる。
- ・授業時間や下校時刻を過ぎても保健室から出ようとしない。
- ・保健室の周りで見かけることが多い。
- ・けがの状況と本人が話すけがの理由が一致しない。

等

【スクールカウンセラー】

- ・全員面接による子供からの訴えがある。
- ・保護者から訴えや相談がある。
- ・相談室の回りで見かけることが多い。
- ・校内巡視による子供の観察から異変に気付く。

等

4 いじめのサインを受け止めるために児童・生徒及び教職員が相談しやすい校内体制を構築する。（参考：「いじめ総合対策【第3次】」下巻 P107 保護者プログラム）

5 SOSの出し方や受け止め方に関する指導の充実及び具体的な取組について確認する。

研修に当たっての確認事項

いじめを見逃さないために

◆ 本人からの訴えには

- ・ 日頃から、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全教職員でいじめを受けている子供を守り抜くための方策を考え、実践しなくてはなりません。保健室や相談室等一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるなどして、心身の安全を確保します。

◆ 周りの児童・生徒の訴えには

- ・ いじめを訴えたことにより、その児童・生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、相談室等、児童・生徒が話しやすい環境を確保して、訴えを真摯に受け止めます。
- ・ 「よく伝えにきてくれたね。」と思いやりのある行動を認め、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えるなどして、安心できるように配慮します。

◆ 保護者からの訴えには

- ・ 保護者がいじめに気付いたときに、直ちに学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことは困難です。日頃から児童・生徒の良いところや気になることなど、学校の様子を積極的に伝えます。
- ・ 児童・生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は、自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

様々な方法で、子供のサインを受け止める

児童・生徒の気になる様子について、ささいなことで泣く・周囲を気にしておどおどしている等の「表情や態度の変化」、急に朝起きられなくなる・服が破ける等の「身体や服装の変化」、付き合い友達が急に変わる等の「人間関係の変化」など、いつもと違う様子や小さな変化がみられるときは、子供が不安やストレスを抱えていることが考えられます。

研修等の機会に「いじめ発見のチェックシート」等に示された観点や内容について改めて確認することで見逃しがないかを確認したり、気になる児童・生徒の様子について様々な観点や内容を基に協議したりすることが重要です。

また、児童・生徒自身が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出す）ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることも重要です。

東京都教育委員会では、令和6年4月に、子供たちが、自分の不安や悩みに早期に気付くことができるようになるために児童・生徒向け動画「心のＳＯＳに気づこう」、そして、教職員が、子供のＳＯＳを受け止め、支援する力を向上させるための教職員向け動画「ＳＯＳの出し方に関する教育」を作成しました。東京都教育委員会「ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための指導資料」(DVD)をぜひ御活用ください。

多くの児童・生徒がいじめの被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、全ての児童・生徒について、日常からきめ細かな観察を行うことや、ささいな様子の変化であっても見落とさずに確認することが重要である。

研修8 いじめの早期発見のための情報共有

ねらい

- 学級担任任せにするのではなく、全教職員が全児童・生徒の指導に責任を有しているという意識の下、組織的に児童・生徒の状況を観察するとともに、情報共有によりいじめを早期に発見する。

取組の内容例

1 情報共有の重要性を理解する。

- いじめへの対応が遅れて、深刻な事態に至った事例を挙げて、情報共有の重要性を確認する。

【事例の概要】

当該生徒に対し、中学校2年生から部活動のグループや同級生からの暴行や金銭強要が繰り返し行われていた。担任教諭は加害生徒に対して、注意を促す、握手をさせるなどの指導を行うだけであった。3年生になり、欠席や遅刻等が多くなったが、担任は、本人や保護者から話を聞くこともなく、「学校いじめ対策委員会」に報告しなかった。

9月になり、集団から暴行を受けた後、学校を無断で欠席したことから、被害生徒の保護者が暴行の事実を知り、加害生徒とその保護者との話し合いがもたれた。

「いじめ問題に関する研究」(平成26年2月)34ページ～38ページ参考
東京都教職員研修センター 平成26年2月

2 校内で実践している情報共有の方法を確認する。

情報共有の取組例

【校舎内外の巡視】

- ・ 登下校、休み時間、清掃時間、放課後等に、複数の教職員でチームを組んで校舎と校庭の巡視を行い、教職員は、児童・生徒に積極的に声を掛ける。一人での様子や態度が気になった児童・生徒については、周りの子供から聴き取り、記録簿に記入し、担当学年に報告する。

【教員同士・保護者・地域住民等による情報交換】

- ・ 毎週、「学校いじめ対策委員会」において、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー及び学年主任で情報交換を行い、早急に対応が必要な児童・生徒への対応策を協議し、一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。また、保護者、地域住民、警察及び福祉等の関係機関に対して、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校に通報してもらえよう、保護者会や「学校サポートチーム」の会議等の際に、保護者、地域住民、各関係機関等に依頼する。

【生活情報ファイル】

- ・ 電子データによる全児童・生徒のファイル等を作成し、情報を得た教職員は、管理職に報告し、随時情報を記入する。学級担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問はもちろんのこと、事務職員なども気に掛かる児童・生徒の様子を記録・報告する。

3 取組の実施による成果や課題について話し合う。

- 継続して取り組むべきことは何か、現在の情報共有の方法に課題はないかについて確認する。

研修に当たっての確認事項

いじめの早期発見、早期対応のための情報共有

◆ 情報収集

学校は保護者、地域住民、各関係機関等、多方面から情報を収集することにより、いじめの認知などの適切な判断につながります。そのため、「学校いじめ対策委員会」の定例会議や打合せ以外にも、教職員は日常からほかの教職員や保護者、地域住民、各関係機関等と積極的にコミュニケーションを行い、情報交換をすることが大切です。

【行動1】学級担任とともに、児童・生徒の状況を把握する。

【行動2】情報交換システムを作る。

○ 「報告メモ用紙」、「連携ノート」、「子供を語るノート」などを活用し情報を共有する。

○ 「校内LAN」を活用し、共有フォルダに情報交換用シートを作成し、期日を決めて記入する。

【行動3】保護者、地域住民、各関係機関等からも情報を収集する。

○ 保護者、地域住民、各関係機関等からの情報は、管理職へ報告し対応を検討する。情報は記録に残す。

◆ 情報集約

課題を明確にすることで、適切に指導・対応をすることができます。そのために、収集した情報を集約し、必要な情報を追加収集します。

【行動4】情報を集約し、分析する。

○ 「学校いじめ対策委員会」では、情報が、「いつの時点のものか」、「複数の情報源から確認できるものか」、「客観性のあるものか」などを検討する。

○ 情報の緊急性と重要性との二つの視点から、対応の在り方を検討する。

【行動5】指導の根拠となる資料を作成する。

○ 「学校いじめ対策委員会」では、各教職員が入力したデータやノート等を基に、欠席状況、指導状況、児童・生徒の傾向などを記入し、対応の方針を色別で分類するなどして、情報を共有しやすいよう工夫する。

○ 保護者・地域住民・各関係機関等からの情報は、資料として準備する。

※ 収集した個人情報等に係る内容については、その取扱いに十分な注意が必要である。

「色別分類シート（例）」 生徒の様子 令和〇〇年〇月〇日

第2学年 赤：（学校全体）早急な対応 緑：（学年）継続的な指導 青：（学級）具体的な対応 黒：解決済み

組	氏名	9/10	9/17	9/24	10/1	10/8	10/15	生徒の傾向等	担任・学年の指導等
1	A							友人関係のトラブル	経過観察
1	B							長期欠席の傾向	継続指導
1	C							精神的に不安定	継続指導
2	D							いじめの被害	全教職員で守る
2	E							Hさんへのいじめ（加害）	全教職員で指導
2	F							女子に嫌がる発言	経過観察
2	G							Hさんへのいじめ（加害）	全教職員で指導
3	H							友人関係のトラブル	経過観察
3	I							長期欠席の傾向	経過観察

第2学年 学級の様子 令和〇〇年〇月〇日（担任による記入例）

赤：早急な対応 緑：継続的な指導 青：学年・学級での具体的な対応 黒：解決済み

組	生徒の傾向等	担任・学年の指導等
1	Aさん：グループ内でいじめたりいじめられたりを繰り返す。	個々で話を聞き、個別指導中
1	Bさん：9月から欠席が続く。	継続指導 家庭訪問 スクールカウンセラーによる面談実施
2	Eさん：Hさんに対する悪口が続く。	「学校いじめ対策委員会」で対応を決定
2	Gさん：Eさんに同調し、悪口を言う。	「学校いじめ対策委員会」で対応を決定

参考：国立教育政策研究所「生徒指導の役割連携の推進に向けて」平成23年3月

研修 9 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用

ねらい

- レーダーチャートを作成することで、自己の取組を点検し、一人一人の対応力を強化する。

取組の内容例

- 1 レーダーチャートを作成し、自己の取組を振り返る。
- 2 自己のいじめ防止対策の取組状況の振り返り、成果と課題、具体的な改善策について、簡潔に記入する。
- 3 小グループ（同学年の学級担任等）で成果と課題、具体的な改善策について情報共有する。
- 4 小グループで共通で取り組む改善策を決定し、その実施時期、優先度など、今後の取組計画を立案する。

※優先度の決定基準（例）

- 優先度1位 「緊急性が高く、即効性も高いもの」
 優先度2位 「緊急性は高いが、即効性は低いもの」
 優先度3位 「緊急性は低いが、即効性が高いもの」
 優先度4位 「緊急性も即効性も低いが、実施すると更に効果が期待できるもの」

【取組についての留意事項】

○研修後、必要に応じて、以下の対応を行う。

- ・ 学校いじめ対策委員会でチェックリストを取りまとめ、傾向と対策について検討
- ・ 改善について悩みを抱えている教員に対する生活指導主任、管理職による面談

○立案した取組計画について振り返る時間を設ける。

【レーダーチャート（「ふれあい月間『教職員シート』」）】

教職員シート		いじめ防止等の対策の取組状況について		学年	〇〇年度の〇〇学校 (全1校・定時制・通信制)	部署	氏名	〇〇 〇〇
①【実施】		②【評価・改善】 取組状況の振り返り		③【11月】 評価・改善 重点課題の徹底・改善後の具体化		④【評価】 学校いじめ防止基本方針の徹底		
1 8月のチェックリスト								
※ 取組上、目標できない項目については「★」を記入してください。								
1	組織的ないじめ防止活動	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめの防止」の取組に基づき、学校に「いじめ防止」の取組が実施されている。	【8月】 5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価
2	教職員一人ひとりがいじめ防止活動に参画している	② 学校に「いじめ防止」の取組が実施されている。	【8月】 5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価
3	組織的ないじめ防止活動の中で、いじめの防止活動に取り組んでいる	③ いじめの防止活動に取り組んでいる。	【8月】 5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価
4	子ども自身がいじめの防止活動に取り組んでいる	④ いじめの防止活動に取り組んでいる。	【8月】 5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの防止活動に取り組んでいる	⑤ いじめの防止活動に取り組んでいる。	【8月】 5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価
6	性被害の防止に取り組んでいる	⑥ いじめの防止活動に取り組んでいる。	【8月】 5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価	5月 評価 11月 評価

取組状況の見える化

【6月】 重点的・集中的な取組の徹底

【11月】 重点的・集中的な取組の徹底

【6月】 重点的・集中的な取組の徹底

【11月】 重点的・集中的な取組の徹底

レーダーチャート（「ふれあい月間『教職員シート』」）は、教職員が自己の取組を点検することで、いじめ防止の取組について一人一人の対応力を強化することができます。

「いじめ総合対策【第3次】」上巻106ページに掲載しています。

研修に当たっての確認事項

年間を見通した、いじめ防止に関する研修の計画的な実施

4月 校内研修① いじめの定義、学校いじめ基本方針等の理解

- 以下の内容について、関連資料を基に確認
 - ・ いじめの定義
 - ・ 学校いじめ対策委員会、学校サポートチームの構成メンバー
 - ・ 学校いじめ防止基本方針
 - ・ 重大事態の定義と対処
- レーダーチャートの作成、教員自身の現状把握
※現状把握後、各教員が自身の自己申告に反映させる等により、確実に以降の取組を実施するようにする。

6～8月 校内研修② 1学期の振り返りと2学期以降の取組

- レーダーチャートによる現状把握と2学期以降の計画立案

10～11月 校内研修③ ふれあい月間の取組

- 各教員の取組状況把握
- ふれあい月間での取組について協議
 - ・ 取組計画（実施時期、担当、取組内容等）
 - ・ 取組成果、まとめ、分析の方法 等

1月 職員会議 今年度の振り返りと次年度への引継ぎ

- 各学年から成果報告
- 具体的な取組の紹介や発表
- 次年度に向けて引継ぎの確認

研修 10 いじめの解消に向けて効果のあった取組

ねらい

- いじめの解決に向けて効果のあった取組事例を通して、「学校いじめ対策委員会」の役割についての理解を深め、いじめ問題に対し、組織的に対応できるようにする。

事例研修の進め方（※次ページ以降の事例を活用する。）

1 個人演習

- ・「事例の概要」を読み、自校においてこのようないじめが起きた場合、いじめを解消するためにはどのような指導及び関係機関等との連携を行う必要があるのかについて、この後に期待される取組の経過を記入する。

2 グループ協議

- ・グループで、取組の経過からポイントになると考えられる取組を中心に意見交換を行う。
- ・取組の経過をグループで話し合い、まとめる。

3 全体発表

- ・「事例の概要」で解決すべき問題点及びグループでまとめた取組の経過について発表する。

4 事例における対応についての評価

- ・事例における「取組の経過概要」と「事例が解決に至ったポイント」、自校の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組となっているかなどについて、校長による解説と講評を行う。

5 事例からの学び

- ・事例研修を振り返り、学んだことをまとめる。

組織的な対応を行うための改善のポイント

1

教職員は、いじめの定義や誰もが被害者・加害者になり得ることを十分に理解し、児童・生徒との日常的な関わりを通して、児童・生徒の様子の変化をきめ細かく観察する。

2

教職員は自分が担任する学級・学年・教科等にかかわらず、児童・生徒の様子で気になることを見聞きした場合、自分だけで判断せず、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。

3

教職員から報告を受けた事案は、校長の指示の下、「学校いじめ対策委員会」で協議を行い、対応方針を検討する。

4

「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

異学年との関わりがいじめに発展した事例

〈事例の概要〉

放課後、児童三人が、「先生、Aの靴が片方ありません。」と担任に訴えてきた。児童Aは学年を問わず人気があり、目立つ存在の児童であるが、靴が見当たらないためか不安そうな顔をしている。担任は児童Aと児童らと一緒に昇降口の靴箱付近を探したが児童Aの靴は見当たらない。さらに、校舎の周りを探し始めたところ、校舎の裏側で児童Aの靴が見つかった。靴の中には砂利がいっぱい詰めてあり、靴の中に詰められた砂利をのけると、奥の方に小さな紙切れが入っていた。紙切れには、児童Aに対する悪口が書かれていた。

翌日の昼休み、昨日児童Aとともに靴を探した児童Bは、担任に対して「最近、児童Aが上級生の児童Cと児童Dとよく話している。児童Aは、児童Cと児童Dが教室に来るとそわそわし、困ったような表情をしていることがある。」と話した。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

事案発覚からの 情報共有

- ・ 担任は学年主任に報告した。
- ・ 学年主任は、生活指導主任に報告するとともに、児童Aの保護者に電話で状況を伝えた。
- ・ 児童らと児童Aの靴を探した。⇒ 発見した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

児童Bからの報告 による事実の確認

- ・ 担任は、児童Bから最近の児童Aの気になる様子の情報を得た。
- ・ 新たな情報を学年主任に報告した。
- ・ 関係児童の担任へ報告した。

加害児童への対応

- ・ 「学校いじめ対策委員会」で、複数教職員による聞き取り態勢を確認した。
- ・ 児童C、児童Dの聞き取りから、新たな児童Eの関与が判明した。
- ・ 児童Aの保護者に、これまでの経緯を説明するとともに、児童C、児童D、児童Eの保護者に状況を伝えた。
- ・ 担当学年と生活指導主任を中心に、靴を隠した動機、それぞれの思い、言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。

被害児童への対応

- ・ 担当学年の教員とスクールカウンセラーが、児童Aの不安を解消するための支援を行った。また、週に一度、担任と児童Aが個別に面談する時間を設定するとともに、適宜、スクールカウンセラーとも面談を行い、その後の様子の確認や心のケアを行った。

学校体制と関係 機関等との連携

- ・ 校内における休み時間や登下校の様子を観察するための校内体制を整え、複数の教職員で児童を見守った。
- ・ 民生・児童委員、児童館の職員に、いじめの実態を伝え、該当する児童の様子の見守りを依頼した。

事例が解決に至ったポイント

異学年の集団への対応

異学年が関わる休み時間や登下校時での問題であったため、見守り担当教員による行動観察、継続的な支援を行った。また、地域や保護者による通学路ボランティアパトロールとの情報交換を密に行ったことにより、児童の人間関係を把握することができた。

異学年交流による人間関係づくり

クラブ活動や委員会活動、1学年から6学年の編成で活動を行う縦割り班では、自分で判断して行動する力、所属意識と高学年としての役割意識の向上に焦点を当てた。教職員が、児童の主体性を高めるために、目的や内容を明確にする場を設定したり、一人一人を丁寧に見て、変容や伸びを称賛することによって、自尊感情や自己肯定感を高めたりする取組を行った。

「学校いじめ対策委員会」の機能

「学校いじめ対策委員会」へ報告する体制が確立していたため、全教職員の共通理解の下に、一貫した指導と、速やかな対応が実現した。

児童の特性に応じて関係機関等と連携した事例

〈事例の概要〉

児童 A は、周りの雰囲気を感じ取ったり、友達とうまくコミュニケーションを図ったりすることが不得意である。また、こだわりが強く協調性に欠けるため、周囲とトラブルになることも多い。学級内で、次第に児童 A を敬遠する雰囲気が感じられたが、児童 A が気にする様子は見られなかった。

ある日、担任は、児童 A の座席の一つ後ろの児童 B が、児童 A に対して必要以上に避ける態度をとっていることに気付いた。担任は児童 B の様子をしばらく見守っていたが、班で集めて提出するプリントを児童 A のものだけ集めなかったり、児童 A が落とした消しゴムを蹴ったりする行動が見られたため、その日の放課後、児童 B と個別面談を行った。児童 B は児童 A の行動が不快であり、嫌悪感が増していったという主旨の話をした。

三日後、児童 A の保護者から校長に電話があり、同じ学級の児童の保護者から、学級内での児童 A の様子を心配する話を聞き、事実ならば納得がいかないとの話があった。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

対応方針の決定

- ・ 保護者からの電話後、「学校いじめ対策委員会」による協議を行い今後の方針を検討した。
- ・ 児童Aの保護者と面談し、信頼の回復に努めるとともに、専門医の助言を受けることを進めることとした。
- ・ 担任は児童Aと話し合い、日頃の思いを受け止めることとした。
- ・ 学年が一体となり、学級集団への指導に当たることとした。
- ・ スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターと連携して、児童Aのサポートを行うこととした。

児童Aの支援体制づくりと、関係機関等との連携

- ・ 児童Aが医療機関で診察を受けるとともに、学校は必要に応じて医療機関と連携して指導に当たっていくことについて保護者から了解を得た。
- ・ 学校は、児童Aの「学校生活支援シート」を作成するとともに、児童Aについて全教職員に周知し、サポートできる体制を確認した。
- ・ 担任は、児童Aに、嫌なことや困ったことがあったらすぐに担任に相談に来よう話すとともに、学校は必ず児童Aを守ると伝えた。

学級の児童への指導

- ・ 担任は、学級の児童に対して、いかなる理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であることを指導した。
- ・ いじめを受けて心が傷付いた児童Aの気持ちを考えさせた。
- ・ 道徳科や学級活動を通して、「思いやり」や「個性（自分らしさとその人らしさ）」について話し合う時間を設定した。

学級の保護者への説明

- ・ 担任は、児童Aの保護者の了解を得て、保護者会で学級の中で児童Aを避けたり疎外したりする行為が見られていることを伝えた。
- ・ その上で、今後の学校の指導方針を説明し、学校の指導等について協力を求めた。

事例が解決に至ったポイント

「学校生活支援シート」を活用した関係諸機関等との連携

定期的な支援会議を通して、学校と家庭、関係機関等による「学校生活支援シート」に基づいて、支援の役割分担や今後の方針等について話し合った。様々な観点から情報交換することにより、適切な指導や支援を行うことができた。

※「学校生活支援シート」とは、本人や保護者の希望を踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携して、児童・生徒を支援していく長期計画のこと（平成26年 東京都教育委員会「これからの個別的教育支援計画」より）。

児童に対する正しい理解

この事例は、周囲が児童Aの特性を理解しないまま学年が上がり、いじめへとつながったものである。まず、自分のことを理解してもらえず、必要な支援を受けることができなかった児童Aのこれまでのつらさや苦しさについて全ての児童が理解できるようにすることに努めた。少しずつ児童A自身の行動に落ち着きが見られ、ほかの児童も児童Aの特性に配慮できるようになった。

保護者への綿密な報告

保護者から悩みや要望を聞き、その思いを受け止めることに努めた。その上で、いかなるときも、全力でAを守り抜くことを保護者に伝えたことにより、信頼関係を築くことができた。教職員は、児童Aの行動面だけに着目して対応することがないよう、その背景を踏まえて指導に当たったことが問題の解決につながった。

いじめる側といじめられる側が逆転した事例

〈事例の概要〉

生徒 A は、ユーモアがあり行動力もあることから学級内でも一目置かれる立場である。生徒 A といつも一緒に行動するグループ内では、時々生徒 A が強い語調で生徒 B と生徒 C に接したり指示を出したりする姿が見られることもあったが、問題があるようには見えなかった。

ある日、生徒 B と生徒 C から、「生徒 A が自己中心的で困っている。」という相談を受けた。担任は生徒 A のグループでの関係を注意して見るようになり、自己中心的な発言が見られたときには、その場で指導した。その後、生徒 B と生徒 Cからは、「関係が良くなった。」との報告があり、担任は安心していた。

しかし数日後、生徒 B と生徒 C が中心となり、生徒 A が発言するとほかの生徒と目くばせをしたり、生徒 A の背後から不自然なせき払いをしたりするなどの様子が見られた。担任は生徒 B と生徒 C に話を聞くと、「今までやられたことをやり返しているから悪くない。」と答えた。

1 か月ほど経ち、生徒 A がたびたび遅刻するようになった。保護者に電話をしても、「自分も今起きたばかりで、生徒 A は家にいないので、朝いつものように家を出たと思う。」との回答だった。ある朝、保護者に連絡がつかなかったため、教職員が分担して生徒 A を探したところ、公園で泣いている生徒 A を発見した。生徒 A は泣きじゃくりながら、「生徒 B と生徒 C から金銭を要求された。家の人に相談しても聞いてもらえない。」と話した。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

いじめの認知と情報共有

- ・ 公園で泣いている生徒Aを発見した教職員は直ちに校長に報告した。
- ・ 校長は直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集し、生徒Aに対する行為をいじめと認知するとともに、解消に向けた今後の方策を検討するよう指示した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」が策定した対応方針に基づいて、担任は学年主任と共に生徒Aに聞き取りを行い、生徒Bと生徒Cからの金銭要求の事実確認を把握した。
- ・ 担任と学年主任は生徒Bと生徒Cにも聞き取りを行い、生徒Aに対して金銭を要求したかどうかの事実を確認するとともに、生徒Aに対する思いを聞いた。
- ・ 副校長は金銭要求の事実について、スクールサポーターに連絡した。

生徒Aの支援体制づくりと、関係機関等との連携

- ・ 担任がいじめの事実について生徒Aの母親に連絡したところ、生徒Aの母親は「仕事が忙しく、あまり生徒Aに関わっていない。」と話した。
- ・ 担任から報告を受けた校長は、「学校サポートチーム」を招集し、生徒Aの家庭支援を含めた今後の方策について協議することを依頼した。
- ・ 「学校サポートチーム」での協議を受け、担任とスクールソーシャルワーカーが、交互に生徒Aの家庭を訪問して、学校と生徒Aの母親との関係を築いた。

いじめ解消に向けた対応

- ・ スクールカウンセラーが生徒Aと面談を行い、心のケアを行った。
- ・ 担任は、生徒Bと生徒Cに対して、金銭を要求することは犯罪行為となることを伝えるとともに、いじめを受けて心が傷付いている生徒Aの気持ちを考えさせた。
- ・ 生徒Aに了承を得た上で、生徒A、生徒B、生徒Cによる話し合いの場を設定し、担任同席の下で互いの気持ちを素直に伝え合わせた。その後、生徒Bと生徒Cは謝罪した。

Aの家庭支援に向けた対応

- ・ スクールソーシャルワーカーが、生徒Aの母親が在宅する日中に家庭訪問を行う中で、生徒Aの学校での状況を伝えるとともに、生活上の悩み等の相談に乗りながら家庭支援につなげた。

事例が解決に至ったポイント

「学校サポートチーム」の活用

外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」を活用し、生徒Aの家庭への支援や、生徒Bや生徒Cへの指導について協議することを通して、適切な指導や支援を行うことができた。

生徒への適切な指導

この事例は、生徒Aと生徒B、生徒Cのいわゆる「力関係」が逆転することで発生した事案である。まず、生徒Bと生徒Cの気持ちに寄り添う。生徒Aには、いじめを行ってよいという理由にはならないことや、いじめを受けて心が傷付いた生徒Aの気持ちを理解させるようにした。また、金銭の要求については、警察のスクールサポーターとも連携しながら、犯罪行為であり絶対に許されない行為であることを指導した。

スクールソーシャルワーカーを活用した生徒Aの家庭支援

スクールソーシャルワーカーが生徒Aの家庭訪問を行う中で、生徒Aの母親とも信頼関係を築くとともに、母親から伝えられた生活上の悩み等の相談に乗ることを通して、生徒Aの家庭支援につなげた。学校と家庭の連携により、子供が安心して相談できる環境を構築した。

SNS等の書き込みからいじめが発見された事例

〈事例の概要〉

生徒Aは、学級委員として活躍するなど、学校生活において、何事にも積極的に取り組み、夏休み前の欠席は1日もなかった。

しかし、9月に入ったばかりの2週間の間に3回、腹痛や気分の悪さを訴え、保健室で身体を休めることが続いた。

担任は、休み時間、生徒Aに、家庭の様子や友人関係などについて聞いたところ、話しづらそうに、「誰にも言わないでください。」と前置きした上で、「最近、仲の良かった生徒Bたちとうまくいっていない気がする。」と話した。担任が「どうして、そう思うの。」と聞くと、生徒Aは、「何となく。」とだけ答えた。

担任は、生徒Aを気に掛けて観察していたが、生徒Aは、教室に戻ると、以前と同じように、授業中に発言する等、意欲的に取り組んでいた。担任は、しばらく様子を見ることにした。

9月下旬のある日の昼休み、担任は、暗い表情をして沈み込み、教室に一人でいる生徒Aに気付いた。担任は、その日の放課後、生徒Aに「何か心配なことがあるの。」と聞くと、生徒Aは、「昨日、生徒Bたちから、SNSに『お前、調子に乗るなよ。ばか。』と書き込まれた。」と話した。

□ 取組の経過

□ 事例からの学び

取組の経過概要

いじめの認知と 情報共有

- ・ 担任は生徒AにSNS等の書き込みを削除しないよう伝えるとともに、学年主任に報告した。
- ・ 学年主任は、生活指導主任及び管理職に報告した。
- ・ 校長は担任に事実確認を行うよう指示するとともに、直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

生徒Aの支援体制 づくりと事実の確認

- ・ 担任は、生徒Aから、生徒Bたちとの関係について聞き取りを行い、新たに生徒Bのグループのメンバーである生徒C、生徒Dの情報を得た。
- ・ 担任は、生徒Aから得た新たな情報を学年主任に報告した。
- ・ 担任は生徒Bを含む関係生徒の担任へ報告した。
- ・ スクールカウンセラーは生徒Aとの面談を通して、生徒Aの心のケアを行った。

加害の生徒 への対応

- ・ 生徒Aから聞き取った内容やSNS等の書き込みを基に、生活指導主任及び生徒B、生徒C、生徒Dの担任が、個別に聞き取りを行い、SNSに書き込みをした理由やそれぞれの思い、言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。
- ・ 担任は、生徒Aの保護者にこれまでの経緯と今後の対応について説明するとともに、生徒B、生徒C、生徒Dの保護者にも同様の内容を説明した。

生徒A及び加害 の生徒への対応

- ・ 生徒A及び生徒B、生徒C、生徒Dの了承を得た上で、生活指導主任と担任が同席して話し合いの場を設定した。毎日下校時に、担任は生徒Aと簡単な面談を行って、生徒Aの状況を把握するとともに、適宜、スクールカウンセラーとの面談を設定して、生徒Aの心のケアを行った。

学校体制と情報 モラル教育の推進

- ・ 担任は指導の経過を「学校いじめ対策委員会」に報告するとともに、休み時間や登下校の様子を観察するための校内体制を整え、複数の教職員で生徒Aの見守りを行った。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを阻止することを目的として、情報モラルに関する授業を全学年で実施した。

事例が解決に至ったポイント

SNS等のいじめへの対応

担任は、生徒Aからの第一報を受け、SNS等の書き込みを削除しないよう伝え、書き込みを保存しておくことで、その後の事実確認をスムーズに行うことができた。また、いじめに関する授業として生徒のSNS等の利用の実態を基に、情報モラルに関する授業を実施した。

「学校いじめ対策委員会」における迅速な協議

校長のリーダーシップの下、速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集し、いじめの早期解決に向けて、対応を協議することができた。

教職員同士の組織的な対応の推進

「学校いじめ対策委員会」で決定した役割分担を踏まえ、担任、生活指導主任、スクールカウンセラー等が連携しながら対応することができた。また、対応後も複数の教職員で生徒Aの見守りを行い、学校全体で組織的に対応することができた。

1 教員が小さなトラブルに気付きいじめを発見した事例

新規採用1年目のA教諭（3年生担任）は、午後に予定されている若手教員育成研修会に参加するため、急いで更衣室に向かっている途中、廊下でプロレスごっこをしている6年生の児童B（男子）らの様子を見掛ける。

【被害の子供：小学校第6学年 男子】

A教諭は、廊下でプロレスごっこをしている6年生男子児童らを発見



A教諭は研修会場に向かう路上で、携帯電話から副校長に報告



昼休み、学校いじめ対策委員会で協議



夕刻、学校いじめ対策委員会で、いじめの判断、対応について協議

児童B 「いてててて。」
A教諭 「どうしたの。」
児童B （笑いながら）「大丈夫です。」

A教諭 （心の声）「仲よく遊んでいるように見えたし、6年生ってあんなものなのかも… 研修に遅れるわけにはいかない。」

校長 （A教諭の記憶の中の声）「子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さなことでも、すぐに学校いじめ対策委員会に伝えてください。」

A教諭 （心の声）「やはり、念のため連絡しておこう。」

A教諭 【携帯電話を操作し】「副校長先生、私の思い過ごしかもしれませんが、実は学校を出る前に…」

副校長 「昼休みに学校いじめ対策委員会のメンバーを集め、私から伝えておきます。」

生活指導主任 「B君のプロレスの相手は、C君やD君ではないですか。」

養護教諭 「B君はよく保健室に来るから、この後すぐ、私から聞いてみます。」

担任 「私は、B君の保護者に、家で気になることがないか聞いてみましょう。」

学年主任 「私は、C君とD君に、誰から聞いたとは言わずに、『給食準備中にプロレスをやっていたそうだけど…』と聞いてみますね。」

養護教諭 「B君は、『何でもない。』としか言いませんでした。」

担任 「保護者からは、息子は、最近元気がなく、『C君やD君と遊びたくない。』と言っていると聞きました。保護者に『電話いただきありがとうございます。』と言われたので、A先生がはじめて気付いたことを伝えました。」

学年主任 「C君も、D君も、ふざけているだけと言っていますが…」

校長 「B君が悩んでいることが分かりました。学校としていじめと認知します。では、これからの対応について考えていきましょう。」

2 悪気のない言葉で、相手を傷付けてしまった事例

児童A（女子）、B（男子）、C（男子）らは、学級でみんなで遊ぶ内容を話し合っていた。児童Bは意見を言わない児童Aに、「意見を言いなよ」と促したが、児童Aは泣き出してしまった。

【被害の子供：小学校第2学年 女子】

学級のグループごとに、みんなで遊ぶ内容について話し合い

児童C「何で遊ぶか決めよう。ドッジボールがいいな。」
児童B「Aさんも黙っていないで何か意見を言いなよ。」
児童A「……………」（うつむいて涙ぐむ。）

児童Aの保護者は、担任に子供が泣いて帰ってきたと訴え

保護者「B君に言われたことで、学校に行きたくないと言っています。いじめではないでしょうか。」
担任「傷付いて帰ったことに気が付かず、申し訳ありません。すぐに学校いじめ対策委員会に伝え、対応を検討します。その結果を改めて本日中に連絡します。」

学校いじめ対策委員会で、いじめの認知、対応について検討

学年主任「B君は好意で言ったのだと思いますが、Aさんがつらいと感じているのだからいじめということですよ。」
担任「しかし、B君の言動をいじめという、トラブルになってしまう可能性もあります。」
生活指導主任「Aさんが傷付いていることは確かなので、いじめと認知して解決しなければなりません。しかし、B君にはいじめという言葉を使わないで話をしましょう。」

担任から児童Aの保護者へ電話で連絡

担任「学校は、いじめとしてしっかりと対応します。B君にAさんが傷付いてしまったことを気付かせ、今後の言動について気を付けるよう話をします。Aさんが安心して学校に通えるようにしたいと思います。」

担任・学年主任が児童Bの保護者と面談

保護者「うちの子が、いじめの加害者ということですか。」
担任「そうではありません。B君は優しいのでAさんにも意見を言ってほしいと思い、声を掛けたのだと思います。ただ、AさんはB君の言葉に傷付いてしまったようです。私から、AさんにB君の優しさを伝えます。」

担任から児童Aへの声掛け

担任「つらい思いをしていたのに気付いてあげられなくてごめんね。B君には、Aさんの気持ちを分かってもらえるように先生から話をするから心配しないでね。」

担任から児童Bへの声掛け

担任「B君はみんなに優しく声を掛けていますね。先生はそんなB君が大好きです。実は、Aさんのことで一緒に考えてほしいことがあるのだけれど……………」

3 両者がいじめの被害者でも加害者でもある事例

生徒A（女子）は、バレーボール部に所属し、積極的に活動していたが、同じチームの生徒B（女子）たちのミス进行厳しく指摘することが多く、次第に仲間から疎まれ無視されるようになった。

【被害の子供：高等学校第2学年 女子】

生徒Aの欠席について
保護者が担任に電話で連絡



担任がバレーボール部顧問に
部活動内のいじめについて
確認



学校いじめ対策委員会での
協議



担任とバレーボール部顧問が
バレーボール部員一人一人に
聞き取り



学校いじめ対策委員会
今後の対応について協議

保護者 「娘がバレーボール部のBさんたちからいじめられているようです。『もう学校に行きたくない。』と言っています。何があったのでしょうか。」

担任 「Aさんが、つらい思いをしていたことに気が付けず申し訳ありません。すぐにバレーボール部の顧問に確認して、本日中に御連絡します。」

顧問 「Aさんがいじめを理由に休んでいるんですか。私が見ている限りでは、Aさんの方がBさんやほかの部員にきつい言葉を掛けているように思いますが…」

担任 「本当ですか。状況は複雑かもしれませんね。すぐに学校いじめ対策委員会に報告して、対応を検討してもらいましょう。」

生徒B 「いじめられているのは、むしろ私たちの方です。Aさんはよく『やる気がないなら、やめちゃえば。』と言ってきます。特に私はミスが多いので『何度同じこと言わせるの。もういい加減にして（強い口調で）。』と言われて、トイレで泣いたこともありました。」

顧問 「Aさんはバレーボールの経験が長いから、ついきつく言うってしまうのかもしれないね。」

担任 「それで、みんなで無視して仕返ししようとしたのかな。」

生徒B 「……………」（涙ぐむ。）

顧問 「Bさんの気持ちはよく分かります。これはいじめには当たらないのではないのでしょうか。」

生活指導主任 「いや、Aさんが傷付いていれば、いじめに該当します。これは、AさんBさんがそれぞれいじめの被害者でもあり加害者でもある事例です。」

担任 「分かりました。少しでも早くAさんと話をした方が良くと思うので、これから家庭訪問をします。その上で、Bさんたちと話し合うことを勧めてみます。」

顧問 「それでは、私は、Bさんの保護者に電話してこのことを伝えます。」

※伝える内容等については、上巻 60 ページ「具体的な取組 ◎ いじめの程度に応じた対応（例）」を参考に検討する。

4 LINE への書き込みを友達が教員に伝えた事例

生徒A（女子）はLINEによる「ムカツく」、「うざい」等の同学年の複数の生徒からの誹謗中傷に悩み、東京都いじめ相談ホットラインに電話をした。身近な大人や信頼できる人に相談するように具体的な相談方法等も助言を受け、親友の生徒B（女子）に相談した。子供だけの解決が難しいと思った生徒Bは、担任に相談した。

【被害の子供：中学校第1学年 女子】

SNSによる生徒Aへのいじめについて、生徒Bが担任に相談

相談を受けた教員から管理職等への報告と、管理職から対応方針等の指示

（教職員専用電話）
東京都教育相談センターに児童・生徒の理解や対応等について相談することができる。

「教職員等からの相談」03(3360)4160

担任と学年主任が生徒Aに話を聴く

学校いじめ対策委員会での協議

いじめ防止対策推進法に基づき、学校は、生徒A（被害者側）保護者と、関係した生徒たち（加害者側）保護者に事実を共有し、家庭での見守りと指導をお願いすることとした。

担任が生徒A及び関係生徒の保護者に電話で連絡

＜教員の指導により一定の解消後＞

学校いじめ対策委員会によるその後の状況の確認

生徒B 「AさんがLINEでいじめられています。いじめ相談ホットラインに電話したら、身近な大人から学校の先生に伝えてもらおうように言われたそうなのですが、先生にも親にもなかなか相談できずにいるみたいなんです。」（画面を見せる。）

担任 「話してくれてありがとうございます。Bさんが相談に乗ってくれて、Aさんは心強かったと思うよ。放課後、Bさんから話を聞いたよと先生からAさんに声を掛けてもいいかな。」

学年主任 「昼休みに、担任から、AさんがLINEによるいじめで苦しんでいるという相談を受けました。（内容の詳細を報告）」

校長 「早速、担任の先生をはじめ学年の先生方を中心に、Aさんに話を聞いてください。終わったら、もう一度集まって協議しましょう。この後も、Aさんの様子を皆で注意していきましょう。」

担任 「普段接していて、Aさんは自分の思いを伝えるのがあまり得意ではないように感じます。相談センターは、話の切り出し方などについてもアドバイスをしてくれるそうですが、今日はスクールカウンセラーの勤務日なので、まず、スクールカウンセラーに相談してみます。」

担任 「（スクールカウンセラー、相談センター等の助言を受け、生徒の気持ちに寄り添いながらAから話を聞く）つらかったね。話してくれてありがとう。」

学年主任 「今の状況が続くのは良くないよね。これから状況を知っている人たちに話を聞こうと思っています。先生たちはAさんを守っていくから、安心してください。」

担任 （生徒Aから聞き取った内容を報告）

校長 「早速、関係する生徒に話を聞きましょう。学年主任と生活指導主任の二人で、どのような体制で話を聞いたり、保護者への連絡を行ったりするのか提案してください。先生方全員で協力して解決していきましょう。」

担任 （生徒Aから聞き取った内容や相談（見守り）体制等を報告）
生徒Aの保護者 「最近、以前ほどはスマホを見なくなりました。ただ、見たときには、元気がない様子が見られて…悩んでいたんですね。家庭でも娘の様子に気を付けるようにします。」

担任 （生徒A及び関係生徒から聞き取った内容や指導体制等を報告）
関係生徒の保護者 「そんなことがあったんですか…。分かりました。家でも話をしてみます。友達関係も注意して見ていきます。」

担任 「引き続き学校でも様子を見ていきますので、何か気になる様子がありましたら、御連絡ください。よろしくお願いします。」

校長 「安易にいじめが解消されたと考えずに、本当に再発がないか、授業や部活動の様子をしばらく観察してください。養護教諭からも声掛けをお願いします。」

5 スクールカウンセラーの全員面接からいじめを発見した事例

生徒A（男子）は、スクールカウンセラー（SC）による全員面接の事前アンケートで「少し悩みがある」にチェックしていたが、全員面接の時は、「今は、もう大丈夫」と言って、この件について話そうとしなかった。

【被害の子供：高等学校第1学年 男子】

ホームルームで全員面接の
事前説明とアンケートの実施

担 任 「このアンケートは、全員面接を控え、皆さんの悩みや不安について、学校として真剣に受け止め解決するために行うものです。ほかの生徒と見せ合うことなく、一人一人が真剣に記載し、チェックが終わったら、半分に折って直接提出してください。」

SCによる全員面接の場で
生徒Aとの面接

S C 「『少し悩んでいる』というところにチェックしていますね。何に関する悩みですか。」

生徒A 「でも、今はもう大丈夫です。」

S C 「急には話しづらいかもしれませんが。今度時間を取るのじっくり聞きますよ。悩みごとはどんな小さなことでも早いうちに、誰か大人の人に相談した方がいいですよ。『少し悩みがある』にチェックしていることは私から担任の先生に伝えてもいいですか。」

学校いじめ対策委員会で
全員面接の結果について協議

S C 「A君は『今は、もう大丈夫』と言っているのですが…」

学年主任 「A君から話を聞いた方がいいですね。次にSCが来るのは1週間後ですね。」

S C 「『少し悩みがある』にチェックしていることは伝えていいと言っています。」

担 任 「まず私から声掛けしてみましようか。」

学年主任 「A君は確か野球部でしたね。顧問の〇〇先生にお願いしてみましよう。」

野球部顧問による生徒Aへの
声掛け

顧 問 「何か気になっていることがあるの？」

生徒A 「部活ではないけれど、同じクラスの生徒からよく『お前、空気読めないな。』って……」

担任から生徒Aの保護者に
電話で連絡

担 任 「A君はこのことをあまり話したくないようにしていたので、お母さんにお伝えすべきか迷ったのですが…」

保護者 「お伝えいただきありがとうございます。息子にとって、先生方が気付いてくれていることが安心につながると思います。しばらく様子を見ていただけますでしょうか。」

担 任 「分かりました。それでは週末にその後の様子を連絡いたします。」

6 学校サポートチームを活用して対応した事例

不登校傾向がある生徒A（男子）たちは、登校すると他の生徒を冷やかしたりからかったりしていた。家庭の協力もあまり得られず、改善が見られない状況が続いていた。

【被害の子供：中学校第2学年 男子】

学校いじめ対策委員会での協議

学年主任 「A君たちは、ほかの生徒たちが真面目に行動すると、冷やかしたりからかったりします。指導はしていますが、家庭の協力も得られず、改善が見られません。」

副校長 「学校サポートチームの定例会が近日中にあるので、支援策を検討してもらいましょう。」

学校サポートチーム定例会での協議

S S W 「該当生徒の家庭訪問をして、状況を確認してみます。」

主任児童委員 「A君の保護者は、私のかつての同級生だから、相談に乗ってみますよ。」

※ S S W（スクールソーシャルワーカー）

担任は、生徒Aらが生徒B（男子）のかばんを蹴飛ばす状況を発見し、校長に報告

担任 「校長先生、A君たちがB君のかばんを蹴飛ばしてからかっていました。彼らの行動はエスカレートしてきています。早急に対応する必要があります。」

校長 「臨時の学校サポートチーム会議を招集しましょう。」

学校サポートチーム臨時会議にて対応の検討

主任児童委員 「A君の保護者も、養育に悩んでいました。」

スクールサポーター 「このまま放っておくと、犯罪につながってしまう可能性があります。A君らは万引きで指導したことがあるので、私から声を掛け注意してみましようか。」

PTA会長 「でも、B君が仕返しされないか心配です。」

生活指導主任 「学校としてB君を絶対に守ることを保護者に伝え、理解を得ておきます。」

担任は家庭訪問をし、生徒Aの保護者と面談

担任 「私は1年生の時からA君を見ていますが、本当はとても優しい子なのに、最近、何かに悩んでいるのか行為がエスカレートしてしまっているように思っています。学校としては、今のうちにA君のためにも、厳しく指導をすることも必要と考え、元警察官の方に話をしてもらおうと思っています。もちろんその後のフォローは私たちでいたします。」

保護者 「そうですね……。私も最近手に負えなくなっているので、そういうことも必要なのかもしれませんね。」

第 5 部



いじめについて 学校と共に考える 「保護者プログラム」

いじめ防止対策を一層推進するためには、学校が、保護者、地域方々と共に連携し、日常からのパートナーシップ、双方向の関係を築いていくことが重要です。また、子供が安心して相談できる環境を構築するためには、子供のＳＯＳを出す力を育むことに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすという視点も必要です。（「いじめ総合対策【第3次】」上巻14～15ページ「いじめ防止の取組を推進する6点のポイント」のポイント5「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る《保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進》」参照）

その際、学校がいじめ問題に対して、どのように考え、どのような体制で、どのように取り組むのか、つまり、「学校は何をするのか」を保護者に分かりやすい言葉で「伝わる」ように示し、保護者が「協力しよう」という意識や意欲をもてるようにすることが大切です。



このようなねらいの達成に向け、様々な立場の教職員に保護者会等で御活用いただけることを目指して、本プログラムを開発しました。特に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に重点を置き、一つのプログラムを短い時間で実施したり、時期や時間に応じて組み合わせて活用したりできるように工夫しています。各校の状況に合わせて御活用ください。

また、本プログラムは、学校の取組が「伝わる」ように、自校の取組や状況に合わせて加筆・修正して活用していただくことで、教職員の自校の「学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深め、いじめ防止に関する授業や児童・生徒の取組について改めて評価する機会にもなります。実施に向けた準備の場を教職員の意見交換の場として活用していただくことも期待されます。

《いじめ問題対策委員会からの提言》

（５）いじめ問題に関する現状や課題等の把握

教職員が深い児童・生徒理解に立ち、日常から積極的な対話や注意深い観察を行うとともに、把握した児童・生徒の実態や指導・支援した経過等を記録するなどして、教員一人一人の気づきを全教職員で共有することが大切である。

（「第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申」令和6年7月31日）

更なる活用に向けて

第5部「保護者プログラム」及び第6部「地域プログラム」を御活用いただけるよう、東京都教職員研修センター Web ページに、以下の資料を掲載しています。各学校で加筆・修正の上、御活用ください。

- 1 スライド資料（原稿付き）
- 2 配布資料
- 3 事後アンケート

共に手を取り合って



年間を見通した「保護者プログラム」の活用時期例（全校種）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
保護者会 (全体) プログラム1 プログラム3			保護者会 (学年) プログラム2 プログラム5		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者会 (学年) プログラム4		保護者会 (学年) プログラム4			保護者会 (全体) プログラム1

「保護者プログラム」の構成

プログラムの項目とねらい
1 学校いじめ防止基本方針 《ねらい》 ○ 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義についての理解を深める。
2 いじめの早期発見 《ねらい》 ○ 子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを理解し、子供が発するいじめのサインを見抜き、適切に対応できるようにするとともに、発見した場合は適切な相談窓口を活用できるようにする。
3 相談しやすい環境づくり 《ねらい》 ○ 学校には、いじめをはじめ、子供について気になることや困っていることを相談できる窓口が多様にあることを知る。 ○ 学校以外にも相談窓口があることを知る。
4 いじめへの対処 《ねらい》 ○ 事例を基に、いじめが発生した際の対処法について、いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場から考えることを通して、いじめ問題に対する理解を深める。
5 インターネット上でのいじめ 《ねらい》 ○ インターネット上でのいじめへの具体的な対応方法について理解を深める。

保護者1 学校いじめ防止基本方針

ねらい

- 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義についての理解を深める。

活用場面等

活用場面	担当者
保護者会（全体）	校長、副校長、生活指導主任

取組の内容例（20分）

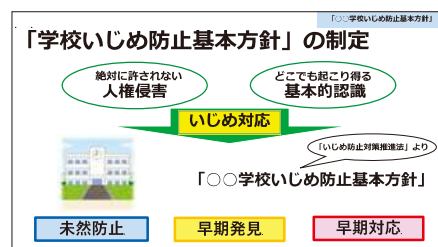
	主な取組	実施上の留意点
10分	1 プログラムの主旨を説明する。 2 いじめの定義や現状について伝える。	○ 学校いじめ防止基本方針について、説明することを伝える。 ○ いじめに対する正しい共通理解が図れるよう、クイズ形式で簡単な質問をする。 ○ 保護者が、終始聞きやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ○ いじめに関する最新の法規に基づき、いじめの定義について確認する。 ○ いじめは、どの学校、どの子にも起こり得るため、未然防止の対策や、早期発見の意識が必要であることを伝える。
10分	3 学校いじめ防止基本方針について説明する。 4 学校と家庭が連携することの大切さについて確認する。	○ 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見について具体的な取組を説明する。また、児童・生徒の主体的な取組も紹介する。 ○ 学校いじめ防止基本方針を基に、家庭での具体的な取組を確認する。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「学校いじめ防止基本方針」
- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本条例」（都、区市町村）※保護者の責務等
- 「『どうしたの？』一声かけてみませんか ～子供の不安や悩みに寄り添うために～」

- ◎スライド資料
- ◎配布資料
- ◎事後アンケート

東京都教職員研修センター Web ページに編集可能なデータを掲載



「知らせる」のみならず、「伝える」努力

「学校からの発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているか」、「どのように受け止めているか」、「学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないか」という視点から、学校からの周知の在り方を見直すことが重要です。

保護者2 いじめの早期発見

ねらい

- 子供がいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを理解し、子供が発するいじめのサインを見抜き、適切に対応できるようにするとともに、発見した場合は適切な相談窓口を活用できるようにする。

活用場面等

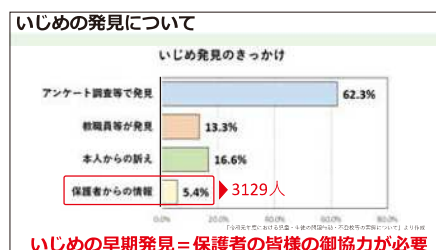
活用場面	担当者
保護者会	生活指導主任、学年主任、学級担任

取組の内容例（20分）

	主な取組	実施上の留意点
3分	1 いじめの定義や現状について確認する。	○ 「いじめ防止対策推進法」第2条1項に基づき、いじめの定義を確認する。 ○ いじめと判断する行為が、広範囲なものになってきた背景も確認する。 ○ いじめを受けたときの相談状況は、スライド資料の補足として配布資料も併せて確認し、重要なポイントを確認できるようにする。（配布資料参照） ○ 無意識にいじめの加害者になってしまうことや、いじめがどの子供にも起こり得ること、子供たちをいじめの被害者にも加害者にもしたくないことを伝える。
7分	2 チェックリストを活用し、子供の状況を確認する。	○ いじめの早期発見には、子供の状況を普段から把握することが重要であることを伝える。
10分	3 いじめ問題の解消に向けた学校の体制と対応例を紹介する。	○ 速やかに、学校に連絡してほしい旨を伝える。 ○ いじめの解決に向けて、保護者と一緒に対応を考えていくことを強調する。
	4 学校の他に相談できる各種機関を紹介する。	○ 学校以外の機関にも相談できることを伝える。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本条例」（都、区市町村）※保護者の責務等
 - スライド資料
 - 配布資料
 - 事後アンケート
- 東京都教職員研修センターWebページに編集可能なデータを掲載



「SOSを出しやすい存在」「安心して相談できる人」

子供のSOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすという視点も必要です。

子供にとってSOSを出しやすい環境を作るためには、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めることが重要です。教職員はもとより、保護者、地域等に対しても、このようなプログラムを通じて「子供がSOSを出しやすい存在になろう」「子供が安心して相談できる人になろう」と呼び掛けていくことが大切です。

- ◆DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」
- ◆教職員向け動画「SOSの出し方に関する教育」研修編

保護者3 相談しやすい環境づくり

ねらい

- 学校には、いじめをはじめ、子供について気になることや困っていることを相談できる窓口が多様にあることを知る。
- 学校以外にも相談窓口があることを知る。

活用場面等

活用場面	担当者
保護者会（学校、学年）	司会 管理職又は司会教員 生活指導主任を中心に、担任等関係教職員

取組の内容例（20分）

	主な取組	実施上の留意点
2分	1 子供のことで気になっている、困っていると思われることを挙げ、保護者の関心と問題意識を喚起する。（司会） （例） ・学習についていけているか。 ・学年相応に成長しているか。 ・友達と仲良くできているか。 ・いじめられていないか。	○ いじめに限定すると、重く受け止めたり無関心になったりする可能性があるため、話題を広めに設定する。
15分	2 子供のことを学校に相談してよいこと、学校に相談してほしいことを伝える。（司会） 3 学年の担任が自己紹介をする。（各担任、一人1分程度） 4 担任以外の教職員が自己紹介をする。（各教職員、一人2分程度） （想定される教職員） ・生活指導主任 ・養護教諭 ・特別支援教育コーディネーター ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・ユースソーシャルワーカー 等	○ 相談窓口は担任が基本であるが、担任以外の教職員に相談してもよいことを伝える。 ○ 氏名と役職だけでなく、保護者がイメージをもてるよう、具体的に話す。 （考えられる自己紹介の内容） ・プロフィール ・相談日時 ・相談場所 ・申込方法 ・活動内容や相談内容 ・相談は無料であること（SSW 等） ・相談内容の秘密は守られること
1分	5 学校以外にも相談窓口があることを紹介する。（司会）	○ 全てを学校に相談しなければならないといった強い印象を和らげるようにする。
2分	6 いじめや悩みを解決できる子育て環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝える。（司会） 7 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答する。（該当教職員）	○ 保護者の協力が大切であることを改めて強調する。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- ◎スライド資料
- ◎配布資料
- ◎事後アンケート

東京都教職員研修センター Web ページに
編集可能なデータを掲載

1 気になることがありますか？

学習 友人関係
成長 いじめ

相談してよいのかな？



より実効性のある教育相談体制の構築

毎学期末に配付をしている相談窓口一覧等を保護者会等の機会に積極的に紹介することで、児童・生徒だけでなく、保護者も多様な相談窓口につながりやすくなります。

保護者4 いじめへの対処

ねらい

- 事例を基に、いじめが発生した際の対処法について、いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場から考えることを通して、いじめ問題に対する理解を深める。

活用場面等

活用場面	担当者
保護者会（学年、学級）	学年主任、担任

取組の内容例（15分）

	主な取組	実施上の留意点
4分	1 いじめの定義について説明する。 2 学校の取組について紹介する。	○ 配布資料等を活用して、いじめ防止対策推進法等にも触れる。 ○ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく活動の様子を、可能であれば写真等で紹介する。
10分	3 事例について説明し、登場する児童・生徒の保護者の立場で、自分ならどう対処するか、参加者に考えてもらう。	○ いじめられた側の保護者、いじめた側の保護者双方の立場で考えるよう促す。 ○ 各立場で考える部分では、状況に応じてグループで検討し、代表者が発表する等、参加人数に合わせて柔軟に対応する。 ○ 参加者やグループの発表を行う際には、受容的に聞くよう促す。
1分	4 保護者に「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう呼び掛ける。 5 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介する。	○ 東京都教育委員会作成のリーフレットを活用し、「子供がSOSを出しやすい存在」となるよう、保護者に周知する。 ○ 学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介し、必要に応じて相談先を選択し、相談するよう伝える。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「『どうしたの？』一声かけてみませんか ～子供の不安や悩みに寄り添うために～」

- ◎スライド資料
- ◎配布資料
- ◎事後アンケート

東京都教職員研修センターWeb ページに
編集可能なデータを掲載

プログラムの流れ

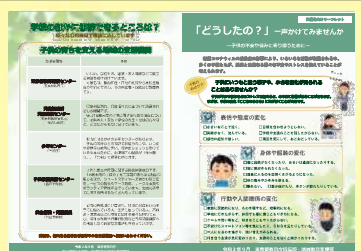
- 1 いじめとは何か
- 2 学校の取組
- 3 事例～一緒にお考えください～
- 4 保護者の皆様へお願い

保護者との協力関係づくりについて

新年度の保護者会等で、「学校いじめ防止基本方針」について説明をし、「いじめ」が起こった時の学校の対応について理解を促すことが大切です。

多くの子供たちが、様々な不安や悩みを抱えていることが考えられます。保護者向けリーフレット「『どうしたの？～一声かけてみませんか～子供の不安や悩みに寄り添うために～』」を御覧ください。

※参照：いじめ総合対策【第3次】上巻125ページ



保護者5 インターネット上でのいじめ

ねらい

- インターネット上でのいじめへの具体的な対応方法について理解を深める。

活用場面等

活用場面	担当者
保護者会、道徳授業地区公開講座	教員

取組の内容例（15分）

	主な取組	実施上の留意点
6分	1 インターネット上のトラブルについて、どのようなものがあるか確認する。 2 子供に起きやすいトラブルの一つである「悪口・いじり」について事例を挙げて確認する。 3 SNSによる情報発信のリスクについて確認する。 4 学校（学区）での取組等を踏まえ、主体的に考えることを目指した「ルール of 工夫」について確認する。	○ 学校（学級）の実情を踏まえて事例を紹介することが望ましい。 ○ 事例から、ふとしたこと、悪気のないことでもトラブルにつながることを確認する。（GIGA ワークブックとうきょう「インターネットにおけるコミュニケーションの特性」） ○ SNS上の悪質な行為は法律や条例で罰せられる可能性があることを確認する。（GIGA ワークブックとうきょう「SNSによる情報発信のリスク」） ○ 東京都教育委員会、区市町村教育委員会として、インターネット上のいじめ防止に向けて取り組んでいることを伝え、理解を求める。（例：GIGA ワークブックとうきょう「家庭のルールを考えよう」） ○ 「SNS家庭ルール」を作るよう啓発する。 ○ ルールを守る意識を高めるためには、子供と一緒に対話しながら「主体的なルールづくり」が有効であることについて、データを示して説明する。 ○ インターネット上のいじめにつながるトラブルは、学校が把握しづらいことについても触れ、保護者による協力の重要性を確認する。
8分	5 「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」といった視点から、どのように対応すればよいか協議をしよう。	○ 話し合ったことについて発表するなどして共有を図る。
1分	6 いじめにつながるトラブルがあった場合は、学校に連絡することを確認する。	○ 全体会の終了後、個別に対応する時間を設けるなどして、質問に答える。犯罪行為（の疑い）の場合、保護者から警察に相談し、対応することが重要であることを伝える。

実施にあたっての資料（配布資料等）



第 6 部



いじめ問題 解決のための 「地域プログラム」

地域プログラムは、学校と地域住民が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことを目的に開発しました。学校運営協議会や学校サポートチーム運営会議等での活用を目指しています。

学校と地域住民との連携について、「いじめ総合対策【第3次】」では、上巻14～15ページに、次のように示しています。

《いじめ防止の取組を推進する6点のポイント》

ポイント6 社会総がかりでいじめ^{たいじ}に対峙する《地域住民、関係機関等との日常からの連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 学校は、日常から、地域や関係機関等と「学校いじめ防止基本方針」の内容や、学校の取組の現状、課題等について情報共有をする、課題解決に向けた方策について協議するなど、双方向の関係づくりに努めるとともに、都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す行動を行ったりする。

「第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申」（令和6年7月）では、「（4）SOSの出し方に関する教育の見直し」、「（5）いじめ問題に関する現状や課題等の把握」の視点から、次のような委員の意見が挙がっています。

【委員の意見】

（4）SOSの出し方に関する教育の見直し

- （ウ） 学校以外にも、今まで接したことがある、つながったことがある方々へ相談することで、地域にも信頼できる大人がいるという発見が必要ではないだろうか。例えば、子供食堂の大人、塾の教員、所属チームのコーチといった大人も子供にとっては大事な大人である。

（5）いじめ問題に関する現状や課題等の把握

- （エ） いじめ問題にとどまらず、学校の教育活動を充実させていくために、子供の声を聴きながら、保護者、地域、民間団体を巻き込んでいくことが大切であると考え。都立学校では、インターシップ等で民間団体である企業と連携しており、本年度や前年度の教育データを可能な限り公開し、パートナーとして、子供のために、みんなで学校を評価し、改善していく仕組みを考えていくことができるとよい。

《いじめ防止対策の一層の推進するための方策について》

2 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有

- (1) 児童・生徒の発達の段階や児童・生徒理解の方法、保護者や地域との関わり方、教員の意識や同僚性等が異なる中、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの実態に合ったいじめ防止対策の在り方を検討する。

本プログラムが目指す「学校と家庭・地域社会との関係」とは、地域の方々が、「子供がSOSを出しやすい存在」、「子供が安心して相談できる人」になってもらうことです。

保護者プログラム同様、学校のいじめ防止に関わる方針や取組、対応について十分に理解してもらえよう、「知らせる」のみならず、「伝わる」ように工夫し、このプログラムを実施することで、参加した地域の方々が、自分の責務や役割について考えを深めることができるようにすることが大切です。

また、東京都教職員研修センターのWebページに掲載した、スライド資料（原稿付き）、配布資料、事後アンケートを、自校の取組に合わせて編集し、活用していただくことで、学校と地域住民が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくというねらいの実現につながると考えています。いじめに関わる研修等において、教職員が本プログラムの内容を協議するなどした上で、御活用ください。

年間を見通した「地域プログラム」の活用時期の例

地域プログラムは、例えば、次の時期に活用が想定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校運営協議会・学校運営連絡協議会	学校サポートチーム運営連絡協議会			学校運営協議会・学校運営連絡協議会	
10月	11月	12月	1月	2月	3月
道徳授業地区公開講座 ※保護者と一緒に実施				学校運営協議会・学校運営連絡協議会	学校サポートチーム運営連絡協議会

地域

共に手を取り合おう
ーいじめを生まない環境づくりー

ねらい

- いじめの定義について確認する。
- いじめ問題に対する学校の取組を理解する。
- いじめ問題を克服するために、地域住民としてできることを考える。

活用場面等

活用場面	担当者
学校運営協議会、道徳授業地区公開講座等	校長、副校長、生活指導主任

取組の内容例（20分）

	主な取組	実施上の留意点
1分	1 プログラムの主旨を説明する。	○ 三つのねらいに基づき、プログラムを実施する主旨について確認する。
8分	2 いじめの定義や現状について確認する。 (1) 具体的な子供の様子を基に、いじめかどうかについて個人で考えてもらう。 (2) 「いじめにあたるのは、どれか」、そのように考えた理由について考え、互いの意見を交流してもらう。 (3) 「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ」の定義を伝える。 (4) 最初の例について、法における「いじめ」の定義に基づき、いじめかどうか考えてもらう。 (5) 東京都におけるいじめの状況について確認する。	○ いじめかどうかについて考える事例として、意見の分かれるものを取り上げて扱うことで、認識の違いを明確にする。 ○ 子供時代の体験や大人になってからの経験、これまで蓄積した知識や情報に基づいて、それぞれが自分なりのいじめに対する認識をもっていることを確認する。 ○ 法律の定義を示した後、次の点を確認する。 ・ 被害を受けた子供が、「つらい」、「痛い」などの心身の苦痛を感じていれば、いじめと判断されること ・ 学校が「どの学校、どの子供にもいじめは起こり得る」という認識をもって取り組んでいること ・ いじめの定義の変遷の背景

3分	3 学校いじめ防止基本方針を基に、学校の取組について紹介する。	○ いじめ問題に対する基本的な考えを確認する。 ○ 学校の取組について、未然防止、早期発見、早期対応の観点から紹介する。写真等を入れることで、学校の取組を具体的に理解してもらえよう工夫する。 ○ 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組についても紹介し、教職員だけでなく、子供たちもいじめ問題に取り組んでいることを伝え、大人の協力を促す。 ○ 必要に応じて、条例等を示し、条例に示された地域住民の責務について確認する。
7分	4 いじめの未然防止・早期発見、いじめを生まない環境づくりのために地域全体でできることについて考えてもらう。	○ これまでの取組等を例に挙げ、考える手だてとする。 【例】・ 夕方の見守りで気になる子供を見掛けたら、言葉を掛ける。 ・ 職場体験学習や地域の行事を通じて、子供たちと積極的に関わる。 ○ 受講者が多い場合は、グループに分かれて協議し、グループの意見を報告・交流する時間を設ける。 ○ 次のような取組が考えられる。 【例】・ 各自が考えた案を付箋紙に記入して、共有する。 ・ 学校便り等にまとめ、発信する。
1分	5 今後の方向性について確認する。	○ いじめ防止等の取組を推進するために、地域関係者、保護者、学校の普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりが重要であることを確認するとともに、学校はそのため何をしていくのかについても伝える。 ○ 保護者向けリーフレット「『どうしたの?』一声かけてみませんか」を活用し、子供の変化に対する気付き方や気付いたときの声の掛け方について、具体的な例を基に確認する。

実施にあたっての資料（配布資料等）

- 「学校いじめ防止基本方針」
- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本条例」（都、区、市、町村）
※地域住民の責務 等
- 「『どうしたの?』一声かけてみませんか
～子供の不安や悩みに寄り添うために～」

- ◎スライド資料
 - ◎配布資料
 - ◎事後アンケート
- 東京都教職員研修センター
Web ページに
編集可能なデータを掲載

地域全体でできること

- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの早期発見
- ・ いじめを生まない環境づくり



保護者、地域社会と共に手を取り合おう

地域の方々は、子供たちのために、学校のために、普段からできることや機会があればできることに積極的に取り組んでいます。学校と保護者、地域住民が、共に手を取り合い、いじめを生まない環境をつくるには、自分たちに何ができるのかを考えていただくとともに、地域の方々が既に取り組んでいる具体的な取組を共有できるようにすることが大切です。こうした取組により、地域の方々にとっても教職員にとっても、改めて地域の良さを再発見することにつながります。

おわりに ～いじめ問題の解決の先に～

「いじめは、いつでも、どの学校にもどの子供にも起こり得る。」

確かにそのとおりである。

しかし、教育は、日々子供を成長させる。

昨日、相手の悪口を言っていた子供が、今日は、その友達の良いところに気付くことがある。昨年、かっとなっては暴力を振るってばかりいた子供が、今年は、友達に笑顔を向けながら温かい言葉を掛けられるようになることもある。

だから、教師は、いつも子供たちの限らない可能性を信じて、熱い思いを伝えるのだ。

ある学級担任が、普段は元気な子供がうつむいていることに気付き、さりげなく「今日は、いつものあなたらしくないけれど、どうしたの。」と声を掛けた。その子供は、目にうっすらと涙を浮かべながら、自分が友達を傷付けてしまったことを話し始めた。

ある学校では、学年担当の教師たちが、SNSのやり取りでトラブルを抱えてしまった子供たちを呼んで、様々な悩みについて正直に語らせた。気が付くと、子供たちは、互いにどのようなことに気を付ければよいのかを真剣に話し合っていた。

子供を大切に思う教師の気持ちを、言葉に出してまっすぐに、子供たちへ直接伝えてほしい。その思いが子供たちの心に届いたとき、子供たち自身が、互いに大切にしようとするようになるだろう。そして、全ての子供が、そうしようとしている自分に気付いたとき、いじめは、きっとなくなるに違いない。

そのために、教師も日々学び続けていく必要がある。

高校段階を終えて、東京都の公立学校から巣立つ子供たちに伝えたいメッセージをここに記して、「いじめ総合対策【第3次】」の締めくくりとする。

多様な価値観をもつ人と出会い、関わり、ときにはぶつかり、高め合えるからこそ、私たちは幸福な人生を切り拓き、よりよい社会と、豊かな未来を築くことができます。何よりも、違った考えや価値観をもつ者同士が理解し合うこと、これこそ、人間だからできることなのです。

「これからのあなた、
あなた自身は何を大切に、どのように生き、
そしてどのようにして幸せな世の中に生きていきますか。」

都立高等学校 人間としての在り方生き方に関する教科
「人間と社会」（改訂版教科書）95 ページより
令和3年3月 東京都教育委員会

本冊子の内容は、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえて、東京都教育委員会が「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」（令和3年2月）を改訂したものである。

第5期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員
(任期 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	和田 孝	帝京大学 名誉教授	委員長
	宮古 紀宏	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官、副センター長	委員長 職務代理者
	中村 豊	東京理科大学教職教育センター理学研究科科学教育専攻 教授	
	梅田比奈子	玉川大学教職大学院 教授	
区市町村 教育委員会	三浦 康彰	練馬区教育委員会教育長	
医 療	田中 哲	子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長 児童精神科医	
心 理	坂上 頼子	教育と福祉の臨床「オフィスかけはし」代表	
福 祉	瀬戸本むつみ	昭島市教育委員会 スクールソーシャルワーカー	
法 律	角南 和子	角南法律事務所 弁護士	
警 察	黛 和範	警視庁生活安全部少年育成課 課長代理	

東京都教育庁においては、令和6年度に次の者が本冊子の作成に当たった。

教育庁指導部長	山田 道人	教職員研修センター所長	小寺 康裕
指導部指導推進担当部長	市川 茂	研修部長	栗原 健
指導部指導企画課長	藤田 修史	研修部教育開発課長	小野 隆一
指導部主任指導主事（生徒指導担当）	福田 忠春	研修部教育開発課統括指導主事	塚原 雄太
指導部指導企画課統括指導主事	濱田奈津子	研修部教育開発課統括指導主事	浅羽 宏美
指導部指導企画課統括指導主事	金子 将之	研修部教育開発課統括指導主事	豊永 祐里
指導部指導企画課指導主事	菅原 直人	研修部教育開発課統括指導主事	安田 直史
指導部指導企画課指導主事	宮崎亜季絵	研修部教育開発課統括指導主事	荒井 香織
指導部指導企画課指導主事	田後 要輔	研修部教育開発課指導主事	古瀬 嵩
指導部指導企画課課長代理	白幡 光梨	研修部教育開発課指導主事	熊谷 浩
指導部指導企画課主任（警視庁派遣）	池田 和也		

なお、令和7年度においては、以上の者に加え、次の者が作成に当たった。

指導部主任指導主事（生徒指導担当）	小鍛治誠一
指導部指導企画課統括指導主事	鈴木真裕美

いじめ総合対策【第3次】

<下巻>

実践プログラム編

令和7年6月 発行

編集・発行

東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 03（5320）6888（直通）

東京都教職員研修センター

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号

電 話 03（5802）0306（直通）

制 作

株式会社太陽美術

所在地 〒135-0024 東京都江東区清澄二丁目7番7号

電 話 03（3642）6045（代表）

